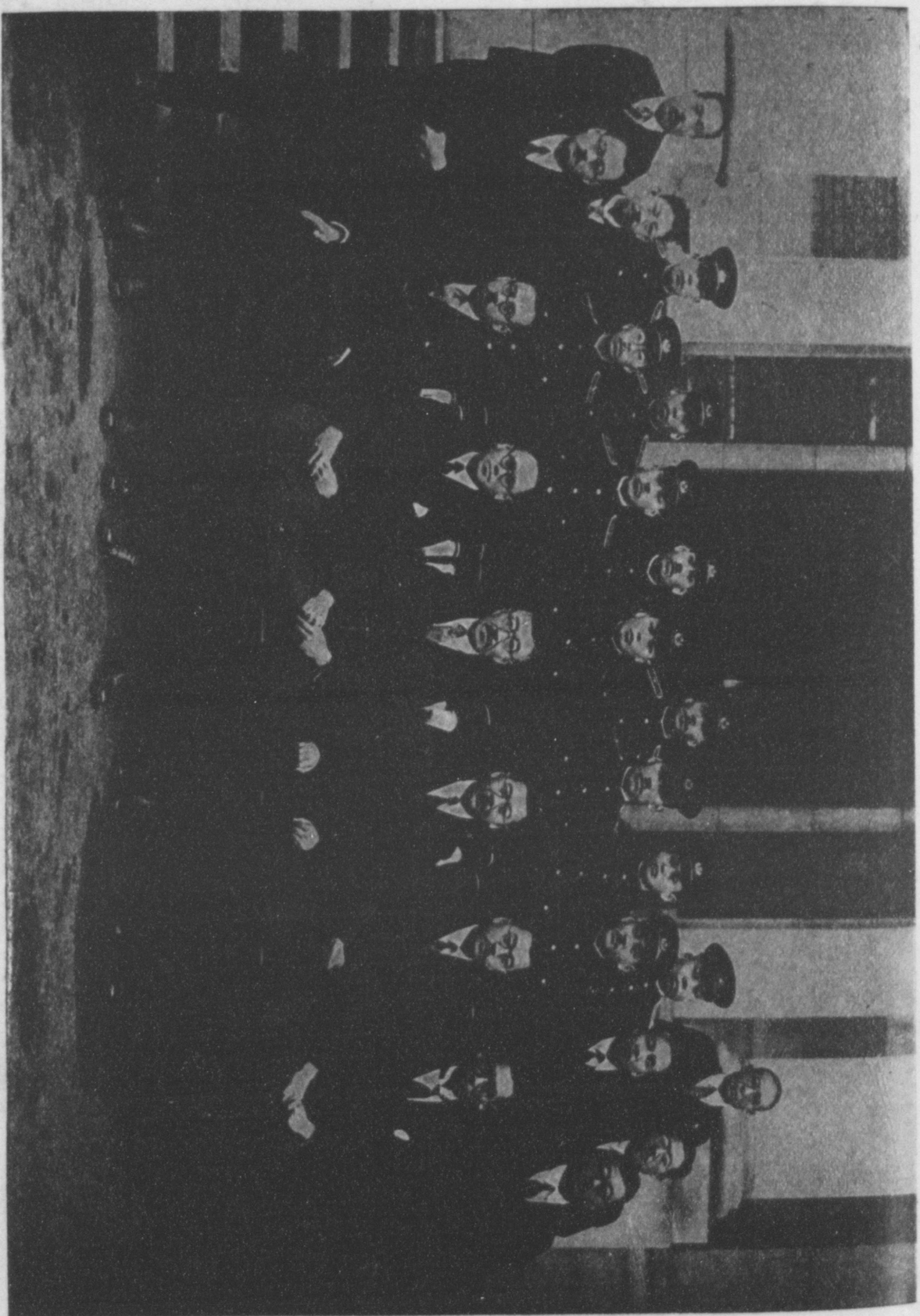


刑 政

第 五 十 四 卷 五 月 號 第 五 號

犯罪防壓の研究會が欲しい	正 木 亮 2
行刑に於ける適性検査に就て	青 木 誠 四 郎 5
常習犯人に對する(下の二)刑事政策的考察	木 村 亀 二 18
社會教育としての行刑	中 尾 文 策 30
行 刑 建 築(二)	蒲 原 重 雄 38
收容者の閱歴に就て(二)	45
隨 感 隨 筆續	印 南 於 菟 吉 57
犯罪に對する社會の(承前)責任	イー・アル・キャツス 63
海 外 時 報	72
行 刑 座 談 會 記	76
建 國 の 精 神(下)	中 村 孝 也 89
常用外國語の手引(三)	100
雜報——刑政俳壇——海外異聞錄——敍任辭令—— 家庭の頁——讀者の頁	

財 團 法 人 刑 勢 協 會 發 行



第三特別練習生卒業記念式撮影

刑
政

第四十五卷 第五號



犯罪防壓の研究會が欲しい

ドイツ刑務官協會の最近の報告によれば同協會は一昨年即ち一九三〇年六月三日より五日間カツセルに於て第二十回の會員集會を開催した由である。

その集會に對して特に吾人が注意を惹かねばならぬことは、有名なレッツマンが「行刑に於ける精神病者の處遇」といふ準則を提案したこととハイムベルガー教授が「刑務官吏の選擇と教養に關する準則」を提示したことと而してテーゲル刑務所長ブルツクスが「教育刑は吾人に何をもたらしたか又何を要望せしめるや」といふ實驗の所見を披瀝したこととである。

レッツマンの提案が行刑の科學的傾向を更に刺戟し、ハイムベルガーの提示が行刑の教育化すべき前提として人の問題の解決を要望したこと、更にブルツクスが吾人に教育刑の確信を強からしめて呉れたことは最近における偉大なる所産であつたが、それらの點に關する詳細は之を他日に譲り、わたくしはこの集會によつて暗示された一點に關して述べて見たい。

それは、ドイツ刑務官協會が單なる刑務官の協會にあらずしていやしくも犯罪防壓に關係ある人士を集め得て徹底的な犯罪問題の探及に著手し居るその状態である。

この協會員としてドイツ各州の行刑當事者殊に吾人が監獄學の研究上常に親しんで居るコツホ（ハムブルグ行刑局長）ゲンツ（司法書記官）ウツツドルフ（プロシヤ行刑局長）等が加はつて居ることは當

然としても、その他の會員としてハイムベルガー、フォン・ヒツベル、メツガー等の大學教授乃至ブムケ博士、ヘンチツヒ博士、レブマン等の名をそこに見出すことがいかにこの協會の研究的であることを思はしめるかは之を讀者の判斷に委ねることが出来る。

その内實せる協會が今や第二十回の集會によつて刑事學界に呼びかけて犯罪問題の解決の爲めに全力を擧げつつあることを明かにして居るのである。

他方に於て國際刑事協會が同じ目的を以て學問的研究にいそしみ、國際刑事及監獄委員會が犯罪原因を科學的に治療せんとしてつある等の對立は果して吾人に何を示唆しつつあるや。

惟ふに、傳統久しきに亙る刑事政策及び行刑が未だに解決し得ざるところのものは慣習犯人の治療、確信犯人に對する改善の方策、絶えざる犯罪原因の醸成に對する對抗、之等を解決することは結局に於て社會を平和に導く最善唯一の手段であるが、その手段を講ずるが爲めに吾人クリミナリストが互に手を取り合ふの必要を示唆したるものにあらざるか。

顧みるに、現下わが刑事學界の風潮は論議紛々實に行くところを知らず、時にたまたま抽象的論戰に墮するの恨みなしとしないのである。協調し得べくして論戰は反つてクリミナリストを離散しつつあるのがわが今日の狀態ではなからうか。

わたくしは思ふ。刑事學の議論も研究も現實のこの澎湃たる犯罪の大波を顧みるなく、之を防ぐことに第一義を置かないならばその議論も研究も結局は學者の遊戲に了る恨みなしとしないのである。ヒツベルとレッツマンとは思想の根底が異つて居る。この兩者を論戰させれば議論は東と西とに別れ

るに違ひない。しかし、その異つた二人が刑務官協會を通じて行刑の改良に向つて居るのは現實の犯罪防戢問題に第一義を置くからではなからうか。わたくしは今日のわがクリミナリストにその状態に著眼して貰ひ度いのである。

わが國の犯罪状態は不幸にして日一日と悪化し複雑になつて來た。そして犯罪人の數は四萬五千を突破するに至つて居るが、しかも、之に對して國民は何等對策を講じやうとしないのは吾人の衷心遺憾とするところである。この時に當りわたくしは總てのクリミナリストに提言するの不適を許されたい。即ち、各々の持たるるところの刑罰思想がたとひ新舊いづれを抱持せらるるともクリミナリストとしての吾人の最大の任務が犯罪に對する防波堤を造り上げるの急務なることを特に意識して欲しいことである。さうして、その第一着として犯罪問題を實際に扱ふ人々、理論的に研究する人々を以て組織する研究會を結成することに共鳴せられんことを切望するのである。

昭和七年四月二十日夜

正 木 亮

行刑に於ける適性検査に就て

——行刑の技術學的考察(一)——

青 木 誠 四 郎

- 一 行刑と職業的訓練
- 二 受刑者と職業的適性
- 三 一般智能の査定
- 四 特殊能力の査定
- 五 餘論

行刑の基礎的考察として應報思想を懷抱する場合はこれをしばらく別とする。人がこれによつて受刑者の社會への正しくしてすなほな復歸を企て、そのための適應性を培はうとするにあつて、まづ考へなくてはならぬのはこの社會生活の具體的な形態としての職業生活についてではあるまいか。まことにこの職業生活への適應が考へられないならば、人の屢々口にする社會適應と云ふことも空虚な概念的楚辭に終るであらう。この意味に於てあのソヴィエットの勞働改善法の基底たる思想は、當然にして正しい實質的なものと云はなくてはならないので

ある。かやうにして、行刑に於ける職業生活への訓練は極めて重要な位置を占むべきものであつて、木村學士が作業の教育的任務を強調してゐられるのも（註一）正木學士が「刑務作業は受刑者に對する職業教育」（註二）であるとせられるのもまたことにこの間の關係を洞察せられた至言と云はなくてはならないのである。受刑者はまづ作業によつて職業的技能をあるひは獲得し、あるひは修練しなくてはならぬ。（註三）のみならずまた種々な訓練によつて職業生活に必要な性格の陶冶を経なくてはならないのである。戒護はこの意味に於て職業上必要なる諸種の性格についての鍛練を怠るべきでない。教誨に於ける道德的心情の陶冶をなすのも、教育によつて知識の啓發をはかるのも、要はこの職業生活への歸結を見るべきものではあるまいか。かのドイツの一九二三年の自由刑執行の原則第一〇六條第三項に「授業科目の選擇及び教授に際しては受刑者の精神能力及一般的並に職業的知識を廣め且つ促進することに留意せられねばならぬ。又秩序ある生活への意志が喚起せられ純化せしめられねばならぬ。教授に於ては國民的知識の基礎並びに重要な日常の事件について論議せらるべし」とある（註四）と云ふが如きは、この點から考へて注意すべきものを有つてゐるのである。

世には受刑者に於ける一般的精神陶冶の必要を唱へてかゝる職業的方向を有する陶冶はその當然の歸結として見るべきを説くものもあらう。併し私をもつて見れば、それは全く反對で私達の性格は職業生活を通じて現るゝものに於てまづその完全さをもたなくてはならない。職

業生活に於ける道德性に破綻を來してゐるやうな場合に、おそらく私達はその人の人格の發展はその發端に於て破れてゐるのを見るだらう。私達は人としてよく生きるためにまづよき工人でなくてはならず、またまづよき商人でなくてはならぬ。それによつてよき國民たりよき人たる端を得るのである。私は受刑者の教育に於ては、まづ何よりもこの職業教育としての意味をいかなる活動ももつべきものと考へるのである。

かくて行刑に於て作業はその中心の問題となるのであるが、かゝる作業教育の實をあらためには、作業を種々なる視角から眺めなくてはならない。木村學士はさきにブランドステッターの研究をあげて作業の社會的性質について概觀せられて（註五）私達の注意を喚起されたのであつたが、正木學士はまた種々の點について考慮すべきものをあげてゐられる。曰く道德的陶冶、能率的考慮、社會の需要狀態、得意な仕事と。（註六）

私はこゝに作業による行刑の一技術學的考察として、右の如き種々の視角の一として、受刑者の得意、即職業的適性の問題を考へかつその實際適用の問題をも併せて考慮して見たいと思ふ。

（註一）木村學士「刑務作業の教育的任務に就て」刑政第四十四卷第五號第十四頁以下。

（註二）正木學士著「行刑時事問題」第三十四頁—三十五頁。

（註三）今日の刑務作業等は、しかく教育的に組織されてはゐない。併し、少くともその方向をもつて發展しつゝあることは、今日各所に實施されつゝある職業訓練によつて見ても明かである。

（註四）木村學士「教育と教育刑の觀念」刑政第四十四卷第九號第十三頁による。

(註五) 木村學士「刑務作業の教育的任務に就て」刑政第四十四卷第五號第十九頁以下。
(註六) 正木學士「行刑時事問題」第四頁。

二

いま受刑者についてその職業的適性の問題を考ふるに、これ等の人々にはその過去の生活から考へて三つの様式を區別し得るものがある。第一は何等の職業的な堪能がなく、その過去の生活に於てまた何等の職業的傾向の形作られてゐない、いはゞ職業的適性の全く不明に屬するものである。第二はその過去の生活によつて見ると、その経験せる職業生活が才能の不足缺乏、又は性格上の欠陥のために十分に營まれません、時にはその人の性格を以てしてはその職業に従事することに多くの危険性が含まれてゐるやうな事實が知られてゐるものであつて、そのいづれにせよ過去の職業生活がその方向への職業的適性の欠陥をなしてゐるやうなものがそれである、第三はその過去の歴史から見て職業的にはその材能に於て、またその性格に於て欠くところのないものがあげられる。

この第一の様式に屬するものは、犯罪少年などに多く見られるもので、幼時からの不運薄遇のために何等の特殊な職業生活に於ける訓練なく、轉々として職業生活を變へ、あるひは浮浪して常習的な犯行によつて生活して來たやうな人達はこれに屬してゐると云つてよい。これ等の人はまだ完全な社會生活を營んでゐないので、いはゞ社會に生活する試みを経てゐず、従つてそのいづれに自らの生活の位置を見出すかについては、殆んど明かでないのである。

第二の類別に従ふものについては、特に犯罪者に於てよく考慮せらるべきものを有つてゐるのである。即ち受刑者の社會生活がその營まれることの不完全であつたらうことは直ちに推定し得るところであるが、その手には、その職業に必要な才能がなく、そのために失業しある者は轉業をつゞけてその結果犯罪に陥れるもの、——例へば運動調整あるひは器用さの劣るものが手工業についたがために失敗したと云ふが如き——あるひは氣質の極めて内向的なものが商業をはじめて失敗して悲惨な經路をたどるやうになつたと云ふ如き、性格の職業的不適性を有してその結果直接間接に犯罪に陥れるものがある。更にまたある種の性格はある種の職業には危険を含む場合がある。輕信、感情の興奮性の著しいもの、空想性の高いものが都會に於て、職業生活を營む場合、殊に所謂水商賣に關係するやうな場合の危険性については、しばしば私達の遭遇してゐる事實であるが、かくの如きも一つの職業的不適性の場合と考ふべきであらう。

第三の種類の屬するものは、所謂偶發的な原因で犯罪に陥つたものでしか、この偶發原因が何等その人の聯業生活に關係のない場合、あるひは職業生活と關係のない一般的な性格欠陥のために犯罪に陥つた人々等を數へられる。一時的興奮のために殺人せりとか、傷害せりとか云ふもの、あるひはまた種々な欲望が熾烈なために、浪費、遊蕩等の結果犯罪をなすに至つたやうな例がこれに屬する。

これ等に於て第一の類は明かな特殊性を有つてゐるのであるから、これを識別することは比較的容易であるが、第二と第三の類別はその間の限界性はしかく明瞭でないからこれを見るに

はその生活史についてのやゝ詳かなる調査を必要とするであらう。併し私の貧しい経験によればこれは十分に識別し得るものがあると思つてゐる。

以上のやうに、受刑者の職業的適性についてその過去から考へると彼等に於ては、必ずしもその最も適應し易い職業方向が明かになつてゐるとは云ひ難いものがある。その明かなものは第三の種別に屬するもののみであつて、その他のものに於てはある種の消極的條件は明かなものがあつても、その他については何等の示唆をもその過去の生活が投げてゐないのである。こゝに私達はその社會適應性の具體的培養の第一歩として、彼等がいかなる方向を以て職業生活に向ふべきかを考へなくてはならぬ。そしてそれを科學的な根據のもとに考へなくてはならぬ。その一つの考慮として適性検査があるのである。

私はかやうな行刑の實際にあたつて科學的根據よりの方法上の問題を考ふるものを行刑技術學と稱し度いのであるが、こゝに述べるものはその一つの考察なのである。

三

職業的な生活に於ける才能の問題として、第一に考慮せられなくてはならないのは、所謂一般智能の高低であらう。

職業の有ついはゞ専門的な技術を獲得するにはそのためにさやうな精神活動を營むことのできるやうに自らの生活のし方をまた活動のし方を組織だてる働き、即ち學習が行はれなくては

はならないのである。この學び習ふことの能力がいはいゆる一般智能であるから、智能が低いやうな場合には、複雑な働きを必要とするやうな學習は到底完全に行はれないと考へなくてはならない。かやうな場合にはたゞ機械的に反覆することだけで進み得るやうな職業の方向が選ばれなくてはならぬ。だから勿論知的な活動そのものを職業の要素としてゐるやうな職業的な活動はこれを學ぶこともできなければ、これを營むこともできないわけである。

併し智能が高い場合には複雑な諸種の専門的な事柄についても學ぶことができ、かつ推理、應用を必要とする職業的な生活をも營むことができる。しかもかやうな人が單純な機械的な作業を振り向けられると、その單純さに飽きて、これを完全に果さず、反つて他事を考へて自らの生活を完ふするに難いことにもなり、又他の人々を押しつけて自分のみがその職業生活の利益を獨占するやうな結果を招くことにもなつて、個人のためにも、社會のためにも反つてわるい結果をもたらす事となるを保し難いのである。(註一)

かくて、私達が受刑者の職業的な生活について考へようとするにあたつても、その一般智能の高低を検査してこれによつて、まづ從來その人の營み來つた職業について考へ、更に將來への企をめぐらさなくてはならないのである。即ち、その人の一般智能から考へてその從來營んで來た職業に無理がなかつたらうか。智能と相應しないために職業的な生活が滑かに行はれなかつたやうな事はなかつたか。あるひは職業的な生活に於ける失行に、智能の不足から來てゐるや

うなものはなかつたか。等々についてでき得る限りの詳かな考慮を拂つて、そこに從來の職業がその人に相應しなかつたか否かについての調査を行ひ、もし不適切であつたやうなことを發見したならば、それによつて將來營むべき職業のいかなるものたるべきかを熟慮して、以て刑務作業の種類を選択するの心構へを必要とするのである。私達はこゝに社會適應性の涵養への第一の歩みを印する事ができるのである。

たゞ刑務所の實際に於ては遺憾乍ら、社會に於けるすべての職業的活動の種類をもつて、その作業内容としてはゐない、多少とも貧弱なるを免れぬのである。併しこれは現在としてはやむを得ない事情にあるのであるから、刑務作業として存するものゝうち多少ともその訓練が適當せる職業への轉移の可能性を有する職業につかしめる事をもつて満足するの外はないのである。(註二) 併し、それであつても、たゞ人員の都合をもつて作業を賦課したり、あるひは前刑の作業を以て直ちにその人の作業としたりするやうな態度に比して、はるかに効果的であることは論をまたないのである。

然らばいかにしてこの智能を検査するか。私はこれをこゝに詳論しようと思はないのであるが、たゞ私達が今日の心理學の發達よりして、その診斷は大きい確かさを以てでき得ることであることゝ、その方法は私達が相當の特殊の訓練をもてば行ひ得るものであることだけを記すに止めよう。(註三)

(註一) 智能の水準によつて職業の營まらるべき種類の異なるべきについては、東京府少年

職業相談所に於ては次のやうな規準を設けてゐる。

最上智能	高級専門的職業水準	創造的統率的努力に適す
上智能	専門的職業水準	行政的指導的努力に適す
普通智能上	高級技術的職業水準	小規模の行政的指導的地位に適す
普通智能	熟練職業水準	きまりきつた熟練機械作業に適す
普通智能下	半熟練及低級熟練職業水準	ある種のきまりきつた熟練作業に適す
下智能	不熟練或は最低熟練職業水準	單純なきまりきつた作業に適す。監督指導を要す
最下智能	最低熟練職業水準	甚だ單純なるきまりきつた作業のみをなし得

(註二) この關係に於て今日の刑務作業の種類について、そのあるべきものを調査すると共に、その作業に就て要する智能水準を定め更にいかなる種類の職業であれば、いかなる社會に現存する職業を營むためにその訓練が役立つか、換言すれば職業的訓練の效果の轉移についての調査を行ふことが急務であると信ずる。

(註三) 私は今日の智能検査に於ては、時間の餘裕あらば、大阪市教育部の努力にかゝるビネー改定法を用ひ度い。(鈴木治太郎『智能測定法』又は小著『個性調査の原理及その方法』參照) 併し、受刑者に於ては特にその經驗界の特殊性から、特にその智能を検査するための特別の方法を考案すべきものなることを信ずるものである。

四

一般智能の見られなくてはならない理由は、その職業生活の種々な知識技術を獲得する能力がこゝに關係してゐるからである。たゞ併し職業に於てはかゝるその専門の知識、技術の獲得の一般的な能力が考へられなくてはならないと示ふに止らず、これを營むに必要な特殊の能力

をも又考へなくてはならないものがある。これを例へば種々な手工業にはいはゆる器用さを必要とする。その器用さなくしてはたとへ智能は高くてもいかなる複雑なものをも學習する能力があつたとしてもこれを十分な成效を以つて營む事はできないのである。又精密な器械工にはその眼の働きの確かさがまた鋭敏な觸覺或は聽覺が必要とされる。この働きなくしてはいかに智能は高くてもその職業を學ぶに相應しくても、その効を十分にあげるやうに一つの職業生活を營むことはできないのである。こゝに種々なる職業につかうとする人々については、その各の職業に必要なして欠くことのできない特殊の能力について考へなくてはならぬものがあるのである。

釋放された所謂刑余者が社會生活を營むにあたつて果していかなる職業がその生活を保障するかいかなる職業はこれに就くことに多くの危険が藏せられて居るかと云ふ事については遺憾乍ら常識以外に系統たてられたものを私達は見て居ない。(註一)たゞ併しその大部分の就職の實情は、多く熟練職業以下にあると云つてよいであらう。そこで、いま、受刑者についてその職業的適性の如何を特殊な能力について見ようとし、そしてその場合できるだけ價值のある能力を検しようとするならば、熟練職業と云ふべき諸種の職業に必要なものを調査しなくてはならないのである。

この點に於いて東京地方職業紹介事務局が中心になつてされた諸種の職業分析の結果は、私達に示唆するところの多いものがある。(註二)この調査は製版印刷、電氣機械器具、化學製品、綿糸

紡績及毛絲紡績及百貨店々員、銀行員等に於ける七十八の分業に就て、主として觀察によつてその必要とする能力を調査したものであるが、その場合考慮しなくてはならないとしてあげられた諸種の能力の中主なるもの七八分業中七分業以上に必要とせらるゝものをあげると次の如くである。

知的機能、注意の分配、持續集中、視力、辨別、目測、美的感覺(美的判斷)、觸覺、運動機能、器用さ、力量、作業速度、共應作用、運動速度、運動確度、運動調節。

これ等について見ると、知的能力としては、注意の集中、持續、分配、視力、目測、美的判斷、觸覺、辨別は注意の分配の一つの形として見得るからを運動能力に於ては、共應作用、運動確度、運動調節を含めた器用さ、力量及び運動速度が、上述のやうな職業生活を營むに特に考へられなくてはならぬ能力であると云ふことができる。

こゝに於て今日受刑者に適性検査を行ふ場合には以上のやうな能力について、でき得る限り正確な觀察を遂げなくてはならない。併しこの觀察に於て重視されなくてはならぬ日常生活についてのそれは、刑務官と受刑者とはその收容時に於ては大體初對面であるのであるから、不可能な事と云はなくてはならぬ。かと云つて長い間種々な作業をさせて見て、その成績によつて能力の如何を見ることは到底でき得る事ではない。従つて私達は刑務所に於てはいきほひ實驗的な方法により、所謂検査によつてその能力の如何を見るの外はないのである。力量を握力計で測り、運動速度を打叩法やマツチ、ボードによつて測り、器用さを特別な工夫による實驗に

よつて評定するが如き方法がこれである。(註III)

併し乍ら、かゝる測定及その測定の結果を解釋するにあつては、何等の準備もなくしてこれを行つてたゞその結果を單純に解することには多くの危険を伴はないではゐないのである。殊に日常生活の觀察をなす場合には生活の多方面について見るために、また比較的長い時間かゝつて觀察するために偏つた觀察をなすやうなことは少いかも知れないが、實驗的方法には往々にして機械に對する過度の信賴や、結果の數量に對する一種の迷信的な態度の出易い關係があるため、その結果の判斷は間々誤りを生ずることがあるのであつて、かやうな實施には心理學的な専門的素養を必要とし、少くとも特にそのための訓練を経たものを要するのである。

かくてある程度の専門家によつて、この種の能力の検査を行ふことができれば、私達は次に各種の職業について見てその適當なるものを見出すこともできるだらう。或は本人の希望する職業について以上のやうな検査の結果から有力な忠言を呈する事もできるのであらう。そして刑務所に於てそれと同一の作業を見出すことができれば、受刑者はその毎日をやがて營むべき社會生活への準備の訓練として過すことができるのである。併し今日の刑務所に於ては前述したやうにかゝる作業を見出し得ない場合のあることは云ふまでもないが、かゝる場合にあらつても、その最も適當した職業へできるだけ作業の訓練の効果が轉移するやうなものを選んでこれを刑務作業として課することによつて効あらしめることができるのである。私達はかゝる工夫により、その實施によつて、こゝに受刑者の社會適應性の涵養に、具體的科學的な第二の

歩みを印したこゝなるのである。

- (註I) 釋放者が社會生活に復歸してよりよき適應性をもつて、これを營み得るやうな職業の種類についての基本的實際的研究は行刑の完成のための一つの大きい參考を提供するもので、今日最も緊急な研究事項の一つである。
- (註II) 東京地方職業紹介事務局、職業の解説及適性、昭和五年以降。
- (註III) これ等の具體的な方法については、印南石井吉益、高瀬近藤の諸氏及小生の協力によつて近々公にさるべき業績にこれを譲ることとする。

五

一般智能及特殊能力の如何を検して、受刑者のやがて復歸すべき社會に於ける職業生活を考慮することは、以上の如き考方と方法とを以て行はるべきであるが併し、職業生活には尙身體の狀況、氣質及性格、周囲の事情、及職業の社會に於ける需給の狀態等について、十分な認識をなし、それに基づく考慮を必要とする事は云ふまでもあるまい。茲にはたゞ適性検査と通稱される問題についてのみ考慮して見たのであつて、職業生活への指導はこれ等他の考慮によつてより一層確かなものとなり得るものであることは、云ふまでもないのである。

(昭和、七、四、四)

常習犯人に對する刑事政策的考察 (下の二)

木 村 龜 二

- 一 常習犯人の概念
- 二 フランスの對策(ルレガーシヨ)
- 三 アメリカ合衆國の法律(ボームス法)
- 四 イギリスの實驗(キヤムプ・ヒルの豫防拘禁制) (以上前號)
- 五 ベルヂックの社會防衛法
- 六 ドイツ刑法草案及び其他(以上本號)

五

ベルヂックによつては、最近一九三〇年に社會防衛法(Loi de défense sociale à l'égard des anormaux et des délinquants d'habitude du 9 avril 1930)が制定せられた(一)。この法律は、一九二五年八月四日にその草案が議會に提出せられて以來、久しい討議を重ねて作られたものであつて、主として精神障礙者の保安處分を規定したものであるが、同時に、その第五章に於て、『累犯者及び常習犯人』(récidivistes et délinquants d'habitude)に關する規定をも設けたものである。

(一) ベルヂックの社會防衛法に關しては、既に大塚學士の研究がある(『白耳義の社

會防衛法案』法學志林第二九卷第一二號及び『白耳義の社會防衛法』志林第三二卷第八號參照)。法律のドイツ譯としては、Belgisches Gesetz zum Schutz der Gesellschaft vor Anormalen und Gewohnheitsverbrechern iibergesetzt von K. Doerner, Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, 51. Bd. Heft 3, 1931, S. 404 ff. がある。尙ほ、同法の詳細なる研究としては、Buffelan, La réforme pénitentiaire en Belgique et la loi de défense sociale du 9 avril 1930, 1930 參照。

この社會防衛法は、刑法學上の單なる一學派の立場からのみ影響せられて出來たものではなくして、諸種の政治的社會的立場及び人類學的、法律的立場から合成的に制定せられたものであつて、例へば、社會黨のヴァンデルヴェルデ、自由黨のイーマンス、カトリック黨のカールトン・ド・ウィアール、刑事人類學的調査所長のヴェルヴェック、検事長、刑法教授の經驗を基礎とする人々としてのセルヴェー、コルニール等がその立法に參與したのである。その根本思想は、刑事處分の個別化といふ新派の基本觀念を採用したものであつて、之につきブラッフォールは次の如く述べて居る、曰く『この法律は、假出獄及び執行猶豫に關する法律(一八八八年五月三十一日)、浮浪及び乞丐に關する法律(一八九一年一月二七日)、受刑者の復權に關する法律(一八九六年四月二五日)、少年法(一九一二年五月一二日)、酌量減輕の法律(一九一九年八月二三日)及び一九二〇年の行刑改革等の段階を経過して發展して來たところのベルヂックの刑法の進化を繼續せしめつつあるところのものである』(二)と。

(二) Bradford, Essai de contribution à l'évolution du droit pénal, 1929, p. 57.

累犯者に對する規定は、既にベルヂック刑法(一八六七年六月八日)にも、勿論、存在して居つたの

であつて、その第五四條では、重罪の宣告を受けたる後、新に懲役に該る重罪を犯したる者は十年以上十五年未満の強制労働に處せられ、新に十年以上十五年未満の強制労働に該る重罪を犯したる者は十五年以上二十年以下の強制労働の言渡を爲され得る。但し、後の場合においては、少くとも十七年以上の強制労働の言渡を爲すべきものとせられて居る。又、第五六條では、重罪の刑の宣告の後、新に輕罪を犯したる者はその輕罪につき法律上規定せられたる刑期の二倍に至る刑に處せられ得る。前犯一年以上の禁錮にして、犯人がその刑の執行後若は時効經過後五年以内に新に輕罪を犯した場合も同様。且つ右の兩場合を通じて、刑の言渡を受けた者に對しては五年以上十年以下の間、警察監視を言渡し得ることとなつて居るのである。更に、第五七條においては、前に普通刑法上重罪若は輕罪に該當する行爲に因り軍法會議に依つて普通刑法上の刑が宣告せられたる場合も累犯規定の適用を受ける旨及び前の犯罪が軍刑法の刑に處せられた時は、之に普通刑法を適用せられた場合に科せらるべき刑の短期を標準として累犯規定の適用を爲す旨が定められて居るのである。社會防衛法は、その第二四條において、右の刑法第五四條及び第五七條の場合に於て、累犯者に對しては、刑期終了後、更に二十年間之を政府の管理(*disposition du Gouvernement*)の下に置くことを規定し、第二五條においては、刑法第五六條及び第五七條の場合において、累犯者が一年以上の禁錮に處せられた時は、刑期終了後、更に十年の間、一年未満の禁錮の時は五年以上十年以下の間、政府の管理の下に置かれる、有罪宣告を受けたる者がその宣告前十五年以内において六月以上の禁錮に該る行爲を三回以上爲し且つ繼續的な犯罪的

傾向ありと認定せられた時も亦同じと規定せられて居るのである。政府の管理の下に置かれた累犯者及び常習犯人は勅令に依り定められた施設に收容せられる(第二七號)。第二四條及び第二五條に依つて政府の管理に服する累犯者及び常習犯人は、その管理から釋放せられることを申請することを得る。釋放申請は檢事長に對して之を爲し、檢事長は必要なる調査を爲し、書類を控訴院の刑事部に提出する。控訴院の刑事部は、辯護人立會の下に本人の陳述を聞いた上で、裁判を爲す。右の申請は政府の管理が十年を超へざる場合は、刑期終了の後三年を経過した時に之を爲し、爾後三年毎に之を繰返し得る。其の場合においては、刑期終了の後五年を経過して申請を爲し、爾後五年毎に之を繰返し得ることとなつて居るのである(第二八條)。ベルヂックの社會防衛法の特色は、大塚學士の指摘せられたとほり(三)、常習犯人に對して不定期主義を明らかにしたことである。然し、その立法の形式は、依然イギリスの豫防拘禁と同じく刑と保安處分との二元主義の立場に立ち、唯だ異なるのは、處分の期間を大膽に延長して居る點にあると謂ひ得るであらう。

(三) 大塚學士『白耳義の社會防衛法』志林第三二卷第八號第九二頁參照。

然しながら、私がこの法律について特に指摘したいのは、それが既に述べたところのフランスのルレガーシヨンの法律(第三條)におけると同じ様に、常習犯人の規定の適用から政治犯の場合を明文を以て除外したといふこと(第二四條但書第二五條第三項)である。かくして、ベルヂックの新法律は處分の期間に關するイギリスの法律の短所を一部分補ふと同時に、フランスの法律

の長所を採用する事に依り常習犯人の對策に更に一步進めたものと謂ひ得るのである。然しながら、その二元主義は依然として單純なる應報刑思想との妥協であつて何等の進歩ではない。

六

クナイゼルは、『刑法草案の價值、無價值は、根本的には、累犯者及び常習犯人に對する規定が眞に合目的に爲されて居るか否によつて決定せられる』(一)と謂つて居るが、この常習犯人の現象が、又、ドイツ刑法改正の重大なる動機であつたのである。それは、ドイツの一九二七年刑法草案が議會に提出せられ、それについて、一九二七年六月二十一日に第三議會の第一讀會が開始せられた日に刑法改正委員會の委員長カールが爲した講演に依つても之を理解し得る。即ち、カールは、ドイツ刑法の改正が、累犯現象の増加を原因として始めて一九〇二年のドイツ法曹大會において問題とせられたことを述べた上で、次の如く謂つた。曰く、『刑法改正の根本は：先づ第一に、犯罪人に關して心理的立場から從來よりも一層嚴密に分類を爲しそれに適當なる對策を講ずるといふことであつた。このことは、一八七一年の刑法には全然缺けた點であつたのである。…又、職業的及び慣習的犯罪人に對し從來よりも嚴重な規定を設けねばならなかつた。即ち、累犯といふことだけでは全然不適當であつたのである。次に、第二の根本目的は保安處分と刑罰とを結びつけること、換言すれば、犯罪人が累犯に陥ることから及び社會を犯罪人から保護する』

るといふことであつたのである……』(11)と。

(1) W. Kneisel, Rückfall und Gewohnheitsverbrecher nach geltendem Recht und den Entwürfen Deutschlands, Österreichs und der Schweiz, 1929, S. 1.

(11) Kneisel, *ibid.* S. 71.

常習犯人に關するドイツ刑法草案(三)の規定の發展は、常習犯人に關する刑法上及び刑事政策上の諸種の根本問題を明白に理解せしめて居ると謂ひ得るであらう。その中でも最も注目すべき問題は常習犯人と累犯とに關するそれである。ドイツの現行刑法では、累犯に關しては竊盜罪(第二四四條)、強盜罪(第二五〇條第五號)、贓物罪(第二六一條)、及び詐欺罪(第二六四條)につき個々の規定は存在するが、日本刑法(第五六條以下)の如き一般的規定は存在しない。又、常習性に關する規定も、日本刑法の賭博に關する規定(第一八六條第一項)の如く個々のもの(第一五〇條第一八〇條、第一八一條、第二八四條第二項、第二六〇條第三〇二條d.e)としてとどまつて居る(四)。然しながら、累犯と常習犯との關係については相當古くから論ぜられて來て居つた。そして、この問題に對し最も重要な仕事を爲して來たのは國際刑事學協會とドイツ法曹大會とであつて、國際刑事學協會では、そのブリュクセル會議(一八八九年)及びそのハルレのドイツ部會會議(一八九〇年)以來、本問題は常に討議に上せられて來たのであつた。

(11) 諸國の刑法草案の常習犯の規定を研究したものとすれば、少し古くは、Meager, Die Behandlung der gefährlichen Gewohnheitsverbrecher, Monatschrift, 14. Jahrg., 1923, S. 135 參照。尙ほ、最近

のものとして、Efferts, Die strafrechtliche Behandlung des Rückfalls, 1927, Kneisel, *ibid.*, 参照。
(四) Vgl. Kneisel, *ibid.*, S. 7 ff.

殊に注目すべきは、第二十八ドイツ法曹大會においてエム・エ・マイヤーの爲した報告である。彼は、累犯者の概念を以て常習犯人のそれを置き代へることの不適當なる所以を指摘すると同時に、行爲者が未だ刑罰を受けたことなくとも尙ほ常習犯として處罰せられねばならぬことを強調した。そして、彼は、累犯の意味は之を認めるが常習性といふことは全然獨立の概念であると爲したのである。かくて、この法曹大會では、常習性のあるといふことは常に刑の加重事由となしたのであるが、累犯を以つて加重事由に非ずと決議したのである。同様の主張は、其の後、ラートブルッフ、ミッテルマイヤー等の如き人人に依つても是認せられるに至つた(五)。ドイツ刑法草案の發展の歴史は、累犯及び常習犯人に關するかかる思想が如何なる程度において採用せられたかを示すものとして特別な興味を與へて居るのである。

(五) Kneisel, *ibid.*, S. 76 f.

ドイツの刑法草案ではその一九〇九年の豫備草案から一九一九年案に至るまでは、——一九一一年の對案を除いては——悉く、累犯加重の規定と並べて、常習犯人に對する規定を設けて居つた(88 89 V.E., 98 G.E., 121 K.E., 120 E. 19)。この傾向に對して根本的な變化を與へたのは一九二五年案である。この草案に至つて、その第七七條において、始めて單純なる累犯といふことは之を刑の量定の場合に考慮するにとどめられ、刑の加重は累犯的常習犯人に對してのみ規定せ

られることとなつたのである。勿論、その第七七條は尙ほ、累犯といふ表題を持つて居つた。然しながら、そこでは、累犯といふ事實は「刑の加重の前提の一であつて、成る程最も明瞭なもの」(die sinfälligste)ではあるが、然し決して決定的なものではない(六)ものとせられるに止まつたのである。一九二七年案の第七八條は、かかる二五年案の根本觀念を徹底せしめて、表題を常習犯人と改め、純粹に犯罪人の心理的特性を刑罰の中心的對象と爲すに至つたのである。かくて「如何なる人間であるかといふことが責任の基礎とせられ——單に個々の行動についてののみではなくして、それ等の行爲に至らしめるところの性格の特質に因つて責任が決められることとなるであらう(七)」といふ思想が確立せられるに至つたのである。

(六) 一九二五年案理由書第五五頁。

(七) ヒルフィッケルの言葉。Kneisel, *ibid.*, S. 77-8.

一九二七年案の第七八條は、その第一項において、既に二回重罪若は故意ある輕罪に因り死刑若は六月以上の自由刑の宣告を受けた者が、新に重罪若は故意ある輕罪に因り一の自由刑に處せられ且つ前犯罪に比較して新犯罪に因り社會的保安の爲めに危險なる常習犯人なることが認定せられる時は新犯罪につき更に重き刑の規定なき場合に限り、五年以下の懲役に、若し新犯罪が重罪なる場合は十五年以下の懲役に、處せられ得るとせられた。前犯に關する刑の宣告と新犯との期間は五年以内、但し、刑の執行の期間若は官廳の命に依る收容の期間は之を算入しない(第二項)。ドイツ國內に於て重罪若は故意ある輕罪に該當する行爲に因り外國で受けたる有

罪宣告はドイツ國內におけるそれと同様のものと看做される(第三項)。かかる常習犯人に對しては、更に刑と並べて、第五九條に因り保安監置(Sicherungsverwahrung)を言渡し得、監置の期間は三年で、この期間經過の以前において裁判所が更に監置を必要なりと認めた時に限り三年を越へ得る(第六〇條第三項)。但し、被監置者は法律又は裁判所に依り定められた期間の満了以前に裁判所の同意を得て釋放せられ得る(第六二條)こととせられて居つた。

常習犯人に關する一九二七年案の第七八條及び第五九條は、其の後の刑法改正委員會の會議において注目すべき修正を加へられた。主として、それは政治犯との關係においてであつた。委員會においては、ドイツ共產黨の議員は第五九條の抹消を要求し、社會民主黨の議員は本規定の濫用を防ぐ爲めの多くの制限を要求した(八)。その結果、第七八條は政治犯に對しては適用が除外せられることとなつた。そして、それを明文として表示する爲めに、一九三〇年案では、新にその第二項として、『若し行爲者が、専ら、第八六條乃至第一一七條(叛逆罪)、第一六六條(國家に對する誹毀罪但し抹消)、第一六九條乃至第一七一條(法律侵害、納税拒否、可罪行爲の教唆罪)、第一七五條(秘密結社等の罪)、第一八〇條(宗教團體侮辱の罪)、第三一七條(名譽毀損罪)、第三一九條(誹毀罪)、第三二〇條(侮辱罪)に因り有罪宣告を受け若し刑に處せられたる場合、又は、右の重罪若し輕罪と競合せる他の法律侵害に因り有罪宣告を受け若し刑に處せられたる時、その法律侵害が右の重罪輕罪に比して重要ならざる場合、にはこれ等の行爲は考慮せられることなし』といふ新しい項が挿入せられたのである。尙ほ、其の他、第七八條に、『六月以上の自由刑』とあつたの

が『六月以上の懲役若し禁錮』と修正せられ、確信犯に對する拘禁(Einschliessung)が除外せられた(九)。又、第五九條の保安監置についても、既に一回死刑若し懲役の宣告を受けた者が第七八條に基き公安に對し危険なる常習犯人として、『一の刑の宣告を受けたる時は』とあつたのが『……一年以上の懲役又は禁錮の宣告を受けたる時は』として制限せられ、更に、保安監置の期間に關する第六〇條第三項が一部削られ、その代りとして新に第六項として、『保安監置に付したる場合においては、裁判所は三年を経過せんとする直前に監置處分の目的が達せられたりや否を審査することを要す。但し、裁判所は更に短期間において右の審査を爲すことを得る』と附け加へた。

(八) Kneisel, *ibid.* S. 73.

(九) Kneisel, *ibid.* S. 74; vgl. H. Bell, *Deutsche und oesterreichische Strafrechtsreform*, 1930, S. 21.

嘗て、行刑局長ブムケ(Bumke)は、一九二七年十一月二日の刑法改正委員會において、『監獄問題に關し各邦に對する諮問』の結果、一九二七年案の第七八條及び第五九條が適用せられたとしてその適用を受ける入監受刑者數に關する質問の答として、第七八條の條件を滿す禁錮受刑者の數が一一、九九五名、第五九條の條件を滿す者が三、九九八名ある旨の報告を得たことを報告したとせられて居る(一〇)。一九三〇年案の下においては、これ等多數の人人に對して更に合理的且妥當な處分の適用がもたらされることとなるわけである。かくて、一九三〇年案は累犯と常習犯人との合理的結合を成就し、又、フランス及びベルヂックの常習犯人法の長所たる政治犯除外

例を設けることによつて從來の諸國の法律に對して確かに一段の進化の跡を示すに至つて居る。然るにもかかはらず、それは新に『危険性』(Gefährlichkeit)の概念を法律上導入することによつて裁判官の任務を重からしめることとなつて居る外に、尙ほ刑と保安處分との二元主義をイギリス、ベルヂックの法律と共有することに依つて、既にイギリスの豫防拘禁について述べられた二元主義の缺陷を依然として保持して居るものと謂はねばならぬのである。

(100) Kneisel, *Ibid.* S. 73, vgl. S. 5.

この最後の刑と保安處分との二元主義と異なる立場を示して居るものとして注目すべきは、スイスの一九一八年の刑法草案第四〇條第一號であつて、そこでは、他の點においては甚だ缺點の多い規定であることは別として、刑の代りに監置が適用せられることとなり、保安處分一元論が採られて居るのである。然るに、刑罰の内容が所謂刑罰としての應報的害惡を加へることを目的とするものとして行はれるべきものと解せられる限り、二元主義は單純なる折衷主義の域を脱却し得ないものであること明であつて、その意味においてはスイスの草案の保安處分一元論を以て徹底せる規定となし得るであらう。然し、理論的に刑の保安處分化の理念の上に立ち、教育刑の見地において考察が爲されるにおいては、刑罰一元論の立場を採るにしても、それは内容的實質的には保安處分一元論と同一に歸着するであらう。かかる意味において、私はドイツ刑法草案の二元主義は不徹底であるのみならず、實に有害無益の規定であつて、寧ろ須く一元論的立場に立たるべきものなりと考へて居る。そして、既に我々は、かかる思想が常習犯人に對する

不定期刑の要求として強くドイツの刑法思想界の水平線上に現はれつつあるのを認めることが出来るであらう。例へば、リスト・シュミットは、『將來において、教育及び改善思想が自由刑の執行において眞面目に考慮せられるに至るならば、直ちに不定期刑が採用せられるであらうし、且つ採用せられねばならぬことは、これを豫測することは、少しも困難ではない』(一一)として、特にエッセンの國際刑事學協會ドイツ部會の會議の傾向を指摘して居るのである(一二)。かくて、我々は常習犯人に對する對策としての不定期刑主義への進化は、ドイツにおいても避くべからざるものとなりつつあるのを見るのである。

(11) Liszt-Schmidt, *Lehrbuch des deutschen Strafrechts*, 26. Aufl. 1932, S. 23 Anm. 13.

(12) エッセンの會議においては、常習犯人に對して不定期刑を設けるべきことが決議せられ、同時に不定期刑の執行が教育的たらしめらるべしと決議せられ、
40. Mitteilungen der IKV, 24. Tagung der Deutschen Landesgruppe zu Essen am 28. und 29. Mai, 1931, 1931, S. 102.

社會教育としての行刑

中 尾 文 策

- 一 教育刑の認識と社會教育
- 二 戒護行刑と自主行刑と（以上本號）
- 三 行刑官吏の問題
- 四 受刑者の科學的調査と分類
- 五 獨居制と雜居制
- 六 自治制
- 七 作業
- 八 行刑と社會との接觸
- 九 結語

一、

刑罰の本質を教育と理解する事は、目的刑主義の深刻化より来る必然的な結論である⁽¹⁾。言ふ迄もなく之には執拗なる反對論がある⁽²⁾。けれ共刑罰は教育として徹底するに非ざれば意味を爲さないものであり、現に、其の教育化の傾向は、世界を通じて既に著しい⁽³⁾。

(1) 牧野博士「教育方法としての刑罰と法律關係としての刑

罰」行刑論集昭和五年第四頁。

(2) 教育刑に對する反對論は、其の基礎たる目的刑論（相對主義）に對抗するもの、即ち刑罰應報其れ自身を目的とする絕對主義と、同じく應報を高調しつつも意識的に又は無意識的に目的主義の上に立脚するもの（ボンデューが指摘する如く、國家權威の保持とか被害法益の擁護とかが言はれると同時に純粹なる意味に於ける應報刑は實は消滅するものである。Curt Bondy, Pädagogische Probleme im Jugendstrafvollzug, 1925, S. 2）との二つがあり、趨勢としては前者が影を潜めて（木村教授「行刑上より見たる刑罰の本質」刑政第四二卷第二號第六頁。絕對主義も、國家權力に依る刑罰の形をとると同時に必然的に相對主義化するものである事は、既に一八八二年にリストが詳細に論じた所である。Franz v. Liszt, "Der Zweckgedanke im Strafrecht" Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, 1905, I Bd. S. 126 ff.）後者が高調せられて居る。故に我々は最早、屢

論を性質的に基礎づけ得ない事は勿論である。教育刑論の概念構成に就ては他日稿を改めて論じて見る積りである。

問題となつた所の「國民的確信」とか「正義必然の要求」とかの、前反省的な非實證的なドグマと争ふの煩より解放せられ、特定の目的（茲には特別豫防と一般豫防とが相對立して說かれるが今は立入つて争はない）に對し、應報と教育との何れがより合目的であるかの、實證的な論をすれば足りる事となつたのであり、而して其の論争は着々と諸國の刑罰法行刑法に於て明白なる結論を見つゝあるのである。

(3) 先づ刑法に於ては世界的な風潮としてその對象が、可罰要件としての抽象的な犯罪から、教育要件としての具體的な犯人に移動しつゝあり（牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」昭和四年第五頁以下參照）行刑法に於ては一々枚舉に達なき中にも、ソヴィエントロシヤの勞働改善法（一九二三年）（正木學士「行刑上の諸問題」昭和四年 Paedagogische, Strafe und Strafvollzug in der Sowjet-Union, 1929, Schirwindt, Les prisons en U. R. S. S. 參照）ドイツの自由刑執行に關する原則（一九二三年）目下審議中の行刑法草案（一九二七年）プロイセン累進處遇法（一九二九年）（正木學士「教育法としての累進制」法學志林第三十卷第八號以下參照）アメリカに於ける自治制及び科學的調査（正木學士「アメリカに於ける行刑の重點」志林第三十一卷第九號以下參照）を擧げて置かう。然し右は事實たるに止るから、其の分量を以て直ちに理念としての教育刑

教育刑は、要するに犯罪者に社會性を賦與又は恢復する處分である、此の思想は特に一八七〇年シンシナチ會議⁽⁴⁾以後、改善主義（reformatory system, Bessersystem）又は教育刑（Erziehungsstrafe ミッテルマイヤー）或は改造（Umildung フロイデンタール）等の名稱を以て呼ばれてゐたものであり、嚴格なる規律の下に道德的改善、職業訓練、體力増進等を行つたのである。然し此る思想も、結局は十九世紀を其の母胎とするものであり、この中には個人主義と功利主義と人道主義とが、無秩序無聯絡に混合して居た事は否定するを得ない。二十世紀の行刑學の使命は一方には應報刑論を克服し、他方には右の雜然たる諸要素を止揚して、渾然統一ある行刑の教育學を樹立するにあつたのである。右のシンテーゼとして得られたものは何であつたか、私は之を、行刑に於ける社會性の深き認識であると解する。即ち、行刑と社會生活とを具體的有機的に結合する事（勿論或人の眼に最早其れが所謂刑罰では無くなりさへするであらう共）により、所謂社會教育の深化に到達する可きであるとの認識が之である。

従来の改善刑主義は、其のよき意圖と努力とにも係らず汲々として一人清く一人高きエミールを作り上げんとした事に(6)其の缺點があつたのであり、従つて個人が作り上げられても社會人が訓練せられなかつた憾みがある(7)。私は之を、社會教育としての教育に徹底し得なかつた事に由るものと考へるのである。

そも、教育と言ふ事は、社會を條件としてのみ其の概念が成立し得るのであつて、教育と言ふ時其れは當然に社會を前提として居るのである。社會教育と言ふ概念は、個人教育とか學校教育とかと共に教育の中の一部を爲すものではなく、その儘教育の全部を支持するものであり、單に教育に於て社會的見地を重視するとか、社會的方法を入れると言ふが如きものと異り、教育即社會教育であり、社會教育即教育なのである(8)。此の事は行刑に於て特に明白な筈である。よき市民にすると言ふも(オスボーン)有用なる社會人にすると言ふも(リスト、牧野博士、リープマン)人に還すと言ふも(ランザ)社會に復歸せしむると言ふも(正木學士)社會並に文化生活に編入すると言ふも(ボンデュー)畢竟右の如き意味の教育の高調であり、其の思想に徹底するに於ては、従来の如きよき囚人としての訓練に(9)没頭し得ない筈で

ある。さるを、従来の行刑は如何に甚しく社會を忘れ、如何に多くの人を社會より奪つた事か。刑を應報とするに於ては論なし、教育とか改善とかをモットーとしつつ尙此の悲しむ可きデレンマに陥つた所以のものは、教育に於ける社會性の認識に缺けたからである。されば近時行刑につき種々の改良乃至試みの行はれるのも、要するに教育の本質を反省し、社會教育に復歸徹底せんとするものと言ふ事が出来る(10)。以下に私の述べる所も、此る理解に於て統一的に、行刑(11)の任務と方法とを考へんとするもの外ならぬのである。

(4) 一八七〇年米國刑務協會第一回の總會がシンシナチに開かれ、改善主義の色彩鮮かな決議を發表して行刑思想史上の一エポックを劃した。その内容は種々の文獻に散見するが例へば F. H. Wines, Punishment and Reformation, 1919, pp. 204-205

(5) 其のバイオニアとして又其の定型を造つたものとして、天才的行刑家たるブロックウエーの下に一八七六年建設せられたエルマイラ改善所は餘りにも有名である。其の詳細は Z. R. Brockway, Fifty years of prison service, 1912, p. 161 et suiv., A. Winter, Die New-Yorker staatliche Besserungsanstalt zu Elmira, 1890.

(6) 善意の下に強制される獨居主義、沈黙主義、服従主義、

戒護主義等の衣を以て、高度の道德的緊張の要求を包むもの之である。

(7) 正木學士が「思想家を作る教誨」を警戒して「平凡人」の養成を説かれた事は、「行刑の時事問題」昭和六年第三六―三八頁)此點に對する鋭い批判と見得る。オスボーンが口を極めて society と common-sense とを叫んだのも之であつた。

(8) 恰も其れは、經濟學は當然に社會經濟學であり、倫理學は直ちに社會倫理學であるのと(兩者共に社會生活が當然の前提であるから)等しい。(土田杏村氏「現今教育學主問題」昭和六年第十八十九頁)尙此點に關しては正木學士「アメリカに於ける行刑の重點」前掲通冊第一二二頁以下に詳細なる論述がある。

(9) オスボーンは従来のエルマイラ式改善主義を皮肉つて言つて居る。「一見問題は眞實解決せられた如く見えた。所長には眞實有能な刑事學者があり、嚴格にして軍隊式の士官あり、看守と囚人とは立派な制服があり、清潔、秩序、規律、勤勉あり、技術的並びに理論的教育には進歩があつた。然し其處には唯一つのものが欠けて居た。其れは改善(reform)と言ふ事である」T. M. Osborn, Society and prisons, 1916, p. 115. それこそ「モリッツ・リープマンは「ヘルツィラは美しき夢である Elmira ist ein schöner Traum」と慨嘆するのである。正木學士「アメリカ

に於ける行刑の重點」前掲通冊第九六三頁。

(10) Vgl. C. M. Liepmann, Die Selbstverwaltung der Gefangenen, 1927, S. 142.

(11) 單に行刑と言ふ時は意味が廣いのであるが、本論文に於ては、私は之を自由刑の執行と言ふ事にのみ用ひる。一般の用語例に従つたに過ぎない。

II.

戒護主義の行刑が自主主義の行刑の前に崩壊すべき事は、教育刑の觀念上當然な事である(1)。自主的行刑とは、要するに、受刑者の運命に對する自らの支配慾と支配力とを、積極的に彼自身の中に産みつけんとするものに外ならぬ。従来の行刑は受刑者の自發心を甚しく無視して、ひたすらに官憲の強ひる權力に服従せしめ様としたのである。之は獨り應報刑を支配するイデオロギーたるに止まらず。改善主義が行はるゝに至つても尙、此の「強制に依る改善」權力に依りて受刑者の意志とは無關係に完成せられる改善の可能と必要とが信じられて來た(2)。應報刑の立場に基く斯る態度は今更批判の限りではないが、改善主義者にして尙之を是認支持する人が多いのは看過出來ない事である。

(1) 正木學士「行刑の重點」前掲通冊第一〇五九——一〇七六頁。

(2) 此の客觀的權力に依る意志の征服 *Unterwerfung* と云ふ事が、必ずしも舊き教育學に特有のものに非ずして、新しき教育學に迄浸入した事を、リープマンは不満とする。C. M. Liepmann, *ibid.* S. 173. 尙改善と外的強制との結合を讃へた者として、私はブロックウェーを無視する事を得ぬ。勿論其は常に彼を苦しめた所の、米國特有のセンチメンタリストに對する反動のある點も見逃せないが、改善刑の定型を作つた彼が、峻嚴なる規律を以てよき習慣の獲得に向はしめる事を改善刑の根本とした事は (Brockway, *ibid.* pp. 312, 316, 317 etc.) 後世の改善主義に重大な影響を残したものと考へられる。然も彼が尙あの成績を収めた事は、思へば天才ブロックウェーに於ては、強制は既に強制ではなく習慣は習慣以上のものに迄進められたに由るであらう(げに、一オーストリアの制度はオバーマイヤー自身 *Das System von Obermaier ist Herr Obermaier* による)。

蓋し、受刑者は社會に背く性向を有するものであるから、之を嚴格なる規律の下に壓迫する事に依りて其の性向を破壊し、同時に合法的生活に對する適合の習慣を養成すると言ふ點に於て、戒護主義は改善主義と結合した

のであるが、然し新しい教育學の原則は之を承認するであらうか。

凡そ如何なる犯罪人と雖も、其の人格のあらゆる部分が犯罪の方向に傾いて居ると言ふ事はないのであり、其處には必ずや犯罪に向ふ部分と之に抵抗する部分との存在があるであらう。從來に於ける行刑は、此の犯罪的部分を不當に過大に評價し其の反面にある、善に向はんとする又は向ひ得る彼を無視したのであり(8)、其の故に犯罪性を破壊せんとして——其の限りに於ては明かに改善主義ではあるが——加へられた壓力は、同時に他の「善き彼」に對する攻撃とすら化するに至り、遂に爲に彼は其の持てる物をさへ失つて、一度破られたその「二つの彼」のバランスは一層傾落するの結果を招來したのではあるまいか。改善の目的を達せんには最早、國家の全力を以てする悪性の壓迫匡正が直接の目的とせられてはならぬ。其れは甚しく消極的な、又或る意味に於ては有害な方法である(4)。我々は寧ろ其の善的方面の修養訓練に重點を置き(5)、其の強化せられたる「善き彼」をして彼の中のバランスを恢復せしめ、此くて彼自らの内的革命に依りて其の犯罪的部分を征服し壓迫せしめんとするのである(6)。自主行刑が戒護行刑を驅逐す可き理由は此處

にある。

戒護主義の行刑は規律の維持と言ふことを重視する。

けれどもそも／＼規律は、受刑者に對する教育的働き掛けの爲に、而して右の必要を超へざる程度に於て教育の條件となるものである(7)、又は教育の結果として自然的に生ずる一の事實に過ぎない。然るに稍もすれば規律の維持が目的とせられ、其れ自身に絶大の價值あるが如く思はれた事と、行刑官吏が容易に支配慾の誘惑を受けたる事とから、規律は遂に監獄に於ける一の偶像となつたのである。其信條に依れば規律は遂によき習慣に迄受刑者を導くと言ふのであるが、其の習慣も受刑者自身の意志發動に依らざる限り釋放の後に迄も繼續し得る事を誰が保證し得やう。何となれば彼等に自由なる服従の餘地無き迄にコントロールを受くる時は、彼等は最早單なる器械に過ぎないのであるから(8)、一朝釋放と共に其のコントロールを脱せんか、其の辛うじて保持されて居た機械的な習慣(其は人の意志と關係なき自然現象とも解し得る)は、忽ちにして崩壊するが故にである(9)。社會生活は他動的に植えられる習慣以上のあるものであり、機械的な服従を超えた、微妙にして複雑な人と人との相互關係である。要するに其れは「彼」が社會人として生き

る所の「彼の」生活である。此の意味に於て、受刑者から

「彼」を除き寧ろ之をロボット化せんとしたかに見える、

從來の規律と言ふ觀念がさ迄眞の教育刑に重要な意義を持つものとは考へられないのである(10)

(3) 受刑者の中に道徳が存在し、義侠心や犠牲的精神の發露するのは、屢々行刑官の見受ける所である。此の事に就てはオスボーン以後、未だ徹底した研究に接しないが、將來充分に實證的な科學的な研究が行はれ、其の適當な善導方法の考慮せられん事を切望する。

(4) 壁の高さと鐵の鍵の堅固さと佩劍の光と、懲罰の威嚴とを以て、規律の維持絕對服従を強制する戒護主義の行刑方法は、一見惡を破壊するが如くであるが、よく考へるならば、其は必然的に受刑者の自發衝動、創造衝動に對する重大な攻撃となるものであつて、責任觀念を癱瘓せしめ外界の刺激に對する反應力を失はしめ、要するに社會性の恢復乃至補充として奉仕するよりは、寧ろ其の反對の結果を來し、却て更に犯罪性を附加するの危險がある。故に例へばリープマンも、累犯者と慣習犯人との大部分が強壓的教育機關にその出發點を有する事を寧ろ當然の事として擧げらる。M. Liepmann, *Der Strafvollzug als Erziehungsaufgabe*, Reform des Strafvollzuges (Frede und Grünhut 1927), S. 13 又他の場所では此の強制力の過信の上に立つ行刑教育の事に關して、其は「命令教育學 *Muspidagogik*」だと言ひ、眞箇の教育の「漫画 *Zerbild*」であると罵つて居るのは面白くと思ふ。Derselbe, *Einleitung*, W. Hermann, "Das Hamburgische Jugendgefängnis Hahnöfersand"

1923, S. XVII.

- (5) 大正十二年六月二十三日行甲第九四七號通牒後段。クレプスも「積極的な能力の解放 Freierwerden positiver Kräfte」を以て教育事業の前提と爲し、強制的な行刑教育を難う居る。Krebs, Der Erziehungsbeamte in der Strafanstalt, Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft XLX. Heft 1/2 S. 66, cf. R. Vroblewski, Principes fondamentaux de la politique pénale, 1930, pp. 14-15. 尙此の事は決して、惡の方面に對する治療的矯正的處置を放棄すると言ふのではない。生理的心理的な欠陥が善の發現の障害となる者に對しては特に然りである。唯、それは善の指導の消極的な部分となる意味である。
- (6) 蓋し如何なる人と雖も、人である限り當然に二つの自己を持ちつゝ、ファウストと共に悩むのである、行刑は唯其の一方の自我——惡——の奔放なる逸出を將來に向つて恢復するを以て足り、決して其れ以上の完成を庶幾する必要も權利も有しない。正木學士の言の如く、普通の社會人は平凡人である。
- (7) 東學士「少年行刑の基調」刑政第四四卷第十號第二十七頁。
- (8) Winter, *ibid.* Vorwort, S. XIII
- (9) C. M. Liepmann, *ibid.* S. 173
- (10) 正木學士「行刑上の諸問題」前掲第五一頁。

して行刑官吏は稍もすれば其の外面的統制の形式的な美に酔ひ、其の内なるものゝ運命が如何に在りやを思はざる者が多い。學者の恐るゝ諸種の形式化は之であるが(11) 戒護行刑は容易に之に近づくの危険を藏する。

自主行刑は此二つのものの分裂を合一せしめ(12)、教育作用が直接に受刑者の内部に働く事に依り、外部生活の指導を期待せんとする、即ち外から内へ教育する——此場合は結局其何れもが教育の可能から逃げるのであるが——代りに先づ内を捉へておき、外部のコントロールは寧ろ其の内なるものゝ手に委ね様と迄するのである。規律の維持も服従も善き習慣も、受刑者の内心自らが一定の價值判斷の下に之を承認し意欲するに依つて初めて意義があるのであつて、行刑は絶えず此くの如き雰囲気(13)の醸成を念とする事を要する(14)。學者が監獄に於ける教育的雰囲気 *pädagogische Atmosphäre* (14) を力説するのは之に外ならぬのであり、之こそ自主行刑の前提である。

教育的雰囲気は、先づ行刑官と受刑者との間の陰鬱なる權威關係支配關係が消滅して、友誼的指導的關係(15)成立する所に生じ次に此くして行刑官が指導者としての信頼と理解とを得る事に依り成長する。ヘルマンが言ふ如く「指導者を信頼し其の意圖を理解する事から行刑(彼等の生活)に對する關心が呼起され、之が試練を重ね

て自己訓練 *Selbstdisziplinierung* (16) や相互扶助や共同的教育目的に迄導く」のであり(17)、畢竟有効な行刑教育は、相互の信頼關係 (*Vertrauengeben und Vertrauennehmen*) (18) より醸成せらるゝ所の教育的雰囲気(19)を其の前提としなければならぬのである。此の雰囲気(20)を呼吸する事に依り、行刑官と受刑者の間に於ける怨恨嫌忌、輕侮、無關心は消滅し、受刑者は自己を信頼する心 *Selbstvertrauen* を生ずるに至り(19)、要するに此くして人としての自覺を刺戟せられるに至るのである。蓋し行刑官が機械を取扱ふ限り其の影響は唯外部にのみ作用するのであるが、人が人を指導する時は其處に人格的反應を期待し得るからである(20)

- (11) 正木學士「教育法としての新果進制」法學志林第三二卷第八號第四九頁 同「行刑の時事問題」前掲第三八頁以下。
- (12) 具体的に言へば、監獄官吏が直面する受刑者の「行狀」と「改悛の情」との問題である、之に就き正木學士「諸問題」前掲第五一頁以下。
- (13) 牧野博士が「自由主義の行刑法」を説かれたのは此の點に觸れたものであると解する。「刑事學の新思潮と新刑法」大正十四年第一九三頁。

- (14) Hermann, *ibid.* S. 136, Bondy, *ibid.* S. 37, 'derselbe, Fortschritte und Hemmungen in der Strafvollzugsreform, "Rechtsstaatsidee und Erziehungsstrafe (Abhandlungen zur Erinnerung an M. Liepmann), 1930, S. 100 クレープスは此の意味を *erziehliche Atmosphäre* の語で表はして居る。Krebs, *ibid.* S. 65.
- (15) Vgl. Ottenheimer, *Sozialpädagogik im Strafvollzuge*, 1931, S. 15, Bondy, *pädagogische Probleme*, *ibid.* S. 30. 尙東學士の説かれる「行刑官と少年との關係は治者と被治者、汚れざるものと汚れたる犯罪者との關係に非ずして、経験者と未経験者先輩と後輩友達と友達との關係」(少年行刑の基調前掲第十號第二七頁)が、少年のみならず當然に全部の受刑者に妥當しなければならぬ。
- (16) マーラー・パンは、此の *Selbstdisziplinierung* を特に重視する。Selbstverwaltung, *ibid.* S. 138 ff.
- (17) Hermann, *ibid.* S. 36
- (18) クレープスの用いた語である。Erziehungsbeamte, *ibid.* S. 75
- (19) Krebs, *ibid.* S. 75.
- (20) エルガーより正木學士を経て我國の通用語となつた「行刑は人と人との關係である」との標語は、斯る意味に於て解す可きであらう

行刑建築 (二)

蒲原重雄

目次

- 第一、行刑と行刑建築の特異なる關係
- 第二、行刑建築に於ける特に重要な諸問題

一、行刑衛生の諸問題

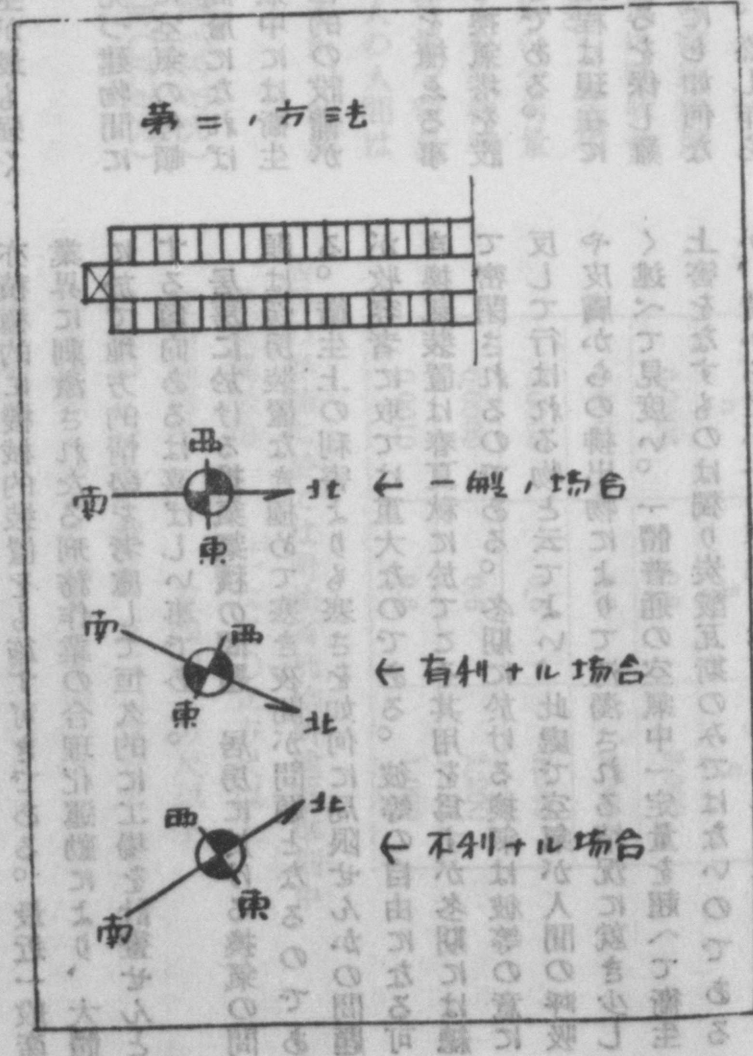
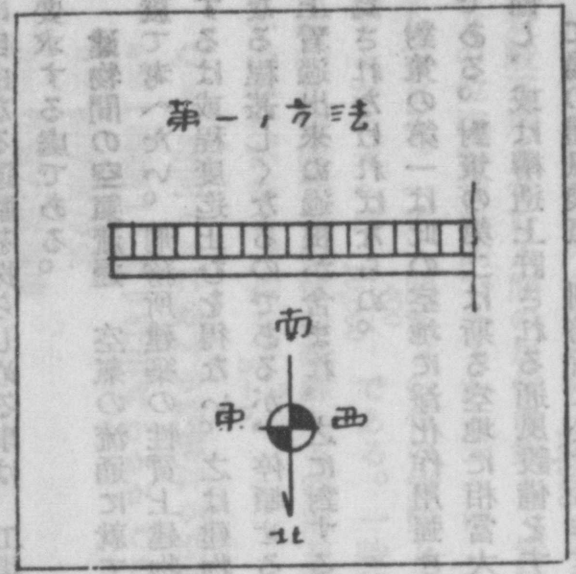
- (1) 敷地及周圍に於ける上下水の問題
- (2) 敷地及周圍に於ける衛生的考慮
- (3) 便處理方法の問題 (以上前號)
- (4) 光線射入通風換氣氣積等の問題
- (5) 集團生活に當然附随す可き衛生設備完備の問題 (以上本號)

二、行刑の積極性把握の問題

ニ光線射入通風換氣氣積等の問題

太陽の光りと新鮮な空氣、之れに親しむ者には健康があり之れに遠かる者にはやがて死がある。刑務所に於ける生活は居房と工場の生活であると云つてよいのである

が、之等と光りや空氣の關係を少しく考へて見度い。居房と光線 最初居房に於ける採光の問題であるが、之が原則として居房は必ず一日の或時間日光の射入を確保する事である。此の爲めには方法が二つある。其第一は居房を南に面せしめ片廊下とする者である。其第二は建物の長軸を南北に採り廊下を挟んで東西に居房を面せしめる者である。第一の方法は南面であつて頗る理想的ではあるが片廊下であるが故に建築費を多く要し、従つて實際問題として許されぬ場合が多いので第二の方法を主として採用す可きであらう。第二の方法に於て注意す可き事は建物の軸南北の南を西に振る (従つて北は東) 事は或場合却つて有利であるがその逆は甚しく不利である事である。現在刑務所に於て經濟的の理由から放射型を多く採用して居るのであるが、斯くては北面する側は一日中一度も日光の射入を見ないが南面東面西面は充分



之を享受すると云ふ健康上重大なる不公平が免れぬ。故に放射型は將來之を捨てて併列型を採り、其の配置に就いては第一第二の方法に依る可きである。第一の方法に就ては經濟上許されぬ場合が多いと述べたが、病舎の如き特殊なる居房は是非之れに依る可きであり、晝夜獨居

房も出來得る限り之に依らしめ度い。従つて拘置場に於ける房舎も亦之れに依らしめ度いのである。工場と光線 工場の光線の採り方に就いては、其原則を勞働中の疲勞を最少ならしむる事に置くのである。不變なる光線が此條件を満足する。之れは北の光線で

ある。故に工場の長軸は東西に採り南面に廊下を附するを理想とする。工場の食堂更衣室の如きは之を南側に採るが自然利益である。上述の如く工場に於ては日光の直接射入を反て嫌ふのであるが、之れは工場作業の本質的要求であつて一面工場衛生の要求に合致する。然り而して收容者の作業時間の適當なる時期に一定時間天日の下に自由なる運動を採らしめる事は、工場衛生が最も強く要求する處である。

建物間の空氣流通 空氣の流通に就ては先づ建物間に就て考へたい。刑務所建築の性質上建物間に空氣の停頓するは或程度迄止むを得ない。之は建物が高層になればなる程甚しくなるのであるが、停頓せる空氣中には衛生上看過出來ぬ過根が含まれ、之に對する積極的の設備が爲されなければならぬ。

對策の第一は此の空地に淨化作用強き樹木を植ゑる事である。對策の第二は斯る空地に相當大なる換氣塔を設備し、或は構造上許される通風設備をすべきである。

工場の通風換氣 刑務所に於ける作業の業程は現在に於ては非常に多岐に亘り然も時と共に變化するを保し難いのであつて、一般工場建築と非常に趣を異にし如何なる業程にも融通の利く物であり度いのである。然し乍ら

斯くの如きは到底望まれぬ事で所謂帶に短し褌に長しの恨を免れぬ。かかる事情の下に於ける工場は採光と同時に通風換氣に十二分の考慮を用ふ可きであるが、特に鍛冶工、鍍金工、製版工、機織工、染色工、線打工其他特に塵を起し瓦斯を生じ易き工場に就いては、始めより場所と大さを定めそれに適合する建築を興へねばならぬ。亦積極的に機械的装置をも施す可きである。最近一般産業界に刺激されたる刑務作業の合理化運動により、大體に於て地方的情勢を考慮して恒久的に工場を計畫せんとする傾向あるは喜ばしい事である。

居房に於ける換氣氣積の問題 居房に於ける換氣の問題は暖房装置なき極めて寒き夜間が問題となるのである。衛生上の利害よりも寒さを如何に局限せんかの問題が收容者に取ては重大なのである。彼等の自由になる可き換氣装置は春夏秋に於てこそ其用を爲すが冬期には總て密閉されるのである。冬期に於ける換氣は彼等の意に反して行はれる物と云てよい、此處で空氣が人間の呼吸や皮膚からの排出物により汚濁される情況に就き少しく述べて見度い。一體普通の空氣中一定量を超へて衛生上害をなすものは獨り炭酸瓦斯のみではないのであるが、昔から之が一の標準を示すものとして扱はれてをる

n	a	q
0.0006	0.6	3,000
0.0007	0.6	2,000
0.0008	0.6	1,500
0.0009	0.6	1,200
0.0010	0.6	1,000

居房の容積に於ては司法省刑務所建築準則中

晝夜獨居房 六五〇立方尺以上

夜間獨居房 五四〇立方尺以上

雜居房（一人に就き）三三〇立方尺以上

雜居病室（一人に就き）五四〇〃

獨居病室 八六〇〃

結核雜居病室（一人に就き）五四〇〃

夜間獨居病室 七二〇〃

晝夜獨居病室 九〇〇〃

を要求してをる。之は誠に妥當な數字であるが、只容積のみを決しても換氣の度數を考へねば結局無意味である。今夜間獨居房に就て考へてみよう、此室が要求され

のい之に就て述べる。

空氣中に含れる炭酸瓦斯（ CO_2 ）は有機物の腐敗燃燒酸化に依て生ずるが一方葉綠素を含む植物の爲に吸収せられ大體に於て野外の空氣は $\frac{10,000}{3}$ 、 $\frac{10,000}{4}$ （容積）の炭酸瓦斯を含む人間の居住に對して炭酸瓦斯の含有量はどの位迄が理想的であるかと云へば $\frac{10,000}{4}$ を其標準としてをる。一方人間がどの位の炭酸瓦斯含有量で窒息死するかと云へば $\frac{10,000}{400}$ である。一時間一人の人間は標準的な情態でどの位の新鮮なる空氣を要するか、此處に一つの式がある、 $Q = \frac{a}{n-p}$

$Q=1$ 時間 1 人に要する新鮮なる空氣の量（立方呎）

$a=1$ 時間 1 人より吐出せらるる CO_2 の量（立方呎）

$n=$ 標準清淨度

$p=$ 外氣の清淨度

此處で $p=4$ $n=7$ $a=0.6$ とせば

$$Q = \frac{0.6}{0.007 - 0.0004} = 2,000 \text{ 立方呎となる}$$

次の表は標準清淨度を 7 乃至 10 とせる場合 Q の値を示すもの

る容積は五四〇立方尺であるが、標準清浄度七の場合一人一時間二〇〇〇立方尺の外氣を要すとすれば

2000

240

4

で一時間中室の空氣は四度入れ換らねばならぬ。即ち五四〇立方尺の場合換氣は一時間全容積四回の入れ換りがあつて始めて衛生上理想的である。(因に雜居では六回)四回の入れ換へは何に依るか、一般に近代洋式寢室に於て戸障子の隙間より入る風に依る空氣の入れ換へは一時間一回と學者は云ふのであるが、後三回だけの居房の設備が之れを確保しなければならぬ、設備に二つある。

機械的換氣法 一つは機械的換氣法で、扇風機に依て所要量を各室に送氣するのであつて計算通りに換氣を行ひ得るのである。此場合換氣度數を増す事に依りては室の容積を小にして衛生上差支ないと云ふ一の新しい問題が生じ、病室の如きも準則の要求するが如き大なる容積を要しない結果を見るのである。然し乍ら未だ刑務所に於ては經濟上の關係より實施を見ない。

自然換氣法 第二の方法は自然換氣法であるが、之は頗る不安定で風のある日と無い日は非常に情態が異なるのである。刑務所に於ては吸氣孔を下部に排氣孔を上部に備へて室内外の温度の差により比較的温き空氣の上昇を

促し僅に目的を達せんとするのである。温度の差が大きければ自然換氣も活潑になるのであるが暖房なき居房に於ては體温が其差を生ぜしむ可き唯一の源であり、換氣を理想的に行ふ場合體温は自然排氣と共に奪れざるを得ない。此故に暖房装置なき居房に於て理想的な換氣を行ふ事はさらでに醒め勝たぬ彼等の寒き夢を脅すものと云はなければならぬ。(此事實は機械的換氣法を行ふ場合も同様である)社會の進運に伴ひ刑務所に於ける居房の暖房は換氣裝置を完成する一手段として認めらる可きを感じる。特に病舎に於ては治病の必要上經濟の許す限り迅速なる採用を望むものである。

兎も角も自然換氣法を採用するの止むなき多くの刑務所に於ては吸氣孔も排氣孔も收容者の自由に委ねざる様工夫し、吸氣孔は房内に於ける寢具の位置に直接隙風を感じしめざる様考慮し排氣孔も只單に壁に穴を穿つに止めず之れを房内或は房外に設けたる換氣塔(筒)に連絡し逆流を防ぎ同時に排氣作用を活潑ならしめねばならぬ。

ホ 集團生活に當然附隨す可き衛生設備完備の問題

集團生活體には個人の生活と異り内部的にも外部的に

も負ふ可き幾多の義務が新に生ずる。然も其義務は著しく重いものである、衛生設備の如きも重大なる一の義務として周到なる考慮が拂ねばならぬ。

衛生の問題を考慮する場合順序として(一)外部より病の侵入するを防ぐ事(二)病氣發生傳染を局限し防ぐ事(三)既に生じたる病に對する積極的治療及衛生處置である。之の順序に依て少しく刑務所の衛生設備を考へて見やう。

刑務所が外部から侵入する病に對して常に安全であれば行刑衛生の事は半ば畢ると云つてよい。刑務所は之に對して如何なる用意をして來たか、遺憾にして未だ適切有効なる施設あるを聞かぬのである。將來の刑務所は適當なる收容數の入所房を擁する入所事務所を完備し衛生の第一線を此處に進出せしめ、刑務所の入口に於て病の芽を剪除するの積極策を講ず可きである。

次に病氣の發生を傳染防止に關する問題であるが、主として住に關する問題に就ては上水下水、敷地周圍の情況、便處理、通風換氣採光の各項に既に述べた、之は問題の重要なるに鑑み別に項を立た次第であつて以下衣食に關する問題に就て少し述べて見度い。先づ衣に關しては着衣蒲團の消毒を完全にする事である。洗濯日光消毒を

勵行する上に一定期毎に完全なる消毒を施すのである。

煮沸、燻蒸、藥物等の適當の消毒設備を完備せねばならぬ。食に關する問題として特に指摘したい事は食器の消毒設備を完備する事である。此裝置は蒸氣を使用するのであつて極めて簡易であるが未だ何故か刑務所に於て多く用ひられるを見ない。食器洗臺の設備に別に一の槽を設け蒸氣に依て槽中の水を直に熱湯たらしめる裝置を加へれば良いのである。消毒の順序は汚れたる食器を一箇一箇洗ひ清める事は従前と同様であるが之の綺麗な食器を針金製の籠に一括めに收め槽中の熱湯に一定時浸すのである。此結果食器は完全なる消毒を受け然も單に之を取り出して整頓すれば熱の爲め自然に乾くのである。

次に取扱の問題に屬する點が多いと思はれるが刑務所構内一般に亘り蠅其他の發生に特別の注意を拂ふ可きである。就中炊場に於ては絶對的に之等に脅かされざる事を要求したい。前項の上下水、周圍の衛生問題、便處理の問題を解決すれば當然かかる心配は解消する筈であるが然らざる場合は炊場に網を張るとか二重網戸を設備するかの用意がなければならぬ。更に注意すべきは殘飯、殘菜、炊場の屑等の大量なる汚物處理であるが之れは迅速に構外に於て處理すべきものである。一時的の容器に就

でも注意すべきである。

最後に既に生じたる病氣に對する積極的な治療設備の問題であるが之れは内容に於て一般の病院と何等變る處ない。只異なるのは分科別が甚だ少い點である、之も一般小病院と比べる場合其差は認められない刑務所に於ては普通病舎、慢性傳染病舎、精神病舎を完備す可きは論なき處であるが、急性傳染病に對する避病舎を設備する事は平常時之を閉鎖し置くの不經濟が考へられる外普通病舎の一部に適當隔離收容し得られざる事必ずしも無く、若し特別に避病舎を設備するとしても收容豫定數に確たる據處なき等の諸點より重視されて居ない。普通病舎の一部に準病者を收容し軽い作業等を課す事は刑務所には處により必要である。之等を要するに一般の設備と内容に於て何等變る事なく詳細は各論に於て述べる事にしたい。

本會評議員囑託

本會の重要な會務を審議のため、元本會支部長にて名譽會員中より東京市及附近居住者なる左記の諸氏に今回評議員を囑託した。

藤澤 正啓	松山 爲治
有馬四郎助	福村太三郎
根本仙三郎	印南於菟吉
長谷川喜一	兒島三郎
富樫源治	大野數枝
伊集院藤七	森元祐
和田千松郎	永田包雄
香川又二郎	

收容者の閱歷に就て〔二〕

アメリカ國勢調査院 (Bureau of Census) 發表

住所地と犯罪地との關係

第五表に掲ぐる處は列記罪種の男女收容者に就き、内幾名が犯罪地の居住者で、幾名が非居住者なるかの割合を示したものである。

非居住者は第五表に示す收容者數の二七・一%を占めてゐる。男女別にして見ると、此の非居住者の率は男二八・三に對し女は僅かに二〇・四である。併し總人口に對する割合を明示し、特定の時に住所地に居なかつた者の割合を示すやうな資料は得られない。通常の經驗に従へば、成年人口總數中住所地たる都市、町邑を離れてゐる者の平均數は、收容者中住所地外の土地で犯罪を犯した者に比すれば遙かに少なからうと推察される。しかし如何程收容者が非居住者率に於て總人口を超過してゐるかは確言出来ない。

第五表に現はれた數字は、「大抵の常習犯人は一定の住所を有しない」といふ犯罪學者や警察官憲の屢々證言する事實を更に統計上より立證するものである。尙ほ本表は出生州外の州で罪を犯した者の割合に關して收容者を總人口に比較せる、さきの國勢調査によつて得られた統計と相符合するものである。出生州に關するその統計は次ぎのやうに概言してゐる。

……移住者數は合衆國土着の成年白人人口中の三分の一に足らないのであるが、一方刑務所又は感化院に收容された土着白人收容者の殆んど半數は移住者と見て差支ない。同様に黒人種を見ると、移住者の數は僅に成年黒人人口の四分の一に過ぎないが、刑務所、感化院に收容さるゝ黒人の約半數は移住者である。かくて如上の統計は有罪犯人の驚くべき大多數が放

浪癖又は放浪質を有する「浮浪者」である事實を裏書してゐる。無論多くは「放浪熱」のために罪人となるのである。又罪人の多くは犯行後刑罰を免れんとして移住する。その事情に就て如何なる理由があらうとも、此等の数字は「常習犯罪者に至つては、全然地方的に組織せる司法警察機關の力を以てしては有効に處置することが出来ない」といふ二三刑事學者達の主張を支持するものゝ如くである。

各種の男子犯罪者中禁酒法違反者が非居住者の大多數を占めてゐる（四〇・一）。又銃器携帯（三二・四）、夜盗（二〇・六）、窃盗（三〇・四）等處犯者間に於ても非常に非居住者が多い。一方藥種法違反者に關しては非居住者の率が最も低く僅かに一四・七％である。又横領（一六・四％）及び強盗（二三・六％）に於ても法外に低し。女子收容者については著しき數に達する罪は稀である。窃盗犯が非居住者中の最高率（一五・九％）を示し、強盗罪及び淫褻罪が最低率（一一・六％）である。

第五表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者數——性別及び罪種別による犯罪地居住者非居住者の割合

性別及び 罪種別	合計	住所犯罪地 及び犯罪地 に關し報告 のもの		非居住者		住所犯罪地 及び犯罪地 に關し報告 のもの
		數	比率	數	比率	
男女合計……	19,080	15,991	72.9	4,337	27.1	3,084
男子……	17,882	14,926	71.7	4,226	28.3	2,954
殺人……	1,635	1,114	817	297	26.7	521
重罪……	523	361	260	101	28.0	163
輕罪……	1,112	753	557	196	26.0	359
傷害……	929	716	516	200	27.9	213
財産犯						
強盗……	1,484	1,341	1,025	316	23.6	143
夜盗……	3,196	2,675	1,857	818	30.6	521
強盗及び 夜盗關係 のもの	5,588	4,877	3,455	1,422	29.2	711
横領……	3,397	2,940	2,047	893	30.4	457
文書偽造 詐欺……	351	214	179	35	16.4	37
詐欺……	1,304	1,158	817	341	29.4	146
詐欺……	312	263	192	71	27.0	49

贓物寄藏	324	302	220	72.8	82	27.2	22
性道徳違反	760	620	461	74.4	159	25.6	140
強姦……	31	22	13	……	9	……	9
姦通……	101	81	63	……	18	……	20
重婚……	432	344	247	71.8	97	28.2	88
其他の性 的犯罪……	1,023	974	831	85.3	143	14.7	49
藥種法違反	1,286	907	542	59.8	365	40.2	379
禁酒法違反	1,417	1,255	873	69.6	382	30.4	162
銃器携帶……	123	111	75	67.6	36	32.4	12
家族遺棄……	118	102	80	78.4	22	21.6	16
郵便法違反……	132	126	88	69.8	38	30.2	6
其他……	969	860	597	69.4	263	30.6	109
不明……	75	56	33	……	23	……	19
女子……	1,198	1,065	954	89.6	111	10.4	133
身体犯	113	76	65	……	11	……	37
殺人……							

重罪	16	6	5	……	1	……	10
輕罪	97	70	60	……	10	……	27
詐欺……	30	24	24	……	……	……	6
財産犯							
強盗……	19	19	19	……	……	……	……
強姦及び 姦通關係 のもの	213	194	161	83.0	33	17.0	19
強姦……	21	16	15	……	1	……	5
姦通……	148	138	116	84.1	22	15.9	10
横領……	8	7	4	……	3	……	1
文書偽造	41	40	33	……	7	……	……
詐欺……	4	4	3	……	1	……	……
詐欺……	12	5	5	……	……	……	……
贓物寄藏							
性道徳違反	192	175	153	87.4	22	12.6	17
姦通及び 淫褻……	8	7	6	……	1	……	1
重婚……	75	66	61	……	5	……	9
其他の 性的犯罪							
藥種法違反	84	72	79	……	3	……	2

禁酒法違...	94	86	79		7	...	8
反...	340	320	292	91.2	28	8.8	29
銃器携...	1	1	1				
家族遺...	25	23	21		2		2
郵便法...	1	1	1				
違反...	313	287	262	91.3	25	8.7	26
其他.....	9	8	7		1		1
不明.....							

第六表は住居地による分類と犯罪地による分類との相違を示し、併せて收容者数を大小各地に居住する總人口と對照せしめたものである。本表は大小都市に於ける犯罪が非居住者によつて行はれる割合關係を或程度まで説明するものである。

第六表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者數——1920年の總人口の分布に比較せる住所及び犯罪地による分布率

性別及び土地別	總 數 の 比 率			
	都 會 地		村 落 地 方	
合 計	100,000以上	25,000以上	10,000以上	2,500以上
犯罪地による場合...	77.8	35.2	16.9	10.2
住所地による場合...	70.4	36.0	15.1	8.7
總人口 (1920)	51.4	25.9	9.8	6.6
男				
犯罪地による場合...	77.0	34.6	16.5	10.1
住所地による場合...	69.4	35.4	14.8	6.8
總人口 (1920)	50.5	25.6	9.6	6.4
女				
犯罪地による場合...	88.7	43.0	21.4	12.3
住所地による場合...	86.0	43.6	19.8	11.4
總人口 (1920)	52.3	26.3	10.0	6.7

村落地方で犯した罪の爲に收容された罪人は總數の僅か二二・二%で、之れに對し犯行前村落地方に居住せる收容者の比率は二九・六となつてゐる。一方都會地に於

て犯罪を行つた收容者の割合は七七・八%で、犯行前都市の居住者だつた者の割合より矢張り多い。

人口二千五百乃至十萬の三種の都會地の何れに於ても犯罪地による分類に於ける比率の方が住所地による分類よりも高い比率を示してゐる。人口二千五百乃至一萬の小邑について見るに、對照は特に著しく犯罪の一五・五%は此の種の小都會で行はれてゐるに對し、犯人中此の種の小都市に住所を有する者は僅に一〇・六%を出でな

5。此の比較は、村落地方に居住する犯罪者が、その數に於ては村落地方に發生する犯罪數を超過することは既に示した處だが、更にこれらの者は大都市よりも比較的小都市に於て罪を犯す傾向のあることを教へる。

州及び郡に於ける居住期間

第七表は犯行前收容者が犯罪地たる州及び郡に居住せる期間に關する資料を提供する。此の種の報告は警察官憲の活動と關聯して興味あるものである。何となれば、警察活動の困難は犯罪分子の一時性、即ち移動性が増すに於いて顯に加はるからである。

第七表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の性別及び犯行前郡居住期間別によ

る比率

犯行前州及び郡に於ける居住期間	數			分 布 比 率		
	男女合計	男子	女子	男女合計	男子	女子
合計	19,080	17,882	1,198			
郡居住期間の報告ありたるもの	16,776	15,879	897	100.0	100.0	100.0
郡居住一月以下.....	1,694	1,640	54	10.1	10.3	6.0
州居住——						
一月以下	868	847	21	5.2	5.3	2.3
一月乃至十一月...	179	175	4	1.1	1.1	0.4
一年乃至四年.....	135	132	3	0.8	0.8	0.3
五年以上	503	478	25	3.0	3.0	2.8
報告なきもの.....	9	8	1	0.1	0.1	0.1
郡居住一月乃至十一月	2,885	2,756	129	17.2	17.4	14.4
州居住——						
一月乃至十一月...	1,573	1,504	69	9.4	9.5	7.7
一年乃至四年.....	399	385	14	2.4	2.4	1.6
五年以上	898	852	46	5.4	5.4	5.1
報告なきもの.....	15	15		0.1	0.1	
郡居住一年乃至四年	2,915	2,733	182	17.4	17.2	20.3

刑居住——						
一年乃至四年……	1,791	1,608	111	10.2	10.1	12.4
五年以上……………	1,184	1,113	71	7.1	7.0	7.9
報告なきもの……	12	12	……	0.1	0.1	……
都、州共に五年以上居住のもの	9,282	8,750	532	55.3	55.1	59.3
都居住報告なきもの	2,304	2,003	301	……	……	……

報告を受けたる收容者中犯行前郡に居住する事一月未満の者一〇・一%を占め、一年以上一年未満の者は二七%に當る。比較すべき資料はないのであるが、一般市民はこゝに示した收容者程移動的でないことは無論であらう。

收容者中には犯罪地に於ける居住期間を長く云つたものが少しはあつたかもしれぬが、一般の傾向としては、正確に報告したならば刑務所當局が同一地に於ける以前の犯罪と關係あるものゝ如く思惟するかもしれないと云ふ虞から實際よりも短く云ふものである。

第七表に於ける男女の數字を比較して見ると、一般に前者が後者よりも郡に居住せる期間の短い事が判る。一例を挙げると、郡居住一月未満の女子は六%であるに對

重罪……………	7.2	4.5	3.0	3.5	18.2	63.7
輕罪……………	3.5	2.9	2.5	3.8	17.5	69.8
傷害……………	5.2	5.0	2.7	4.9	19.9	62.2
財產犯……………						
強盜……………	12.0	8.6	6.0	5.6	16.4	51.4
強盜……………	16.0	10.7	5.1	5.6	14.6	48.0
強盜及び窃盜關係のもの	13.0	9.8	6.2	5.0	17.1	48.9
窃盜……………	13.2	9.8	5.6	4.4	16.4	50.6
横領……………	3.5	4.4	2.2	1.8	21.1	67.0
文書偽造……………	14.7	11.3	8.0	7.1	18.2	40.7
詐欺……………	11.2	10.1	6.3	7.3	18.2	46.9
贓物寄藏……………	13.7	7.2	7.2	3.8	15.4	52.7
性道德違反……………						
強姦……………	3.2	2.5	4.9	5.2	21.3	62.7
姦通……………	……	……	……	……	……	……
其他の性的犯罪……………	7.8	7.1	6.3	5.0	19.9	52.9
藥種法違反……………	7.4	3.8	3.6	4.9	19.5	60.8
禁酒法違反……………	1.9	3.6	1.8	3.0	19.2	70.5
雜……………	9.1	6.6	4.7	3.9	15.2	60.5
女子……………	6.0	6.2	4.1	4.0	20.3	59.3

し、男子は一〇・三%であり、一年未満の者は女子僅に二〇・四%なるに男子は二七・七%を占めてゐる。

次に第七表に現れた數字は收容者が犯行前州に居住せる期間に關し各州及び合衆國政府の警察機關の活動を有効に統一すべき必要を教へるものとして興味深いものである。州に於ける居住期間一月未満の者は總數の五・二%を占め、一年未満の者は一五・七%を占めてゐる。

第八表は收容者を性別、罪種別及び犯行前郡に居住せる期間別によつて分類したものである。本表に於ては郡居住一月乃至一年の者を更に三種に細分した。

第八表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者數——犯行前郡に居住せる期間別性別及び罪種別による比率

性別及び罪種別	總數の百分比					
	一月以下	一月乃至二月	三月乃至五月	六月乃至十一月	一年乃至四年	五年以上
男女合計……………	10.1	7.6	4.8	4.8	17.4	55.3
男子……………	10.3	7.6	4.9	4.9	17.2	55.1
身體犯……………						
殺人……………	4.6	3.4	2.7	3.7	17.7	67.9

殺人……………	……	……	……	……	……	……
強盜及び窃盜關係のもの	16.1	10.7	6.0	3.6	22.6	41.1
姦通及び淫賣……………	7.9	7.1	4.3	5.7	14.3	60.7
禁酒法及び藥種法違反……………	0.7	1.4	3.6	2.2	19.6	72.5
其他……………	3.5	6.8	4.4	5.2	21.0	59.1

男子收容者にあつては、郡居住一月未満の一時的居住者の率は夜盜犯に於て最も高く、一六%を示してゐる。次は文書偽造（一四・七）、贓物寄藏（一三・七）、強盜（一三・一）、強姦（一二）及び詐欺（一一・二）である。かくの如く財産犯人の間に一時的居住者が多くゐることは當然である。といふのは、この種の犯罪は初犯者よりは習慣的犯罪人によつて行はれることが多く、且つ多くの習慣的犯罪人といふものは放浪癖及び放浪質を有つてゐるからである。横領犯に至つては以上の罪種と著しい對照をなし、郡居住一月未満の者は僅に三・五%に過ぎない。が、是れも犯罪の性質から見てもあるべき處であらう。この横領だけを除いて他のすべての財産犯は一年以上の居住者につき最低の比率を出してゐると第八表の最下二欄に示す如くである。

郡居住一月未満の者の率は禁酒法違反者に於て最低一・九%に下つてゐるが、強姦（三・二）、殺人（四・六）、傷害（五・二）及び藥種法違反（七・四）に於ても比較的少い。女子に關する數字も同様である。郡居住一月未満の者は窃盜及び窃盜關係の罪について一六・一%を示し、姦通及び淫賣について七・九%を示してゐるが、藥種法及び禁酒法違反者に至つては一パーセントにも當らない。反對に第八表最下二欄に示す數字は一時居住者率の最低を占めた此等の罪種が犯行前一年以上の居住者に關しては最高率を表はしてゐることを教へる。

第九表は收容者を性別、罪種別及び犯行前州に居住せる期間別によつて分類したものであるが、形式に於ては第八表と同じである。

第九表の數字は州居住期間に關し各種の犯罪者に關する状態を示したものであるが、これは前に郡居住期間に關する統計に於て示した處と密接に對應するものである。かくて、重要な財産犯の大部分に於て州居住一月未満の者が總數の非常に大きな部分を占めてゐる。贓物寄藏の男子收容者が最高率で一〇・七%、それから文書偽造の七・二%、夜盜の六・八%、窃盜の六・六%、詐欺の六・三%、強盜の六・一が多い方である。

併予ち、横領犯收容者は他の財産犯と異り比較的低く、州居住一月未満の者三%である。其他の男子收容者中州居住一月未満の者の非常に少いのは姦通（一・二）、殺人（二・一）、傷害（二・五）及び藥種法違反（四・五）などである。

女子收容者に關する數字は窃盜及び窃盜關係のもの（六・六）と其他の罪との間に於て男子と同様な對照を見せてゐる。

第九表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の州居住期間別、性別、罪種別による分類比率

性別及び罪種別	總數の百分比				
	一月以下	一月乃至二月	三月乃至五月	六月乃至一年	一年以上
男女合計.....	5.0	4.1	3.1	3.4	13.5
男子.....	5.1	4.1	3.2	3.4	13.5
女子.....	4.9	4.1	3.0	3.4	13.5
殺人.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
姦通.....	1.9	1.8	1.0	2.2	11.0
強姦.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
傷害.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
窃盜.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
窃盜關係.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
贓物寄藏.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
文書偽造.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
詐欺.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
夜盜.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
強盜.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
強姦.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
姦通.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0
殺人.....	2.1	1.8	1.0	2.2	11.0

重罪.....	2.9	2.1	1.2	2.1	13.1	78.6
輕罪.....	1.7	1.6	0.9	2.3	10.0	83.5
強姦.....	2.5	2.3	1.6	3.7	14.8	75.1
財產犯.....	6.1	4.7	4.7	5.0	14.8	64.7
強盜.....	6.8	5.7	3.9	3.7	13.1	66.8
夜盜.....	6.8	5.6	4.0	3.7	13.7	66.3
窃盜及び窃盜關係のもの.....	6.6	5.3	4.1	3.4	13.0	67.7
窃盜.....	3.0	3.0	1.3	0.8	12.7	79.3
横領.....	7.2	6.1	4.0	4.8	15.0	62.9
文書偽造.....	6.3	9.3	3.3	5.7	17.0	58.3
詐欺.....	10.7	4.7	5.7	2.3	13.3	63.3
贓物寄藏.....	1.1	1.4	2.0	3.0	14.7	77.8
性道德違反.....	4.6	3.8	4.8	4.4	13.7	68.5
強姦.....	4.5	2.7	2.7	3.7	16.4	70.1
姦通.....	1.0	1.1	0.5	1.4	12.1	83.9
藥種法違反.....	5.4	3.2	2.9	2.7	12.4	73.4
禁酒法違反.....						
其他の性的犯罪.....						

教育状態

收容者の教育程度に關する報告は犯罪豫防策と關聯して興味あるものである。一九二三年の國勢調査に於てはこの問題に關し、收容者の読み書きの能力及び就學學年の二項について質問を發することによつて報告を集めた。第十表は之れを表示したものである。

本表に於て注意すべきことは、本表はたゞ收容者の就學せる最終學級を示すのみで、別に卒業と否とを區別しなかつたことである。

第十表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の性別及び教育状態別による分類

学校について 報告なきもの 教育状態に關し 報告なきもの	547	514	33	3.0	3.0	2.9
	969	914	55			

教育状態を報告して來た男女收容者總數の内、読み書きの出来るものは八九・三%で、文盲の者は一〇・七%に過ぎない。小學校教育だけの者が六七・五%、即ち總數の三分の一以上に當つてゐる。中學校程度の者は一四・四%で約七分の一、實業學校に行つた者は僅か一%にすぎない。大學、專門學校教育を受けた者は總數の三・四%しか無さう。

小學校教育を受けたのみの收容者中にあつては第一、第二學年の者が最も少く(六%)、それが第三、第四學年、第五、第六學年、第七、第八學年となるに従つて次第に多くなつてゐる。

第十表の最後の二欄について男女の數字を比較してみると、文盲者の比率は男子の方が(一〇・八%)女子(八・五%)よりも稍々多い。又第四學年以下の收容者の率も男子の方が多し。が、第五、第六學年、第七、第八學年及びそれ以上の教育を受けた者の率となると、女子の方

教育状態	數			分 類 比 率		
	男女合計	男子	女子	男女合計	男子	女子
合計.....	19,080	17,882	1,198			
教育状態に關し 報告ありたるもの	18,111	16,968	1,143	100.0	100.0	100.0
文 盲.....	1,935	1,838	97	10.7	10.8	8.5
読み書きでき るもの	16,176	15,130	1,046	89.3	89.2	91.5
最終就學々校						
小學校.....	12,228	11,438	790	67.5	67.4	69.1
第一、第二 學年.....	1,089	1,045	44	6.0	6.2	3.8
第三、第四 學年.....	2,699	2,551	148	14.9	15.0	12.9
第五、第六 學年.....	3,349	3,116	233	18.5	18.4	20.4
第七、第八 學年.....	5,091	4,726	365	28.1	27.9	31.9
中學校.....	2,603	2,419	184	14.4	14.3	16.1
實業學校.....	188	181	7	1.0	1.1	0.6
大 學.....	610	578	32	3.4	3.4	2.3

が斷然男子を凌駕する。男子收容者はたゞ實業學校及び大學就學者率に於ては女子に優つてゐる。

男女收容者間に於ける以上の相違を一言で云ふならば、女子は中等教育就學者——即ち小學校第五學年より中等學校までの就學者率に於ては男子を凌駕するが、一方男子は上級及び下級教育就學者——即ち中等學校以上及び小學校第五學年以下の就學者率に於て女子に優ると云ふことが出来るであらう。此等の數字は、收容者をおく性別に對照して見るとき、その教育状態は一般人のそれと甚だしき相違のなきことを示すものである。

收容者と一般人との教育状態に關する正確なる比較の爲に利用すべき資料はないのであるが、一般人については合衆國文部省が一九二三年二十一歳以上の推定人口について蒐集した數字を用ふれば、稍々意義のある比較を得ることが出来るであらう。第十一表はそれを示す。

教育状態	二一歳以上の總人口		刑務所及び收容者	
	數	百分比	數	百分比
合計.....	63,742,177	100.0	18,111	100.0
文 盲.....	4,525,695	7.1	1,935	10.7
読み書き出来るもの	59,216,482	92.9	16,176	89.3
最終就學々校——				
小學校.....	38,964,445	61.1	12,228	67.5
中等學校.....	15,988,450	25.1	2,791	15.4
大 學.....	4,263,587	6.7	610	3.4
學校に關し報告なきもの			547	3.0

第十一表の數字は概して收容者の教育状態が一般人よりも低いことを示してゐる。例へば成年人口十萬人當りの收容者の比率は文盲者につき四二・七%、読み書き出来るものにつき二七・三%となつてゐる。読み書き出来る者の中にあつては、收容者の率は小學校教育のみを受

第十一表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の教育状態による一般人との比率

けたものが最も高く(三一・四)、大學教育を受けたものが最も低い(一四・三)。即ち收容者の率は文盲者が大學教育を受けた者の約三倍に當る。

以上の數字は、「教育、殊に大學教育は犯罪を増加せしむる傾向がある」といふ、最近屢々耳にせらるゝ處のセンセーショナルな言葉に何等の支持を與へるものではない。却て、教育又は無教育が犯罪の一要因とせらるゝ限りに於て、國勢調査の統計は教育上の施設が増加するに従て犯罪量は減少する傾向あることを示すものである。

第十一表の數字の意義を判斷するについては、以上の數字はたゞ有罪收容者のみに關するものであつて、すべての犯罪人を包含するものではないといふことを強調せねばならぬ。教育のある犯罪人は(一部の理由は教育そのものにあるのだが)無教育な犯罪人よりも逮捕及び有罪宣告を逃れることが巧みだといふことは尤もあり得べき處である。

同時に收容者中には青少年が非常に多いこと、そして一般人についても老人よりは青少年の方が高等の教育を受ける者が多いといふことに注意せねばならぬ。例へば十五歳乃至三十四歳の者が刑務所及び感化院收容者の七三・六%を占めてゐるのに、一九二〇年の總人口に於て

は僅かに四九・七%に過ぎない。更に教育状態に關する國勢調査の統計は一九二〇年總人口中の十五歳乃至三十四歳の者にあつては僅かその四・六%が文盲にすぎぬに對して三十五歳以上の者にあつては八・四%が文盲であつたことを示してゐる。

故に、收容者中に於ける文盲者の比率一〇・七%といふ數字は實際は總人口中の十五歳乃至三十四歳の者の比率(四・六%)と比較せねばならぬのであつて、かうして比較して見ると收容者は教育の點で著しく劣つてゐることが判る。

更に收容者に關する數字は、多くの場合收容者自身の陳述のみにより他に何等證據に基いてゐないので、或程度まで教育程度を鼓張せるものがあるかも知れるのである。疑もなく教育程度を鼓張するは收容者一般の傾向である。従て、その鼓張を引去つて考へたなら、其結果は收容者の教育状態が一層劣れるものなることを暴露せずには措かないであらう。

しかし、一面から云ふと、文部省の數字も亦些か讀み書き出来るものゝ數字を鼓張してゐる點のあることに注意せねばならぬ。

隨筆隨感

(終)

印南於菀吉

明治二十三年の交、普國クロネー氏の紹介に依りモアビー監獄用度理事フォン、ゼーバツハ氏を招聘して今の小菅刑務所内に監獄官練習所を開設したる折、典獄として講習を受けたる者今現に生存せらるゝ者唯藤澤正啓翁一人のみ。その當時の模様を語りし談片の一に獨人教師の日本監獄を批評したる言に曰く、規律頗る乱雜にして囚人の行廁頗る自由なり、これを取締る所なかる可からずと。昔から日本の諺に「出もの腫れもの時嫌はず」と謂ふ言あり、行廁の制限を加ふるとは何事ぞ、西洋人ならばいさ知らず日本人には到底行はるべきに非ずとの批難を加へたりと。成程當時その批難ありた

りき。而かも行刑の當局は之れが實行を餘儀なくせられて幾分生理上無理強い感なきに非ず。然るに刑務所は之を實行するに銳意、午前午後各一回宛時間を期して之を強行せり。受刑者中股引に金糞を貯へ臭氣紛々たる者或は又坐席に汚水を流す者等ありたるの奇談さへありき。之れをしも忍んで繼續すること幾何ならざるに大凡そ今日の如く其排泄時期の一定を見るに至り昔日の不仕鱗を一洗するを得たり。出物腫れ物時嫌はずの諺は茲に於てか結局不仕鱗の用語にして自制自戒の念の及ばざることを證明するものと曉るに至る。かくの如くして刑務所の規律は漸次涵養せらるゝに至りたるかを想へば、今昔の感に堪へざると同時に失笑を禁する能はざるものあり。

三十

最近十年間我刑務所に於て作業方面の發展を見たること眞に刮目驚嘆に價するものあり。殊に軍需品製作に就て一層の協同一致を得て努力を惜しまざりし好成績は本誌前號正木氏の巻頭言等に依つて知ることを得て甚だ欣快に禁へざる所なり。之に依つて之を想へば吾人の心は兎角弛緩し易く、常に自ら心に鞭ちて緊張味を失はしめざらんことを必要とす。刺戟は大なる奮勵心を誘發するの基となるも時には之に酬いて潜勢力を養ふの機會を作ることも亦必用なりとすべし、否問題は刺戟に非ずして寧ろ如何に公正適當なる潜勢力を養ふべきかに存す。非常事變は時に善き教訓なり、之に依つて團結心を鞏固にし勇猛以て之に當るの剛毅を振作するの利益あるは蔽ふべからず。身を犠牲に供して國難に當る者豈獨り爆彈三勇士のみならんやで、背後に在る我國民は何れも皆此傳統的精神の中に成育を遂げたる者どもなり、此忠誠の心は決して收容者の内に缺如せりと謂ふ譯では無い。現に今回の舉に由て彼等も亦我同胞なりとの事實を證明したりと謂ふも何人か之を否むべきや。されば彼の犯罪は最も不幸なる事實として之を憐み且矯正の手段を講ずべき

であつて、倫理觀から謂へば一寸異様に聞えるかも知れないが忠誠の心と犯罪動機とは何等の交渉を持つて居ないと觀るべきであらう。

三十一

米國司法省行刑局長サンフォード、ベーツ氏は同國に於ける知名の刑事學者なり。その所轄に屬する聯邦政府の刑務所は僅に二三に過ぎざるも、同氏の行刑方針、宣言等は他州の模範とする所で頗る重きを成して居る。今、氏より各典獄に回付すべき書簡體として行刑方針を示したる者を見るに所謂アメリカの奇矯的を脱し眞摯に且穩健に、而して進歩的に、如何にも責任ある當局者の言として傾聴するに足るべきものがある、併し全部僕は首肯するとは謂はないが兎に角試に之を譯して見よう（昨一九三一年九月發刊米國政治社會學會定時報告所載）

親愛なる典獄諸君

吾人の有する行刑施設は決して役人の便利利益の爲めに管理せらるゝものに非ず、又全然收容者の幸福のみを期待するものにもあらず、唯一に社會の保護と安寧とを期望するのみであつて、これが爲めに收容者を適當に教養して釋放後有効に遵法の民を作る準備を爲すことを以て

第一原則とせざるを得ぬ。されば刑務所の現行理想とする所は舊時の壓抑を旨とする思想とは大に異り、これを實現するに當ては多大の國難に際會せざるを得ぬ。結局吾人は刑務所管理の上に高き理想を把持し之を忠實に實施するの信念を以て、あらゆる文化的施設に一層の理解を以て之に當るにあらずんば此理想を實現する能はざるを感ずるものである。

收容者處遇の上に殘虐、酷薄、不必要の峻嚴を加ふることの非なるは恰も溺愛、甘やかし及無知卑怯より生ずる所の同情の非なるが如く慎むで之を避けなければならぬ。單なる感情に趨つて收容者を毆打する者の非は固よりなりと雖も之に諂諛し若くは不當の特待を彼に與へんとする者に比すれば尙或は勝れりと謂ふを得べけむ。責任ある當局者として吾人の最も恐るゝ所は刑務所より畏懼の念を奪去せしめ（其畏懼たるや正當にして且適當のものたるを要すべきもの）而して之に代はるに有効且適切なる感化規律なきことは是れである。無差別の行刑方法と收容者大部分の必要とする科學的紀律との間には大なる差異の存することを注意しなければならぬ。今日社會は行刑の場所をして一面、慰樂場又は一時の隠れ場所として管理せらるゝを望まざると同時にまた他面、敗

類、失望、衰殘の場所たらしむることをも望まぬ。

刑務所内に在て先づ第一に要求する所のものは正當にして且理由の在る紀律であつて、之に次で收容者の性格を十分能く理解し、而して後彼に堅忍なる勞作を與へて職業教育を施し醫治的處分其他の方法に依り出來得る限り欠陥ある性格を矯正する手段を講ずべきである。

之を遂行せむが爲めには吾人は結局永久に收容者及社會、兩ながら共に利する所あるべきを考慮に入れ決して一時的の小計に墮することあつてはならぬ。收容者の或者に對し不當の特權を與へ、以て現在を糊塗鎮壓せむことはいと易きことなるも、總ては將來に於て不満足、苦惱の禍根たるに至るべきを虞る。

收容者は善良なる行狀に由つてのみ特權を得るの外、個人的勢力其地の理由を以て簡拔せんとするの制度は如何なるものたるを問はず極めて不良にして且不公平なる管理法である。

偏愛は最も慎むでこれを避けねばならぬ。總べての收容者は自己の發達改善に對して同一様の機會を與へられ、しかも之に努力して改善し得たる者のみに始めて或種の特權を與ふることを得べきである。

而してその特權を與ふるに際しては又吾人の理想に反

し一般に普及せらるゝに至る危険あるを防止しなければならぬ。吾人は彼等の收容中常に勞作に勵むで従事するの適當なる制度を案出せんことを欲する。若し之が爲めに小額の賃金を與ふることありするも、これは則ち特權に非ずして常時勞作を永續せしむるの必要と、且個人の幸福を期待せんが爲めの一種の宣傳法に過ぎざるものである。

吾人はまた青年囚教育制度を確立せんことを望む。これを以て刑の峻嚴を緩和せん。欲するには非ずして、彼等をして政府及社會に對する義務を確實に理解せしめんがために課する特別課程と謂ふべきである。

吾人は尙更に現時の效果ある醫治制の一層發達擴張し收容者の體格的不能を除去改善して以て他日社會の有用なる一員として立ち得るに至らんことを望む。玆に最も注意すべきは病室等に在つては幾分紀律を緩和するを以て眞にその必要に迫れる患者なるや否やを見分けることである。既に此見分け付きたる以上は何人も病弱者に對して健康回復の手段を講ずるは、如何なる意味に於ても甘やかし方法と非難する者はあるまい。進んでは或種の身体運動法を勵行することこそ望ましかれ。運動は身体を鞏固にし抵抗力を助長し、且彼等の活力生氣を發散せし

むる上に最も必要である。されど刑務所内に於ては、彼等多數をして觀覽席に坐席を占めしめ野球、又は拳闘競技を觀せしむるが如き態度となり易きが故に、甘やかし主義との非難を買ふ虞がある故に、何れの場合に於ても一方何等かの感化教育方法に由つて永久に收容者の改善、幸福を期待し得べき手段を講ずるの必要あるもので決して之を以て單なる快樂興味本意に終はらしむべきで無い。

時々開催せらるべき音樂會文學會の如きも經驗に由り向上發展の機會を與ふること少なからぬ。然れども卑見に依れば刑務所内に於て常時ラヂオの使用は固有の紀律處遇と相一致するもので無い。故に私設ラヂオの設定は宜しく停止せられんことを望む。當に收容者の間に之を聞き得る者と得ざる者との差別を生ずるのみでなく、外間に於ても刑罰と斯くの如き特權との關係を詳悉せざる者は多分物議の種とするであらう。

何故に善良なる書籍看讀を獎勵せざるや。必ずしも冊數の制限を附するの必要理由は無いではないか。若し彼等にして讀書能力ありとすれば多くの善良なる書籍を與ふことを獎むる。獨り受刑の苦を輕減する計りでなしに尙彼等の教育を完成せしむる方法としても亦必要の事

と思ふ。

收容者の行動を支配する所の規定は、公正にして、且善き理解を聯結せしめてその規程の精神を捉へなければならぬ。現行規定の大部分は舊時のもので現在の觀念に吻合せざるものがある。紀律的處遇は彼等が自由に好んで反則をした場合に始めて罰すべきで、精神低格者を罰したり、而かも亦外間では左程咎めだてするに及ばない事柄を罰すべきで無い。一方に於て特別な性格―收容者の内に多くある變質的性格―及び是等に對して適用すべき規定其ものが既に專斷で不條理極まる所の事實である等を考慮の内に入れて適當に解決を付けなければならぬ。要するに善良なる官吏は、收容者の小過と雖も其體面を毀損する者は見逃さずに斷然たる處置を採り得る様に賢き紀律家とならなければならぬ。而して一方また精神缺陷者並に此等に對し十分の訓練を施さざりし者等に對しては寛大の心を以て待遇し、たとひ侮辱を與へらるゝも紀律保持上差支なき限りは之を大目に見るの心得がなければならぬ。職務上此等の取扱に難き種類の者の監督、及之が改善發達を期する方法を講ずることが自分等の管理を助くる眞の目的であることを諒承せられたい。

吾人はまた刑務所の各下僚が各々その仕事の本質を十分に能く理解するに至らむことを熱望す。管理上是非とも刑事學及其他の聯絡學科の修習を必要とするが故に予は其機會を供與せんと欲す。上下心を一にして協力するに非ずんば、到底奏効する能はざるは言ふ迄もなきことなり。

收容者の教育其他有効なる制度確立の企畫はすべて之を行刑局長マツコミツク氏に一任せり。何れ同氏の手に經て諸君の着手したる此困難なる事業に對し、助言又は希望を申述ぶることもあるであらう。我米國に於て傳統的の刑務事業の價値を宣傳するに際しては、一層諸君の智能、忍耐、勇氣、熱心に待たざるを得ぬ。諸君希くは社會より委託せられたる此公務を御同様盡くす上に於て、吾人は常に諸君の後方に在りて援助を吝まざる者なることを諒得せられんことを。

行刑局長 サンフオード、ベーツ

三十一

本會茶話會三月の例會に於て榮養研究所長佐伯博士の講話を聴く。監獄食糧問題に關係あるの故を以て特に興味を惹き、まことに有益の參考資料たり。時偶々紐育州

刑務調査委員の報告書に接し、矢張り同州に於ても食糧調度に關する相當手腕ある吏員採用を提議し居れり。實に食糧問題は榮養及金錢問題としても重要にして且事、行刑の運命を左右するを以て層一層研究の必要ありと思料せらる。希くは相當職員二三名を簡拔して少くとも一年間位、何等かの方法を以て研究生として榮養研究所に修得せしむる企畫を採られんことを望む。

三十二

最も新しき作業施行の方法として軍需品製作に關し小菅、巢鴨、川越の三箇所にて聯絡作業を爲し大なる成效を得たりと謂ふ。飛行機運搬に要する函にして、大休小菅に於て製材し、巢鴨に於て木取りを爲し、川越は木工少年囚を所澤に派出せしめ全部の組立を爲し、十日間にて豫定工事を終了し約二十七万圓の仕事を爲し、就業者は勿論のこと作業關係の職員も協力熱心之に當りたる爲め、軍部方面に於ても非常の好評を得たりと。左もあるべきことと思はれ、近頃快心の舉と謂はざる可からず。職員、收容者、共に腕を撫して活動の機を待ち構へつゝある際なれば指導宜しきを得れば勇躍以て事に當る

べきは必然なり。殊に川越の所澤派遣隊は一層外氣に觸れて活躍したることなれば、感化上に於ても少なからぬ利益を得たことであらうと思はれる。これから各種の新しい試み、原動力の生れ出づることを熱望する。

おこどわり

本誌二月號及び三月號に掲載の練習所陸軍衛戍刑務所見學記中、事實誤認に基きし點があると當局者より削除方交渉があつた。仍て當局者の意を尊重することにしたから、おこどわりしておく。

(編輯部)

Society's Responsibility for Crime
E. R. Cass

アメリカン・プリズン・アソシエーション
第六十一回年次大會(承前)

會議主題「犯罪に對する社會の責任」

アメリカン・プリズン・アソシエーション總務主事

イー・アル・キヤッス

(八) 刑務所
Prisons

這回の會議の一議題となつてゐる「プリズン」について演説したのは、ニューヨークのシン・プリズンのワーデン(所長)たるリュウイズ・イー・ローズ氏であつた。

氏は説く、

「プリズンが、特殊の國家事業として、他の國家の機關と同じく極めて忠實に管理されてゐるのを看たら、調査家の或るものは驚くかもしれないのである。多くの點で、特に保健衛生並びに各部の聯絡といふことでは、他の政府の機關よりも一層の進歩をしてゐるのである。……單に外界の物的條件を變革しただけでは、プリズン

リホーム(刑務所の改良)は行はれないのである。若し、プリズン・リホームの語の中にブリゾナー・リホーム(受刑者の改善)といふことを包含するものとしたら、須らく我々の注意は受刑者其人に向けらるべきで、出来る事ならば、彼等をして犯罪の道に入らしめた當時の心得違ひがどういふ點に在つたか、無茶な兇暴な行爲を敢てせしめた心的狀態即ち其場合の奥底の心のコンディションがどういふものであつたか、といふことを確しかめなければならぬのである。自分が長く刑務所に勤務してゐた間に何か教しへられたものがあるとしたら、科學的法則では否定してゐるにも拘らず、受刑者が一般に自分達のやつた行爲の性質を了解してゐるといふ事である。彼等は、窃盜や強盜や殺人をやつてゐる間に、自分が惡

い事をしてゐるといふ事を知つてゐるのである。シン・シンの死刑房にゐた一人の受刑者が、幼少の頃の生活から、特に悪むべき殺人犯者として有罪の宣告を受け、終に死刑房に入れらるゝに至つた経路を訊ねられたことがあるが、其時に、彼は初めてピストルを買つた時の事を語つて、「自分はそのピストルを買つた時にそれが自分を電気椅子に送ることになるだらうといふことを知つてゐたのである」と言つたが、しかも、彼は選ばれた使命のまゝに、行きつく處まで行つたのである。若し、プリズンが外の社會のノーマル（人間並み）の生活を送らせるやうに受刑者を仕立てるべきものとしたら、所内にノーマルな生活の準則を定めて、出來得る限り其準則に依て管理されなければならぬのである。受刑者の拘禁の長短を定むるものは、定められた刑期ではなく、彼等の成績によるべきである。要は、社會にとつて有用なものとなる受刑者の能力如何によつて刑期は量らるべきだ。

次に、シカゴ大學の社會學の教授であるイー・エチ・サザーランド博士 (Dr. E. H. Sutherland) は、起つて次のように述べた。

「プリズンの機能をして更に多大の効果を挙げしめんがために、予の玆處に提示しようとするプログラム

(方案)は、調査と實驗のそれである。調査といふのは、受刑者並びに行刑政策の組織的な研究で、實驗といふのは、第一に、新しい進路の勇敢な開拓で、次に此等の政策の性質と其實行の結果との周密な報告である。オスボーンの試みたオーバーン及びシン・シン兩プリズンに於ける共福會 (Mutual Welfare League) はかゝる實驗であつたが、其結果の報告は惜しむらくは瑣末に走り矛盾する所が多いのであつた。ノーフォークに於けるマサチュセツツ州のビーナル・コロニー (農場監) に於けるシュウペリンテンデント (場長) のハワード・ビー・ギル氏の取つてゐる方針は、恐らくプリズンの管理に於ける眞摯な、しかも科學的な實驗の最も良い一例とすべきである。次に、ニューヨーク州其他で唱へられてゐる最小防備並びに中間防備級のプリズン (minimum and medium security prison) も實驗の一例である。調査と伴ふ新政策の實驗は、受刑者のグループとしての意見と心持を變ぜしめ、而して、由て以て受刑者の教養状態に影響を及ぼすべきプリズン全體のコンデイションに於ける變化を意味するものであるから、極めて大切な事である。六十年それ以上も、我々は行刑處遇の個別化を唱へて來たものであるが、少し言ひ過ぎる嫌ひはあるかもしれないが、

今や、我々は、「個人としての受刑者よりも、むしろ集團としての受刑者をどうかしろ」 (Treat the group rather than the individual) と言はなければならぬ

のを感じるのである。人間の行動は主として其人の屬するグループ (集團・社會) の文化状態並びに一般の輿論によつて支配されるものである。我々はこれまでの受刑者のグループを變化せず其まゝにしてをいて、個人を改善しようと試みて來たが、恐らくは、それが、社會事業でケース・ワークと名づけられる個別研究並びに個別處遇に於ける試みの多くの失敗した原因である。固より予は個別研究と個別處遇の二つを輕視するものではないが、同時に、予は、グループとしての受刑者の處遇の教化上極めて大切なるを思ふものである。」

更らにサザーランド博士は、彼の唱ふる調査のプログラムを略説し、それは常識に代はるものでもなく、プリズンとブリゾナーとの長い間の關係から得られた智識に代はるべきものでもない。「この智識は根本的のものであつて、調査はこの智識を補ひ、之を組織立て、行かうとするものである」と言つてゐる。

(九) プロベーション (觀察) Probation

プロベーションの本题については、ニューヂャーシー州のエセツクス・カウンティ (郡) のプロベーション部のチーフオフィサー (主任) であるデオセフ・ビー・マーフイー氏は、彼のステートに於けるこの制度の實際の運用を検討した後、今日この制度に對する主たる非難点として次の九ヶ條を擧げてゐる。即ち、

(一) プロベーション部の職員が足りない。
(二) プロベーションオフィサーの擔當するケース (事件) が多すぎる。

(三) プロベーションオフィサーの俸給が少なすぎる。
(四) オフィサーの任命は亂暴で、専門の智識の有無も人物の適不適も考慮せられてゐない。

(五) 特志 (無給) のオフィサーに頼りすぎる。
(六) 裁判所はプロベーション (プロベーションに附せられたもの) を準備調査もせず其義務から解放してゐる。現在多くの場合に爲されてゐる調査は不十分で、法律上並びに社會的の報告を包含してゐない。

(七) プロベーションの適用に於ては、裁判所は其裁量を濫用する傾きがある。

(八) プロベーション・オフィサーのプロベーションナーに對する監視は周到を缺き、正當の計畫なくして行はれ、且つ、熟練を缺くこと甚しい。

(九) プロベーション・オフィサーは社會事業團體と協同の行動を取らない。

氏は更に進んで、

「ウイカーシャム・コムミツション(昭和六年十月號「刑政」参照)は、其報告で、プロベーションの制度の善く行はれてゐる處を五ヶ處舉げてゐるが、我々は、プロベーションが其能力を發揮するために十分の機會を與へられてゐる處は、合衆國中一ヶ處もない、と憚る所なく言ひ得るのである。で、上に舉げたような事情の結果として、特に所謂「罪波」の實際にあつたと想像された處では、プロベーションに對する非難が始終唱へられたのである。この非難の多くは明かに誤まつてはゐるものであるが、犯罪に對する方策としてのプロベーションなる一つの形式の下に横はる主義原則に向けられた場合に特に然うであるが、しかし、この非難は、輿論を刺戟し、プロベーションの運用に於ける能率を更に一層高めなけ

ればならないといふ感情を固めさせた効力はたしかにあつたのである。語を換へて言ふと、到處に、人物、教育訓練並びに經驗に於て更に現在よりも立派な資格のあるオフィサーを求むる傾向が盛んになつてゐるのであつて、同時に、犯人をプロベーションに附する裁判所の裁量の更らに、一層慎重ならんことを要求されてゐるのである。プロベーションなるものは、慎重に賢明に適用された恰好のケースでは、犯人に對する他の形式の方策よりも多くの點で利益が多いものである。」と述べた。

(十) パロール(假釋放) Parole

本題で演説したものは、ニューヨーク州の假釋放局長(Executive Director, New York State Division of Parole)たるフレデリック・ヘー・モラン氏で、ニューヨークのパロールについて述べ、
「更に一層大規模の組織立つた方法を取つて、釋放者に仕事を與へ、性格を矯め直して、社會で失つた地位を再び取り返させるようにしなければならぬ。犯人をパニッシュした時に、更に彼をリホームした時にさへ國家は犯人に對してその完き義務を果たしたとはいへな

いのである。已に犯人を發奮興起せしめた後には、國家は更に進んで其者の自活の道を扶助してやる義務を有つてゐるのである、我々が受刑者の思想感情を改善し労働能力を授けてやり、人間らしい手段で世に立たうといふ希望を起させてやつても、若し、彼が釋放された時に社會が、彼を遇するに喧嘩腰で、何人も彼を信ぜず、誰一人として正直なパンを得る道を與へるものがなかつたならば、我々の今迄の努力は徒勞に歸してしまふのである。」と説き、「パロール(假釋放)に限らず、犯人を簡別的に取扱はふとする凡てのプログラムの成功するがためには、人物のしつかりした教育のある、よく熟練したソーシャル・ワーカーを職員として、事に當らしめなければならぬのである。」と語を結んでゐる。

ニューデチャーシー州の假釋放局長たるウインスロット・ブレイ・レーン(Windthrop D. Lane)氏は、パロールは釋放者の社會復活の過渡期であるといひ、「それは單にプリズンからの釋放の爲の手段ではない。恩典では固よりなく。刑期の短縮ではない。それは、受刑者の處遇の手順の引きつゞきなものである。受刑者を監護する國家の責任の延長である。パロールに在る犯人は猶ほ國家のあづかり人である。彼は猶ほ依然として行刑上の處遇を受

けてゐるのである。彼はなほ拘束監督に服さなければならぬのである。行刑施設に於て利用せられ得る規律と處遇とに代ふるに、社會に於て利用せられ得る規律教育並びに警戒を以てするのがパロール・オフィサーの役である。」と説き、パロールの手續にケース・ワーク(簡別調査)の必要な事を切言し、今日、パロール・オフィサーにして眞に社會的のケース・ワークの方法を試みてゐるものが、果して幾人あるだらう、と訝つてゐた。

刑法及び刑事學學會の會長で、ノースウエスタン大學の法學科の刑法及び刑政部の長である判事のアンドリュウ・ブルース氏(Judge Andrew A. Bruce)は、氏一流の熱烈さで犯罪問題と是れが對策につて論じ、「自分は經驗上判事の職のいかに畏るべく慎しむべきものであるかを知つてゐる。彼の前には犯人といふどうする力もない一人の人間が立つてゐるのである。其者の生死は判事の手に握られてゐるのである。其場合の判事たるものゝ心づかいと責任感とを理解してくれるものは少ないのである。自分は、赦免委員(Board of Pardon)としての自分の仕事について有つてゐたような多大な疑惑の念を懷いてゐたことを、我が生涯中未だ嘗つて知らないものである。パードン(死刑宥恕)すべきであるか、そ

れとも、宥恕すべきではないのであらうか。自分は幾度か感つた事だらう。畢竟するに、一體、刑罰の目安となるものは何であるか。刑期の長短はどうして定めるか。若し、刑罰が望ましいもので當然料せらるべきものとしたら、刑罰はどれほどにしたらいいか。一年、二年、十年、又は二十年、どう定めるか、プリズンでそれだけの刑期を受けてゐる間に、どれだけ改善せられるものか。我々のプリズンはベニテンシアリー(悔ひ改める處)と呼ばれてゐるが、眞に悔ひ改めるものがあるだらうか。如何にして人間の自覺の内容を解剖することが出来るか。人間の苦悶をどうして解剖することが出来るか。どうして人間の魂を解剖することが出来るか。たれが知らう。自分が大いに非難したいのは、罪を裁くもの並びに犯人の處遇を自分の手に握つてゐる人達の十中の九人が、問題を解決すべき十分の智識と十分の經驗を有つてゐないことである。我々は、今日、我々の行刑施設に關して、受刑者を甘やかすとか、食物が好過ぎるとか、其他之に類した叱言を幾度か聞かされてゐる。しかし、普通の人は拘禁さるゝといふことがどんなことだかは毫も知らないものである。受刑者の身體に及ぼす影響はいふまでもないことで、その功名心や希望や其他色々の心理の動きの上

に及ぼす影響については何も知らないのである。若し、我々の目的が改善にあるならば、教育であるならば、我々のベニテンシアリーや感化院といふものは、我々の有つてゐる教育施設の最も重要なものと曰はなければならぬのである。實際此等の施設はたしかに最も手をへない質の生徒を取扱つてゐるのである。で、極めて重要な施設であるとしたら、ワーズデン(所長)やガード(看守)を選択するに當つては、我々がパブリック・スクール(米國の中等學校)や大學の教師を選択する場合に於けるが如くに多大の注意が拂はなければならないのである。と切に訴へてゐたのである。

(十一) 釋放者保護 After-care

受刑者のアフター・ケア(刑餘の保護)の問題については、この度の大會のプログラム中で、從來の大會に於けるよりも一層多大の注意が拂はれてゐたのである。國民受刑者保護協會(National Prisoners' Aid Association)の部會では、受刑者の保護事業と警察、裁判所、行刑施設及びチャーチとの關係がそれぞれの専門家の論文で演述せられたのである。最後に、この事業と社會との關係

に關しては、シカゴ市の中央ハワード協會(Central Howard Association)のフ・ホモリー・ライオン氏(F. Emory Lyon)が「社會と訴ふ」(To the Community)なる論文で次の如く意見を開陳してゐる。

「犯罪問題を解決せんとするに當りては、偏狹な地方的な考へがあつてはならないのである。このプロブレムは世界的なもので、之に對する責任は一國一州に限らるゝものではなく、國際的なものである。長くプリズンに在つたものは何處へ行つても落着いた住處を有つてゐないといふ周知の事實については、この問題を解決し、かういふ人達を世話してやるのは社會の一般責任である。」

大會會議は午前で、午後の時間は、ワーズデン・アソシエーション(所長の組合)、醫務部、チャブレンス・アソシエーション(教悔師の組合)、國民受刑者保護協會、及びプロベーション、パロール、及びバードンに關する委員會、教育委員會、刑法及び統計に關する委員會等の會合が催されたのである。此等の會合では、論文や討論に極めて有益な意見が發表されたのであるが、玆處には簡単な紹介を試みてゐる餘裕さへないのを悲しむものである。いづれ此等のアドレッツスの多くは大會の議事録中

に收録される筈である。

(十二) 大會決議 Resolutions

例年の通り、諸方面への感謝文の朗讀せられた後、次の決議が採擇せられたのである。

判檢事の行刑施設訪問の件

行刑並びに感化施設の管理の任にある官吏は、更に一層善く裁判所の目的に副ひ、關係諸官吏の協力により、受刑者の社會的復活を一層容易に成就せしめ、受刑者は固より、社會も亦た之によりて利する所あらんがため、受刑者の刑の執行にあづかる檢判事と親密の關係を保ち其の助力を得るの必要を感じてゐるものである。依つて、我がアメリカン・プリズン・アソシエーションは、

(一) 檢事判事は犯人の收容を命じたる行刑施設を屢々訪問すること

(二) 右の官吏の行刑施設訪問の旅費を官費となすべき法律の規定の設けらるべきことを決議するものである。

プロベーションに關する件

プロベーションは、已に今日、裁判所に於ける凡ての犯人の調査、並びに、適好の場合に於ては、簡別的の監視と指導とによる犯人の處遇にとつて、極めて重要な方法なることの一般に承認さるゝに至つたのである。依て、

- (一) 犯人をプロベーションに附するため刑事裁判所に裁量の全權を與ふるプロベーションに關する法律の實施並びに擴張を促し、且つ、プロベーション・オフィサーの員數を増加し、及び其素質を改良するため州政府並びに合衆國政府より十分の豫算を要求すること。及び
- (二) 凡ての裁判所に於けるプロベーションの實施と擴張とを援助し監督するため、各ステート(州)にプロベーションの局又は課(State Bureaus or Departments of Probation)の設置を促すこと。最後に、
- (三) 合衆國政府司法省行刑局のプロベーション監督官(Probation Supervisor in the U. S. Bureau of Prisons)の有効なる監督の下に合衆國裁判所に於けるプロベーションの事業の發達を賛し、と同時に、正義と公平を完からしむると共に、犯人に關する經費の節約を旨とする手段として、合衆國の凡ての地

方裁判所(District Courts)に於けるプロベーション部の職員を充實し且つ適用の範圍を擴張することを促すこと。

を決議するものである。

受刑者のケース・ワーク(簡別調査)

に關する委員會設置の件

ブリズンの主たる目的は受刑者たる個人の社會的復活に在りて、これが爲めには、已に合衆國を通じて處々のブリズンに、何人にも興味の高かるべき施設内のケース・ワーク(institution case work)の原則並びに其方法の發達を見るに至れるのである。

依て

ブリズンに於けるケース・ワークの方法に關する報告を蒐集し、我がアソシエーションの次回の年次大會に提案と共に右の材料を提供するため、直ちに「受刑者のケース・ワーク並びに處遇に關する委員會」(Committee on Case Work and Treatment for Prisoners)を設置すること。

を決議するものである。

尙ほ、今回の kongress で、目立つた事業の發達とも

いふべきものは、アメリカン・パロール・アソシエーションと稱せらるべき新しい分會の組織されたことである。將來このセクションでの討議の目的となるものは、各州に於けるパロール並びにプロベーションに關する法律の統一と協調、及び法律實施の方法の調和とに存することと信ずる。この新しいアソシエーションのチェアマン(長)は合衆國政府のパロール委員の長たるアーサー・ウッド氏である。

尙ほ、次回(一九三二年)の大會の役員組織では、ウィスコンシン州のウォーバン刑務所のワーデンたるオスカ・リー氏がレオン・フォークナー氏に繼いで、一九三二年度のプレジデント(議長)として選舉された。一九三二年度の kongress は、同年十月インディアナ州のインディアナポリスで開催せられる筈である。

(一)

Journal of Criminal Law and Criminology,

January, 1932

合衆國政府刑務所の醫務充實

現在、アメリカ合衆國政府の行刑施設に於ける醫療並びに精神病に關する事務は、合衆國政府内務省衛生局(U. S. Public Health Service)の所管に屬してゐるが、今度、右施設には兼職ならざる専任醫官の十分な職員が置かれることになり、専門の顧問醫師も定められたのである。右の改良中、最も重要な意義のあるものと見るべきは、男子を收容する各施設に、専任の精神病理學者及び専任の心理學者の職員として任命されたことである。

Journal of Criminal Law and

Criminology, January, 1932

海外時報

大不況はアメリカの家族

生活を破壊しつゝあるか

或る家の父親が臺所の流し元に立つてゐる。——別に珍らしくもない失業風景であるのが、しかし、彼は今、どんな心持で皿を洗つてゐるのだろうか。意氣地がないといつては妻には罵られ、口には出さないが、みつともない失業者として、窃かに子供からは嘲けられて、遣る瀬のない心持でゐるのだろうか。

それとも、彼は生活戦線に立つ勇者で、どうにか其日々々の凌ぎをつけて行くために、家族を扶けて共々働いてゐるのだろうか。

手短かに言ふと、現在の經濟大不況の家族生活に及ぼす影響如何といふのだ。

これについては、アメリカの社會衛生學者も精神衛生學者も社會事業家も意見は一致してゐないのである。

一部のものは、家族生活は爲めに崩壊し、父は失望の餘り酒に走り、事によれば、殺人か自殺もしかねなくなると曰ふ。他の一部のものは、デブレッション（不況）は救ひの神の恩寵で、これがために、家族生活の城塞たるホームは一層強固となり、窓から逃げて行かうとする愛の心をつなぎ止め得たのだ、といふ。

前者の描き出す所は全く怖ろしいほどである。忿恨、冷笑、斷えない家内のけんか、道德法律の侮蔑——是れは、九百に近い社會事業家が、幾百萬の人の希望のメツカであると同時に、幾多のものゝ生活のどん底ともなつたニューヨーク市の殆んど七十五萬件に近い貧困な世帯について觀察し得たといつてゐる不況の悲しむべき影響の中の二三を挙げたに過ぎないのである。

不況の家族生活に及ぼす影響に關する右の調査の結果は、ニューヨークなる此の大都市に住む多くの不幸な人達の上に庇護の翼をひろげてゐる慈善機關たる市のウェルフエア・カウンシル（福利審議會）に提出された報告書中に掲げられてゐるのである。

「成程、失業といふことは、個人一身の上の問題を解決するために、元氣を振ひ起し、工夫の才力を發揮せしめ、進んでは、失業問題とからんだ一層大きな經濟的並

びに社會的の問題に智的興味を喚起するといふ刺激的な

効果を有つことが往々にしてないでもないが、しかし、

一方には、其人の心持と境遇と失業の程度で色々の差異こそあれ、これとは全く反對に、數多くの暗澹たる結果が生じて來るのである」と、と報告書は曰ひ、この結果を詳細に列挙してゐるのである。今其一部を記すと、

(一) 失望、落膽 自暴自棄、往々にして窃盜殺人の犯罪を行ひ、時に又た、自殺を企つるに至る。

(二) 困惑、混亂。

(三) 自信を失ひ、自卑挫敗の感を懷く。

(四) 自奮の氣を失ひ、従つて責任の念も亦た亡ぶ。

(五) 自屈忍従、進んで職を求め、又は、別に新たな何事をか試みようとする敢爲の精神がなくなる。

(六) 徒らに悲痛して、既成の法律宗教を嘲侮し、精神日を追ふて頽廢する。

(七) 冷眼にして自他を看、忿恨の念強く、事毎に逆らつてみたく、一般社會並びに時の政府に對して反抗の念を懷く。

(八) 自尊心を失ひ、服裝體裁を顧みず、物事に感じ易く、他人との交際を厭ふ。

(九) 焦躁不安、常に刺激を求めて心をまぎらさうと

し、遂に飲酒賭博にふけるに至る。

(十) 焦躁煩悶より延いて重大なる精神病狀態に至る心理的、並びに神經性惱亂。

(十一) 恐怖の念斷えず、再び職を得るに至つてすら尙ほ止まなう。

等である。

以上は、其極めて著しいものであるが、家族生活に於ける失業の結果を要約して、右の報告書は次のように述べてゐる。「家族間の愛情はきびしく試められたのである。夫婦間の愛も親子の愛も、其力は甚しく弱められたのである。家族のグループは分裂し、収入の源は、父と夫の手から妻と子供に移つたのである。父親の權威は失はれ、家庭内の訓練は破れ、家庭内の不和葛藤斷ゆる間なく、家族各自の不安の念はいやが上につのつたのである」。

家族生活に於ける此等の危険は、ニューヨークの兒童指導講習所長のローリー博士 (Dr. Lawson G. Lowrey, Director, Institute For Child Guidance) もまた、等しく認むる所である。ニューヨーク「タイムス」紙の記す所によれば、アメリカの「國民精神衛生委員」 (National Committee for Mental Hygiene) の「ニ

ヨーク市支部の主催でニューヨークの醫學専門學校で催された講演會に於ける氏のレクチュアで、氏は、デプレッションの影響を受けた家族は、三つのグループに分類せられ得る、と曰つてゐるのである。

「第一の最も重要なグループは、家族のメンバーの間に、各自相互並びに社會に對する反抗の氣勢が高まつてゐることを示してゐるもので、第二のグループは、メンバーの一致和合のプロセスを示すものである。第三のものは極めて雑多のグループで、家族其者は別に變化しないが、個人としてのメンバーの神經機構が害はれてゐるものである」

「反抗衝動に侵かされてゐる家族の中で、最もひどい目に合ふのは父親である。母親は、彼がもつと一生懸命に運動したら職が得られるだらうと思ひ、職を失つた父に對する子供の感情は當然變化するのであつて、子供が職を有つてゐる場合には、この變化は特に甚しい。で、若し失業した父が父としての家庭内に於ける役割を取らうとすると、彼は妻や子供に擯斥されて、自分で自分がいやになるのである。」

「不足窮乏の感は往々にして心理學上「フライト・リアクション」と稱せらるゝ「逃避」の衝動を生ぜしむるに

至り、多くの場合、父親は飲酒又は賭博に耽るのである。家族遺棄のケースもかなり多く、自殺も著しく増えてゐるのである。

更らに、失業の結果、全体としての社會に對する反抗心が高まつて來たのであつて、現在の窮境から救つてやらうと約束する主義なら、どんな政治主義でも直ぐにも之に賛同することを辭せないといふ風である。この傾向は、現在の社會的準則に對する反抗と、この窮境を可能ならしめた經濟組織に對する忿恨と、宗教から背き去つた現代的氣分とによく現はれてゐるのである。」と、ロリー博士は曰つてゐるのである。

以上諸氏の言ふ所に聞くと、家族生活は全く崩壊しつつあるものゝ如くであるが、しかし、それは實際の生活を眞箇に描き出したものであらうか。

しかし、一方では、他の學者達は、現在のきびしい生存の闘ひによつて喚び覺まされたように、家族生活の力のかくも強く明かに證據立てられたことはなかつたのであるとも主張してゐるのである。

アメリカン・ソーシアル・ハイヂイン・アソシエーション(社會衛生學會)の會長たるエドワード・エル・ケイス博士は、現在の經濟狀況は人をして結婚と家庭生

活の力を一層深く承認せしむるに至つた、と曰ひ、デオ・エリオット博士は、家族はこの大きな危機に對する防禦の第一線となつてゐるのであつて、一層其力が加はつたばかりでなく、同時に其性質も變化してゐるのである、と曰つてゐる。この兩博士の語は、ニューヨークに於ける前記の學會の會議席上に於ける演説の一節であるが、ニューヨーク「タイムス」に掲げられたように、「この危機に在つて眞箇の仕事をしてゐるものは家族のメンバーである。ファミリー・ライフの力の實際にかくもはつきりと表明されたのを、自分は未だ嘗つて見たことはない」とエリオット博士は曰ひ、更らに語を進めて、「英國のバーナード・ショウや其他の人々の家族生活に對する非難と其崩壊に對する恐怖とにも拘らず、社會事業家の努力も、父や母や労働に就いてゐる子供達の壯烈な働き振りには到底及ばないのである。家族のメンバーは今や更らに大なる心と明かな理解とを以て相互に扶けあつてゐるのである。現在のデプレッションにして何か一つ福ともなつたものがあるとしたならば、それは、世の人々が、人間といふものはお互に相扶け合はなければならぬものである、といふことを、新たに深く認むるに至つたことである。社會には結婚と家庭生活とを、社會

の福利のためになくてはならぬものとして理解するものが多くなつたのである。若しファミリーなる制度に故障が生じたとか、ひびが入つたとかしたのなら、是非共、専門家の智識を借りて、其指導の下に、時代の要求に應じて改善修理して然るべき一つの制度としてファミリーを看るようになったのである。」と博士は語を結んでゐる。

Literary Digest, March 12, 1932

權利を確保するための攻勢的な努力は、この世界に於ける最もノーブルなスポーツである

セオダー・ルーズベルト

明治初年の監獄を語る座談會

出席者

- | | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 行刑局長 | 鹽野季彦 | 春秋會員 | 長谷川喜一 |
| 司法書記官 | 森山武市郎 | 全 | 香川又二郎 |
| 全 | 正木亮 | 全 | 根本仙三郎 |
| 春秋會員 | 藤澤正啓 | 全 | 土倉是空 |
| 全 | 富樫源治 | 全 | 小松數馬 |
| 全 | 印南於菟吉 | 全 | 和田千松郎 |
| 全 | 兒島三郎 | 刑務協會 | 伊藤忠次郎 |
| 全 | 永田包雄 | 全 | 大原虎夫 |
| 全 | 井桁定男 | | |

(以上順序不同)

(この座談會は春秋會員が懇親會を開かれるといふ話を聞いたので鹽野局長は不意打に座談會を考へつされたのである。従つて質問する者も答へるものもその場の思ひ付きをならべたのだが)

效果は反つてあつたようです。これから時々こんな會を開いて行刑の沿革にふれて見たいと思つて居ります。(座談會場は五反田松仙閣の一室)

鹽野「みなさんお集りのところへ突然割り込んで来て何ですが、みなさん、行刑のことには多年の御經驗を有つてゐるゝ方々であり、長い間には随分いろ／＼な變つた話や面白い事件や、又人知れぬ苦心談といったやうなものも澤山あつたことであらうと想像いたしますが、それ等の貴重な御話も、今の中にうかゞつておきませんと、だん／＼にわからなくなつてしまひ、その點甚だ遺憾のことにも考へられますので、今日みなさんお集りなのを好機會として、近頃流行の座談會といつた形で、一つみなさんからおめい／＼の昔ばなしを聴かしていただきたい、これを「刑政」にも載せて長く記録として保存しておき、現在及び將來にわたつて、行刑のことに従事する

人々の参考にもいたしたいと、かやうに存じまして、かうして押しかけ的に割り込んで来たわけなんですが……」

藤澤「經驗とは申しまして、私共はもうほんとの昔もので、戊辰戦争の時に鐵砲かついで駆けづり廻つた仲間として、新しい教育はおろかのこと、昔の教育とてロクロク身に入つてゐませんやうなわけで、みなさんの御参考になりますやうな御話など迎も……」

鹽野「いや、さう……何れまともつた御意見は、秋の大會にでも又ゆつくりうかゞうことゝして、今日は突然のことでもあり、唯もう思ひつかれるがまゝに、極く斷片的な御話しを、みなさんから少しづつ……正木書記官が「刑政」の方の主任ですから、正木書記官に議

長役を御願ひして……では、正木さん、何か、話題を……」

正木「みなさん行刑のことには、十分御研究もなすつてゐられ、何かと御意見もおありのことであらうと存じますが、今日の會合は老人會といふやうな名前のあることも承つてゐますので、その名にふさはしく、みなさん御秘藏の、これまで世間に知られてない面白い御話しをうかゞひたいと存じます……差し當り、巢鴨監獄の初代の典獄は誰方でしたせう?」

藤澤「巢鴨はアレは、明治二十八年に出来て……」
正木「典獄は?」
長谷川「綾部じやなかつたか。」
印南「綾部は二代目じやつたらう。」
藤澤「巢鴨は、明治二十八年に石川島から移つて来て、二年程の間、

鍛冶橋監獄の支署みたいになつてゐました。山下房親が、當時警視廳の四部長で、鍛冶橋監獄の署長を兼ねてましたので、巢鴨の方も見てゐたのでした。山下は私の前の前——でしたせう。」

正木「さうしますと、藤澤さんは何代目ですか。」

藤澤「三代目です。その後に鍛冶橋から移つて、今の市ヶ谷を新に作つたのでした。私は在職中に三つ監獄をつくりましたよ。第一が佐賀、次ぎには香川縣の高松、それから右の市ヶ谷です。佐賀などは縣民からは一文の金も出さずじまひ、私の一手でやつたのでした。自慢のやうですが、あの當時は、勢ひがさうなつてゐたんですね……」

正木「巢鴨の地所は、三千圓で買つ

たとか聞いてますが、本當でせうか。」

藤澤「私も書いたものを見たわけはありませんが、何でも坪二十七錢とか……。」

正木「ほう、さうすると、やはり三千圓……。」

藤澤「市ヶ谷の地所は、アレはたしか明治十一年に買ったと記憶してますが——この方は私、書類を見ましたが、一反歩が一圓五十錢といふ値でした。しかし、明治十年や十一年頃にしては、それでも高すぎましたよ。木挽町邊でも、明治七年頃までは、千坪二十五圓位で拂下げてましたからナ。しかも年賦で……。」

正木「巢鴨監獄の建築費は、どの位かかりましたか。」

藤澤「四十万圓はかゝらなかつたと

思ひます。三十何万——といふとこでしたせう。山下(故司法技師

山下啓次郎氏)が學校を出てすぐやつた事なので……その建築といふのが、又とても穴だらけなもの

でしたよ。屋根など見ると、瓦がこはれてゐるといふ仕末で……。」

正木「話が違ひますが、ゼーバツハが來たのは、何年頃でした?。」

藤澤「明治二十三年頃かと記憶して

ます。」

正木「クルーゼンは?。」

藤澤「あれはスツとあとです。」

正木「ゼーバツハはどうでした?。」

藤澤「ゼーバツハは、當時赤坂葵町の自宅から小菅の監獄官練習所まで講義に出かけてましたが、葵町の方にも、典獄連がだいぶ押かけましたよ。さう、あの時分の典獄で今生きてますのは、もう私一人

きりになりましたよ。有馬は當時看守長……坪井もたしか看守長でした。」

正木「ゼーバツハの通譯は誰れでした?。」

藤澤「小川滋次郎さんでした。小川さんが、翻譯本を片手に持ちながら通譯してました。ゼーバツハから教はつたことで、その後も大へんタメになり、今でもよく覚えてゐますことは、日誌をつけるといふことでした。その日誌もその日にあつたことを書き記すといふばかりでなく、先き／＼の手配——まアプログラムといつたやうなものまでもチャンと書きとめておけといふことでして、例へば、來月の何日には、何々の検査をするとか、何日の午後には何をするとかいつた先き／＼の豫定事項でござ

たんでしたね?。」

藤澤「あれは、まだスツと前でしたせう。」

正木「不満は勿論不満でしたらうがそのゼーバツハの報告書の中には一體どの程度のことを書いてあるんですか。」

藤澤「一口にいへば、日本の監獄は不規則極まる、とかういふんですね。一例を申しますと、日本の監獄では、工場と便所との間を、囚人が時きらはずに、勝手次第に往復してゐるが、あれはいけない、やはり便所へ行くのも、チャンと時間をきめておかねばならぬ、など言ふてますんですが、これは、當時の典獄連はみな反對でしたよ。何せ日本は昔から、出ものはれものといふて、これだけは致し方のないもんじやといふんでして

ナ。」

一同「アハハハ、」

藤澤「しかし、ゼーバツハの規律正しいことには私も毎度感心させられましたよ。いつであつたか、或時何かの會合のありました時、富山の典獄と秋田の典獄とが、どうしたとか顔を見せないんです。でも、その時は何も言はなかつたですがあとでゼーバツハは小川さんを通じて一時間にチャンと出席せぬやうでは規律が保てぬ。左やうなことではいけない」と二人に注意を與へたといふことでした。萬事がこの調子でして、先生御自身にも、赤坂の葵町から小菅まで毎日人力車で通ふのに、十分と早く着いたことがないんです。で、職員室に入つて、椅子に腰を下すか下さぬかに、丁度八時がなる、

と、すぐ教場へ行くといつたやうなわけでした、それが毎日判で捺したやうにキチンとしたものでした。私は御一新後、幕府の歩兵に加はりまして、その時にも西洋人の規則正しいことには感心しましたですが、それは何でした、……一體、日本の訓練は、幕末には和蘭式で、戦争の少し前にフランス式に改まつたのでしたが、戦争がはじまると、私は二大隊ばかりを率ゐて、戦場へ出かけてドン／＼やたらに弾を打ち出してましたのを、フランス人が夜、土手の上から双眼鏡で見てゐましてね、丸でムチャクチャだと言つたさうです。それを江戸へ引き上げて来てから聞きました、私も成程と思ひましたもんで、そこで當時小川町に在つた幕府の練兵場に入つて、

フランスの教師について、砲兵の稽古をはじめましたんですが、その規律のとても嚴格なものには私も全く感心しましたです。その時も私はつく／＼思ひましたことです、日本人が外國人に學ぶべき點は、この規則正しいといふことであらうかと存じます。私はそれを前にはフランス人から學び、後にはゼーバツハから學んだといふわけでした。」

正木「話は飛びますが、廣嶋監獄の火事は……アレは明治何年でしたらう？」

藤澤「明治十七年でせう。」

正木「廣嶋の監獄は、當時はたしか拘置監といつてましたね。」

印南「さう／＼……拘置監。」

富樫「廣嶋の火事では、囚人が四十人も死にましたからなア……アレ

は全く、監獄の建築がわるかつたのですね。」

藤澤「私は又聞きでしたが、何でも監房の錠前のカギが一つ一つにちがつてゐたとかいふ……。」

富樫「さうです、それに棟が扇型に出来てゐましたから、一つの棟が焼け出すと、すぐ隣りの棟へ燃えうつるといふわけで、どうにもならなかつたらしいんですなア……全く扇型は危険ですよ。」

正木「静岡だつたか、廣嶋とは反對に、各監房の扉を一本のカンヌキで貫いて、カンヌキ一つ抜くと、各監房の扉が一緒に開くといふやうな……。」

藤澤「さう、静岡です。あれは川村の時でした。何でも廣嶋の災害に顧みて、試みにやつて見たといふんでしたが、その時私は川村にも

言ふたんですが、あれはカンヌキがサビついてしまつて、火事の時などは却つて危いですよ。一度地震の時には何でも役に立つたこともあるやうでしたが……。」

兒島「アレは、外國の流儀でせうかね。」

正木「アメリカ式でせう。」

印南「川村君がゐたのはいつ頃だつたらう。」

藤澤「明治二十六年頃でしたです。何でも佐賀からの歸り途かに静岡に立寄つて、私が川村にその話をしましたのですから……。」

香川「高松では？」

藤澤「高松ではそんなことはしませんでした。」

印南「静岡の外にも、まだ何處かの支所か何かに、その流儀なのがつたぜ。何でもそこでも、サビつ

いてしまつて、ちつとも役に立たなかつたとか聞いてゐるが……。」

富樫「カンヌキも危いですが、廣嶋のやうに、一つ一つカギのちがつてゐるのも實に危険ですね……。」

伊藤「廣嶋の火事は、アレは原因は何んだつたんでせう。」

富樫「何でも、囚人の中にバクチ打ちの親分が何かゝゐて、檜と檜を揉んで火を出したんだとかいひますね。え、さう、逃亡の目的です。ね。ところが、火が廻ると、それ火事だつてんで、囚人たちが監房の扉口へドヤ／＼と殺到したんですが、それ例のカギが一つ毎にちがつてゐる上に、すっかりサビついてしまつてゐるつてやうなわけ、急場の間に合はず、とう／＼四十人からのものが、焼け死んでしまつたんですね。私、書類を見

たわけじゃないんですが、何でも死んだのは、隅の方の監房だつたとか聞いてます。」

藤澤「あの時の典獄は？」

香川「六角……じゃなかつたか。」

印南「イヤその前だ。」

富樫「廣嶋も、火事でこりて、それ以後は、錠前も一定したし、扇型も算木型に改めました。」

印南「しかし、算木型は、以前からあつたんだらう。」

正木「日本古來の型は、算木型ですよ。扇型は何でも、小原さんか誰れか、香港で見て来て、日本に應用したんだとかいふ話ですね。」

印南「小原さんは、自分で典獄をしたことがありましたかね。」

正木「あの人は、當時の囚獄權正つまり、今の行刑局長だつたんです。」

正木「刑務所の火事は、廣嶋位のものですかね。それ以外に……。」

藤澤「私の知つてゐる限りでは、廣嶋の前に、奈良が一度焼けました。外にはないでせう。」

印南「刑務所の火事つてのは、少いやうだね。」

正木「印南さん、三池炭坑の、業廢止問題が八ヶ間しかつたのは、あれは明治二十六年頃でしたかね。その時分何でも、印南さんと留岡幸助さんとの間に、作業上のことで大論争があつたんでせう。あの時、大井上輝前（てんさき）といふ人が、炭坑作業の廢止を内務省に建白したために、役目をやめさせられたとかいふ話を聞きましたが、本當ですか。」

印南「それがね……。」

正木「あの時の真相を一つ承りたい

ですな。……何でも、大井上さんは、三井王國からの壓迫で、詰腹を切らされたんだとかいひますが……。」

藤澤「横合ひから差出口をするやうですが、私が最初佐賀へまゐりました時に、やはり佐賀から三池へ出張所を出してましたですが、いろいろ情弊もありますもんで、全部出張所の囚人を引上げてしまつたことがあります。その時私は心の中で、囚人は嘸かし喜んでるところだらうと思つてましたところ、これは又意外！囚人は却つて坑内で働くことを希望してるといつたやうなわけで……私も、すっかり勝手がちがつてしまつたことを覚えてますよ。」

正木「炭坑作業を一番先きに廢止したのは、北海道の空知でしたか

ね。」

印南「いや、最初は空知じやあるまい。あとでは廢止したが……。」

藤澤「私は佐賀から熊本へまゐりましたですが……元來、三池には三池集治監の外に、佐賀と熊本からそれ〴〵囚人をやつて働かしてゐたんでしたが、只今申すやうに、佐賀の方は、私が廢止してしまひその私が今度は熊本の方へまゐりましたもんで、ソラ藤澤がやつて來たから、熊本の方も亦引上げてしまふだらう、など、随分蔭口をきかれたもんでしたが、熊本には私、僅か一年程ゐてすぐ東京へ引上げてしまひましたもんで……私が熊本にもう少し長くゐたら、或は熊本も廢止したつたかもしれませんが……。」

印南「今その大井上輝前の誠首事

件ですな。僕も實はその真相はよく知らないんだけど、唯當時僕の關係した範圍内では、次のやうな経緯（いきさつ）もあつたんだ。當時北海道では、樺戸、空知、十勝、網走の各集治監に、京都の同志社出身の敎諭師が澤山入り込んでゐたね、さう……島田、原、水崎、松尾、留岡といった連中だね、その外にもまだゐたが——それ等の人たちが一團となつて「同情」といふ雑誌を發行して、何でも一部七八錢かそこらで、囚人に購讀させるといつたやうな次第で、まア何やかやと、その間多少の情弊もあつたんだね。そこへ持つて來て、先生方のキリスト敎宣傳の意味合ひもあつたんだらう、何でも樺戸に、すてきもない立派な敎會堂を建築したわけさ。僕も見したが、マ

リアの像なども實にきれいなもんだつたよ。まアその頃の相場にしても、會堂の建築費としては、何千圓もかゝらうつて代物なんだがそれが何でも、僅か三四百圓で出來た、といふんで、會計検査院が眼を光らしたんだね。——尤も敎諭師側の言分として見りゃ、材木はお手近かな山から持ち出して來るだけだし、まア金を出して買ふものといへばせい〴〵ガラス位のが本當だ、とかういふかもしれない、その邊、會計検査院との間に、多少意見の喰違ひもあつたわけなんだらうが、兎も角、會計検査院としては一應調査する必要があるといふんで、さうだ、小野田元熙が警保局長の時だ、坪井と僕とが、その調査のため、北海道へ

出張を命ぜられたわけなんだ。で、一ヶ月間程も滞在して一通り調査を了へ、イザ歸京といふ時、私はその旨内務省へ電報を打ち、その翌日、坪井と連れ立つて、典獄の大井上の許に挨拶に出かけたところだ、大井上さん、イヤ御苦勞さま、といつて起つて行つて一通の電報を持つて來て、實は只今、休職の電報を受け取りました、といつてその電報を眼の前に投げ出された時には、僕も實に面喰つたよ。僕等の報告が原因で首になつたのかどうかは知らぬが、どうもね、何となく氣がとがめるんで、這々の體で罷り下つて、一刻も早く、函館から船で逃げ出して來たわけさ。ハ、ハ、ハ、ハ。」

正木「川越では、昔音楽をやつたさうですが、ダンスまでもやつたて

えじやありませんか。」

富樫「さうく、ずつと前のことで
すね。少年囚のことを、懲治人と
いつた時代ですね。何でも早崎
典獄の頃ですよ……。」

兒島「早崎君はクリスチャンだつた
から……。」

富樫「さう、クリスチャンでした。
それで、オルガンか何かでブウブ
ウやつてましたよ……。」

伊藤「さう、あれが何でも、刑法改
正まで……明治三十九年、四十年
頃まで續いてたと思ひますね。」

富樫「北海道でも、札幌の集治監で
石川慶吾の時代に、やつてたこと
がありますよ。あれは明治二十六
年頃かな……。」

正木「その時分ですね。例のキリス
ト教對佛教の確執が高潮に達した
のは……。」

印南「さうさ、巢鴨で——あの時の

巢鴨の典獄は有馬だつたか、何で
も有馬が、クリスチャンの留岡を
教誨師にしたのが口火で、えらい
騒動が持ち上つたんだ。」

富樫「……といふと？」

印南「その何さ。有馬が留岡を教誨
師にしたもんで、本願寺が湧き出
したんだ。それで有馬も弱つて、
留岡を首にしやうとしたわけなん
だが、すると今度は、東京毎日新
聞が騒ぎ出した。例の島田三郎が
ね……。」

藤澤「その以前に、北海道では、ク
リスチャンの教誨師を首切つたこ
とがありましたね。」

印南「つまりそれなんだ。島田三郎
としてはそのことが頭にあるもん
で、その時は沈黙してたが、後で
有馬が留岡を首にしやうとしたと

きに、それが一度に爆發したんだ
ね。言はゞ、江戸の敵を長崎で打
つたやうなものさ。」

正木「その有馬さんの後始末はどう
なつたんでせう？」

藤澤「有馬は横濱へ轉任になり、そ
の後釜に永田がやつて來たんでし
たが、そのごたくのお蔭で、私が
東京へ引つぱり出されるやうにな
りましたんです。丁度大浦警視總
監の時でしたが、大浦さんから話
があつて、私に警視廳の四部長に
なれといふんです。私は、當時集
治監の典獄をしてゐた友人の須貝
誠美を訪ねて、その話をして、四
部長もいゝが、大浦さんがやめれ
ば、自分もやめねばならぬから余
り氣がすまないでゐる、といふ
ことを打ち明けたところが、須貝
が言ふには、自分も、勧められて

愛知縣の内務部長に赴任すること

になつたが、これとても考へて見
れば不安なもんだが、まア先きの
ことは先きのこととして……實は
自分の考では、僕（須貝）の後釜
に君を推薦しやうと思つてたとこ
ろなんだが、四部長の方の口があ
ればその方がいゝから早速承諾し
給へ、といふわけで、しきりに勸
められますので、そこで私も——
その氣になりました、四部長兼銀
冶橋監獄署長といふ事で、只今の
そのキリスト教對佛教のいざこざ
問題に手をつける事になりました
んですが、イヤ手をつけて見て、
その争ひの案外に根深いのに驚
かされましたよ、へえ……。」

兒島「石川舜台が、議會に建議案を
提出して問題を起したのはその時
でしたね。監獄の教誨は、佛教徒

にやらせろ、とか何とかつて……。」

藤澤「さうです、その時です。それ
で私も、どうにもしやうがありま
せんで、當時、本願寺の輪番だ
つたその石川舜台を訪ねて、いろ
いろ善後策について話しもして見
ましたですが、これといふ名案も
出ず、一方又熊本の佐々友房とも
相談して、議員連の意見も訊いて
見ましたんですが、これも要領を
得ませず、更に又、佛教家の先輩た
ちをも歴訪しまして、膝詰談判を
持ち込んで見ましたが、何れも、今
更何とも致し方がない、唯時節を
待つより外はあるまい、といった
やうな返答ばかりで、私もほとほ
と持て餘してしまひました。しか
も一方、本願寺からは毎日のやう
に矢の催促で、是非留岡をやめさ
せて、本願寺の坊さんを入れろ、

といふて來る。私はそれに對して
役人の進退には自ら規定があつて
罪なきものを無暗にやめさせるこ
とは出來ない、とキツバリと斷つ
てやりましたんですが、東京毎日
の方では又、人の氣もしらないで
藤澤はどうも怪しい、本願寺から
金を三十圓貰つたさうだ、など、
毎日々々新聞に書き立てるといつ
た鹽梅でして、イヤ大騒動でした
よ。……そのうちに、今の警視廳
のところに、警察監獄學校といふ
のが出來ましたもんで、留岡をそ
の教授に差向けてしまひました。
えゝ勿論、本人の意向も何も訊か
ずにですな……。」

正木「島田三郎は、キリスト教の關
係から、留岡に聲援してたわけな
んですな。」

藤澤「さうなんでせう。兎に角、東

京毎日には、さん／＼悪口を叩かれましたよ。」

正木「昔の教化的方面のこと、いへば……？」

藤澤「一昨年没くなつた平山成信さんのお父さんといふ方は、幕末の有名な人で、一度は老中までもつとめたことのある方でしたが、書がおはこで、伏見の戦争の時に、將軍の吩咐で、例の竹中丹後守に「表」を書いてやつた人でしたが、官軍の天下となるや、終身禁獄に處せられましたんです。ところがこの方が獄中で一種の宗教——日本古來の神道に、孔子の教を加味したやうな一種の宗教をつくり上げまして「大成教」とかいふ名前をつけてましたんですが、或日、鍛冶橋監獄に私をたづねて来て、その宗教を立前にして、自ら進ん

で教誨に従事したいと、かやうに申しますんです。そんなわけで一時、その「大成教」からも教誨師が来てましたんですが、それやこれやの縁故から、何か君の爲に、社會事業をはじめやうといふやうな話となりまして、免囚保護事業はどうかといふ事になりましたんですが、私は明治十八年に佐賀でその事業をやりまして、人を教化することのつく／＼六ヶしいといふことを知つてましたので結局、免囚保護よりも貧民救済事業をやらうといふことになり、明治三十三年に、百軒長屋に貧民學校を建てまして、明治二十年かに没くなりますまで、ずっと繼續してやつてましたです。無論、報酬などは一文も取らない……。」

森山「キリスト教は、維新前から刑

務所に入つてたんでせうか。」

藤澤「いや、私がこの社會に身を投じましたが、アレは明治十七年でしたが、その時分にはキリスト教はまだ入つてませんでした。何でも、先刻もお話しのあつた、大井上さんが北海道集治監の典獄をしてました時代に、原胤昭、留岡幸助の一派が、教誨師として入り込んで來たのが、アレが最初だつたと思ひます。」

森山「さうすると、明治二十四五年頃かな……。」

藤澤「さう、その頃でした。十勝が一番盛んなやうでした。」

正木「アレは金澤か何處かじやなかつたですか、囚人の前で、樂隊をブカドンやつてたてえのは……。」

兒島「金澤で？、へえ、その話は聞きませんね。……川越ではオルガ

ンをひいてましたが……。」

正木「川越のオルガン、洲本の船、金澤——か何處かの樂隊、これが監獄の三名物だつたと聞いてますがね。」

印南「さう、洲本の船も一時評判だつたね。……あの船は何かいつたけね。日清戦争の戦利品か何かでね、さう／＼、鎮邊號か。水兵を養成する目的で、少年囚を搭載させて、近まはりの海を遊弋してたわけなんだ。つまり、外國でやつてゐる、感化船だね。」

土着「金澤の話は聞きませんね。しかし、アレは明治三十七年頃でしたか、七尾の支所でやつてましたよ。七尾も少年囚だつたもんで、何でも川越を見習へ、といふんでわさ／＼、川越まで見學に出かけたもんです。行つて見ると、門

には川越兒童保護學校といふ大看板がかゝつてゐて、中に入つて見ると、オルガンをブウ／＼鳴らしながら、一同足拍子揃へてダンスをやつてゐるといふさわざ……。之れを見て来て、七尾でもはじめろつてんで、はじめたんですがね。いや、一としきりは大さわざでしたよ。……全くその頃の少年囚は、自由に吞氣なもんでしたね。縞の着物などを着込んで、成績の良いものなどは、職員の辨當を取りに使ひに出すといつたやうなわけで、伸んびりしたもんでした。……いや、少年囚では、一度弱つたことがありますよ。その頃、金澤では、新潟、福井なども管轄してたんですが、私は教誨師として、新潟へ少年囚を引取りに行くといふ役目を仰せつかつた

んです。そこで新潟まで出かけて行つてぞろ／＼引つばつて來たのが、九人——豆のやうな子供等ばかりが九人ですよ。直江津までは船でしたからまあ可かつたですが直江津で上陸して伏木まで來ると私はもう泣きたくなりましたよ。何せ九人の子供ですからね、瞬時も眼が離せないんです。いつ何時逃げ出すかも知らないんでせう、で、私も、ほと／＼困つた揚句、仕方がないので、伏木の警察署に泣きついて、子供等を一晚あづかつてもらつたんです。ところがそれが、あとでバレましてね、いや大眼玉を頂戴しましたよ。ハ、。それからア、心配に心配しながら、三日が／＼で金澤へ歸つて來ましたんですが、全くあの時ばかりは、私も小便の色がかは

りましたよ。教誨師の役目もつらいと思ひましたね。」

鹽野「いろ／＼なことがあつたんだね……。」

土着「でも又、子供等との間には親しみもありましたね。その頃の少年囚は、典獄のことを、先生々々と呼んでましてね、そんなわけで夜分は、典獄も教師も、少年たちと一緒に、大部屋に雑魚寝なんです。それもいゝんですが、子供等が夜中寝小便をやらかすには弱りましたよ。それで、夜分にも、二回位は眼を醒して子供等を順番に起して廻つて、小便をさせなければならぬんですからね。」

伊藤「近頃の少年囚は、寝小便をしなくなりましたね。」

鹽野「刑務所内ばかりでなく、社會一般がさうのやうだね。」

森山「さうですね。僕たちも昔は、相當な實行派でしたよ。」

一同「アハ、ハ、」

正木「それでは丁度一時間経ちましたからこれで……この次ぎには逃亡か何かの面白い話をうかゞはせていただきます。どうもみなさん有り難うございました。」



建國の精神 [下]

文學博士 中村孝也氏談

(七)

最後に、血族國家の典型的なるものとしては、わが日本である。しかも日本は典型的血族國家であると同時に、又後に述ぶるが如く、典型的宗教國家でもあるのである。日本の特殊性はこの點に胚胎してゐる。

ひとしく血族國家といふうちにも二つの種類がある。即ち(一)單純氏族國家(二)複合氏族國家がそれである。日本はその第二の複合氏族國家に屬するのである。日本が有つ特殊性の一形相としての、多様性と發展性がこゝから生れる。

單純氏族國家といふのは、單純無雜の一民族を以て一國家を形成するものである。

つて、世界大戰の終りに、ウィルソンの提唱した、いはゆる民族自決主義によつて作られた國々がその適例である。一民族の運命は、その民族自身の手によつて決定せらるべきものであり、従つて一民族のみで一國家を形成して行く事が、最も多く、その民族に幸福を持ち來す所以である、といふのである。ところがさういふ意味の國家は實際には、二つの方面からその成立が容易でないのである。第一には、一口に一民族といふも、その範圍若くは輪廓を限定することがなく、六ヶしい。同一の民族でも、或ものは土著し、或ものは移動して、一所不住である、従つてその範圍、輪廓とても、見やう一つで、廣くも狭くも解釋出来るので

ある。例へばユダヤ民族の如きは、三千年來の歴史と傳統とを有する民族ではあるけれども、今日では、世界の隨處に散布してゐる。少しもまとまつてはゐない。で、今かりに、かれ等に向つて、一定の領土を與へるから君たちそれを以て一國家を建設せよ、といつても、恐らくかれ等としては、途方にくれるであらう。民族の範圍が勿論曖昧である上に、地方的に利害もちがつてをり、且つかれ等が、世界の隨處に在つて現在享有してゐるところの種々有利な條件を捨て、までも、一定の領土内に民族的集團を形作る如きは殆んど出來ぬ相談であらう。よし又、幾多の困難を冒して強いて或民族に一定の領土を與へて、一國家を作らしめたところが、それ等の單純氏族國家が、大小無數に出來上つたとして、さてそれ等の國々が、各自に獨立的存在を保つて並び榮えて行くかといふに決してさうではない。五十年七十年と經つうちには、必ずやその間にいろ／＼な争ひが起つて、優勝劣敗の方式の下に、優強な民族の國家

が、劣弱な民族の國家を併合することになる。そして優強な國家は複合國家となる。しかもかやうな傾向の下に優強な國家がその繁榮を増して行くことは、反面に於て、それに併合せられたる劣弱國家の幸福でもあるのである。

(八)

わが日本は、單純民族國家ではなくして、複合民族國家である。わが民族の大本をなすものは大和民族であるが、明治以後に至つて、朝鮮が併合されてゐる。しかもその關係は争ひの結果ではなくして、いとも平和裡に行はれたものである。恰も母親がその子を懐に抱くが如くに、慈しみをもつてかれ等を保護したものである。尤も大本たる大和民族といふても、歴史的に見れば、相當外國からの歸化人も交つてゐる。しかも今日では、それを區別し得ないまでに、すっかりわが大和民族に同化されてしまつてゐるのである。

しからば、わが複合國家の中心を形作つてゐるところのわが大和民族は、どうして出来たか。これについては二説ある。第一は、民族移住説であり、第二は民族創生説である。民族移住説によれば大和民族には、大昔に一種の故郷の如きもの——例へば高天原といったやうな——があつて、そこですでに、民族としての完全なる一統制體をなしてゐたのを、その後それがこの日本國に移住して來たものであるといふのである。明治時代の學者はその故郷が何處であつたかについていろいろ研究したのであるが、それにも二説ある。即ち大陸説と南洋説とである。

第一の大陸説によると、大和民族はかつて、大陸即ち滿洲、蒙古の邊に故郷を有つてゐたが、それが朝鮮半島を經、日本海をわたつて、裏日本からこの日本島に上陸したといふのである。この説は、今日でも、神話學、土族學、言語學、考古學等によつて支持されてゐて、その證

據は歴々たるものがある。

昔、新羅の首府であつた朝鮮の慶州、私はあそこへ行つて見てつく／＼感じたのであるが、あの邊の古墳から發掘された石器時代及銅器時代の遺物——それ等多くの製作品を見ると、内地で發見されたものとすつかり同系統のものであることを知る。わが國の古代文化が、いかに半島文化の恩澤を被つてゐるか、それを以てもわかるのであるが、更に先年樂浪の古墳を發掘して見て、支那の文化が朝鮮に浸潤してゐることのいかに深きかを知らるのである。樂浪の古墳といふのは平壤の附近にあつて、今から二千數百年前に、漢の武帝が、その勢威朝鮮半島を掩有してゐた時代の遺跡であるが、そこから發見された文化は、悉く支那系統のものである。つまり、日本の古代文化は朝鮮文化の影響を受け、朝鮮文化は又支那文化によつて開發されたものであるとすれば、結局、日本の文化は支那系統のものであり、従つて、日本の民族も、

大昔に、滿蒙地方から朝鮮半島を經、日本海をわたつて、この國に移住して來たものであらうとの推定も出来るわけで、つまり滿蒙故郷説が成立可能となるのである。

第二には、日本民族の故郷は南洋方面にある、といふ説。これも有力な説である。即ち、昔、スマトラ、ジャワ、安南、シヤム及び臺灣、琉球等の諸島から、黒潮に乗つて、日本の九州、四國、本州邊の南岸へ流れついたもの、之れがわが大和民族の祖先だといふのである。これにその事實を裏書すべき證據が無數に残されてゐる。恐らくかれ等は、當時丸木船の如き原始的な船に乗つて、風波のまに／＼この日本島に漂着して來たものであらう。今日、日向の東海岸に、青島と呼ばれる小さい島があるが、そこには椰子林がうつさうとして繁茂してゐる。それは當時、ひとしく黒潮につれて押し流されて來た一つの椰子の實から伸びひろがつたものであらうが、それ等の事實からも、南洋説は有力に證據立てらるゝの

である。又現在、トラホームと皮膚病と呼吸器病とのために漸次その數を減じつゝある北海道のアイヌ、あのアイヌは今でこそ従順そのもの、やうなものになつてゐるが、昔は蝦夷といつて、慥慥無比な蠻族であつた。この蠻族がやはり、もとは南洋方面からの漂著民族らしく、一時は關東から奥羽地方へかけて蟠居し時としては九州へまで南下した形跡さへあつて、相當暴威を振つたものであるが例の四道將軍とか、阿倍比羅夫、坂上田村麿等とかの度々の東征に追はれ／＼して漸次本州の東北隅に向つて退却して行つた。その意味では、日本の古代史は取りも直さず東北拓殖の歴史であるといつてもいいのである。そしてこの征夷の間に於て、蝦夷と内地人との間に血液の混合の行はれた事は否むべからざる事實であつて、現にその後の前九年の役に於ける阿倍貞任の如きは、俘囚と内地人との雜種である。今日でも、なほ、アイヌのメノコは内地人との結婚を希望してゐる位である。成程、純アイヌ人は、やがては

北海道からも影を消してしまふかもしれぬし、又今日とても正統的大和民族から一寸縁の遠いものにはなつてゐるが、右の血液の混合によつて、歴史的に日本民族の一部を形作つてゐることは争へないことである。

(九)

かやうに、大和民族の故郷としては、大陸説も南洋説も、双方ともに成り立つわけで、北方からは滿蒙系、南方からは南洋系の民族が、それ／＼この日本島に上陸して來て、前者は自然南下の傾向をとり、後者は勢ひ北上の方針に出でた次第であらうが、その結果兩系統の民族は日本内地の隨處に於て、衝突、闘争を惹起した。そして負けた方は、婦人を掠奪され、又その婦人を掠奪する目的を以て戦争が發生したのでもある。この事實は直に兩系統の血液の混合を意味するのであるが、もし想像を自由にすれば、その血液の混合は、前後左右、縱横十文

字に及んだものであらうと考へられる。裏日本から表日本へ、表日本から裏日本へ、而して又西南から東北へ、東北から西南へと、それからそれへ、血液の混合が行はれていつて、後にはその何れが何れなるかを區別し得ないまでに、互に融合渾化してしまひ、それによつて大和民族が形作らるゝこと、なつたのである。

(十)

以上は横から見ても、即ち民族と民族との間及び部落と部落との間に於ける血液の混合であるが、それに對して、縦から見ての、即ち大和の盆地に先づ建國の大業を創定し給ひし、神武天皇の御後裔たる皇室の御血液が、恰も富士山頂に降りそゞ雨が、峰を傳はつて、山裾の四方八方へと散り下るが如く、長い歲月の間に日本國內の隨處に流れ下つて以て全國民を濡ほしてゐることは、幾多の記録、文獻に徴して、明白の事である。例へば日本武尊が、東國地方へ御下りにな

つたについても、その地方の人々は、逸早く尊の貴きお種を頂戴することを忘れなかつた。實際に、高貴な血液をその身に受けることは、子孫の質を良くするといふ意味で、國民の希望するところである。さやうなわけで、皇族、貴族の血液が、各地方に幾多その良き影響と痕跡を残してゐることは、十分想像に餘りあることであり、現に今日武部姓を名告つてゐるものは、右日本武尊の後裔と見てよいのである。又四道將軍の一人である大彥命御父子のことについても、同様のことが言はれる。當時御父は北陸道から、御子は東海道からと互に並び進んで、今の福島縣の猪苗代湖畔、即ち會津で邂逅されそれで會津と名づけたといふことが、今日の記録に残つてゐるが、今の阿倍姓は、この大彥命の子孫である。

皇以來十六七家も出てゐるが、桓武平氏が一番開えてゐる。これ等の源平兩氏が諸國に分布して、それが又互に分れ、無數の枝葉を繁らして行つたのである。藤原氏の先祖は、遠く天照太神に近侍してゐた天兒屋根命から出でゐる。その後裔が中臣鎌足で、鎌足の功勞によつて藤原姓を賜はつたのだが、その子不比等の女安宿姫は、聖武天皇の御血液を澤山にいたゞいて、一門繁榮の基をきづいたのである。後世藤原氏の子孫は處々方々に分散して、近江に在るものは近藤伊豆に落ちついたものは伊藤、遠江に住めるものは遠藤といった工合に、今日でも藤原氏にちなむ姓は非常に多いのである。更に橘姓はといふと、これは敏達天皇の御血統をひいてゐる。天皇の御孫茅渟王がこの橘姓をいたゞいたのであるがその御子が皇極天皇である。橘氏は後に臣籍に降つたが、依然として要路にあり聖武天皇當時の内閣は正にこの橘内閣であつたのである。南朝の忠臣楠正成は橘氏の後裔であり、今日でも和田といふ姓

はその意味で尊いのである。

(十一)

かやうに、源、平、藤、橘何れも本は皇室から流れ出で、それが又、長い幾月の間に、岐れゝて、千姓萬姓をなしてゐるのである。それは恰も一株の大樹が無數の枝葉をさし伸べ、さしかはしてゐても、遡つてそのもとを辿れば、一本の根幹から岐れ出でゐるのと同じである。今日八千萬のわれゝ國民は叢にも似たるその無數の葉である。一枚の葉といへども、天から降つて來ず、地から湧き出でず、みな一本の同じ根幹から分れ、それによつてやしなはれてゐるのである。さう考へて來ると、われゝが有ついてもか細き生命とても、決して粗末には出來ない。われゝ自身の力はたとへ微力であつても、その源は遠く國家永遠の生命とつながつてゐるのである。國家を構成する大切な一つの要素を形作つてゐるのである。

(十二)

横と縦との血液の混合は以上の如きものであるが、わが國の古代には、朝鮮との間にもそれが可なり行はれてゐる。神功皇后の御母方の五代目の祖先は新羅の王子であり、反對に「新羅第四世に昔脱解王あり、瓢に乗りて倭より來る」と朝鮮の記録にある如く、日本の方からも移住してゐたのである。神功皇后が朝鮮を征服されたるについては、一兵をも用ゐさせ給はず、一滴の血をも流させ給はずに終つた。これ或は、皇后の御眞意は御母方の祖先の故郷おなつかしく、親征に托して新羅と握手をかはし、新にその文化を輸入されやうとしたのではあるまいか。もし學問研究上に甚だしき無理がないならば、かやうな新しき解釋を下すことも、今日の内鮮融和の目的にも副ふて、面白いことだと思ふてゐる。更に又聖武天皇の天平二十年には、金が不足したために、朝鮮から澤山砂金を輸入してゐるし、一方百濟五敬福の如きは、日本

へ歸化した上に、陸奥の國守にさへ任ぜられてゐる。その他當時、産業、工藝の諸工人で、わが國に渡來して、そのまゝ歸化、土着してしまつたものは澤山ある。

豊臣秀吉の朝鮮征伐の時も、朝鮮人にして、捕虜として内地へやつて來たもの及び内地人にして捕虜として朝鮮に土着してしまつたものも相當に多い。朝鮮人の捕虜の一人で、先祖は支那の武林生れのものがあつて、日本へ來て九州に土着して、今里焼や、唐津焼などをはじめてゐたが、その子孫のうちには武士として取り立てられたものがあり、それが、赤穂義士の武林唯七もその家系であるといふことである。武林は、支那の地名武林から來てゐるのである。

以上の如くに、大和民族の故郷を滿蒙説にとるも、又南洋説に傾くとするも、結局事實に於ては、長い歲月にわたり、血液の混合が、横縦十文字に行はれて、相互に融和渾化し、天照太神の御直系たる皇室を中心として、鬱然としてこゝに

出来上つたものが即ち今日の日本國民なのである。言ひかへれば、民族移住説は轉じて民族創生説とならざるを得ないのであつて、從つて日本民族の故郷は、滿蒙にあらず、又南洋にあらずして、外ならぬこの日本群島である、といふことになるのである。この事實を正當に認識することは、單に學問上ばかりでなしに國民教化上にも亦大に役立つことであらうと思ふ。

(十二)

さてかくの如くして「創生」されたわが日本民族は、その民族の中心信仰として、常に皇室を上に仰ぎまつてゐる。しかも、その皇室を仰ぎまつるの心は、即ち皇祖天照太神を仰ぎまつるの心である。實に天照太神こそはわが日の本の輝ける太陽におはすのである。太陽もはげしき夏の太陽に非ずして、溫潤な春の太陽である。

われ／＼の祖先は、人間の生命を、肉

体と靈魂とにわけて考へてゐた。そしてよし肉体は滅しても、靈魂は不滅であると考へてゐた。否、不滅といふばかりでなしに、靈魂は死後再び肉体へ復活するものであると信じてゐたものである。日本の神話に、伊弉諾尊が、黄泉の國へ行かれし伊弉冉尊へ呼びかけられて「御前と一緒にしかけた仕事はまだ終らぬから、もう一度歸つて來ぬか」といはれるところがある、あれなどもその古代信仰の一例であるが、中にも、天照太神岩戸がくれの神話の如きは、多くの神話のうちでも最も内容豊富なもので、靈魂復活の信念を、如實に物語つてゐるものである。即ち天照太神は一度死の世界へ行かれた、御前にての歌舞音曲は、死者を祭るの禮である。やがて岩戸を細めに開けさせ、再び現はれ給ひし太神は、靈魂復活による再生の天照太神である。靈として永遠に生きさせ給ふべく現はれ給ひし天照太神なのである。それ故に、天照太神は、今日といへども永遠不滅の存在にましますのである。天照太神の御陵といふ

ものは何處にもない、といふのは全くそのためである。

生命のうちの肉体といふ觀念からは祖先崇拜の思想が生れ、靈魂といふ觀念からは神祇崇拜の思想が生れるのであるがわが國では、神に非ざる祖先といふものはないから、その二つのものが一緒になつて、我國獨特の祖神崇敬の信念が、昔から養はれて來てゐるのである。そしてその信念の源へ遡れば、天照太神に歸着集注するのである。しかも天照太神の御直系にわたらせらるゝわが皇室は、太神の御靈をうけさせられて、御歴代が皆神におはし、現に古から現人神と申し上げてゐるのである。かくして御歴代の天皇は、天照太神の御垂示を承けつがせられて、この日本國を治しめされてゐるのである。それ故に天皇は、政治の中心ではすと同時に、又宗教の中心にましますのである。これわが國では昔から、祭政一致といふ所以である。神をマツルコトが即ちマツリゴト（政治）なのである。言ひかへれば、政治といふのは、祖神の

御意志を天下に宣へ布くことである。この意味でわが國は、前にも一言せる如く一面血族國家であると共に、一面宗教國家でもあるのである。神皇正統記のはじめに「大日本國は神國なり」とあるのはこの意味である。從つてわが國の政治といふものも、外國のそれとは意味がちがふべきものである。

今日でも天皇は、一方國家の政務万端を御親裁遊ばしつゝも、他方一年間の御行事中には、祭主としての御仕事が非常に多いのである。即ち、昔は國民全体が營んでゐたものを、今日では天皇が、國民を御代表なされて、宗教的の營みを取り行つて下さるのである。例へば昔は村民が互に神前に集つて、五風十雨の順なるやうにと祈年祭などをしたものであるが、その風俗が今ではなくなつてしまつて、その代りに天皇が國民全体のために、神嘗祭を行つて下さるのである。

(十三)

このわが國の成立ちが、一面同じ血液で結ばれた無限の親和性を有つて、一面雄大莊重なる國民の一大理想神天照太神の神意に則つて、皇室中心による一種の神政を有つてゐたといふこと、即ち、族制組織の國家であると同時に、神制組織の國家であつたといふことが、わが國の建國の精神に、世界に比なき一大特色を與へてゐるのであり、そしてそれが三千年を通じて、動かすことの出来ぬわが國の特殊性を形作つてゐるのである。即ち天照太神が、皇孫瓊々杵尊に告げ給ひし「豊葦原瑞穗國はわが子孫の王たるべき地なり。汝皇孫ゆきて治めよ。寶祚の隆えまさんこと天壤と共に窮りなかるべし」といふ神勅の如きは、實に雄渾博大な民族的大理想を宣揚されたるものであつて、その間、何等の差別的、利己的、戰闘的、野獸的の嗅氣を止めてゐない。反對に最も自然的で、道德的で、仁愛と共存共榮との精神に充ちたものである。これが即ちわが國建國の大精神なのである。天照太神は、この建國の大精神、大

理想を、最も完全なる意味に於てそのまゝに具現化されてゐた民族的太陽なのである。實に天照太神の如きこの上もなき立派なる神を、理想として描き且つ戴いてゐた古代人——われ等の祖先は、又實に非常なる理想家であつたといはねばならぬのである。

(十四)

降つて武家時代に入つては、日本のこの特殊性も或は一時掩はれてゐたかの觀がある。明治維新前まで七百年に近き期間がそれであつた。さて今の言葉でいへば、何が日本をしてさうさせたのであるか。言ふまでもなくそれは権力である。武家時代は實に、日本固有の神制組織による國家が一時眠り、而も約制組織による國家即ち法治國までにもいたらずして全く權力國家の形態をとつてゐた時代である。平氏、源氏、北條氏、足利氏、豊臣氏、徳川氏と、之等武門政治の歴史はそのまゝに權力争奪の歴史であつたので

ある。しかしながらこの時代に於ては、
も、武家の頭領としての將軍の宣下は、
朝廷から出てゐたのである。それ故に、
將軍といへども、形式的には 朝廷から
任命されたる國家の一官吏にすぎなかつ
たのである。任免の大權は依然として天
皇の御手にあつたのである。その意味か
らは、武家時代といへども、日本が全く
權力國家化したわけではなかつたのであ
る。本質的には何處までも、宗教國家、
血族國家であつて、權力國家は唯一時の
附加的要素にすぎなかつたのである。と
ころが明治二十二年の憲法發布と共にそ
れが法治國にまで進んだのであるが、そ
れとても附加的要素たることにはかりは
ないのである。

附加的要素は結局附加的要素であつて
決してそれを以て本質的要素を置きかへ
ることは出来ないものである。日本國の二
つの本質的要素——二本の大黒柱は、飽
くまでも、宗教國家と血族國家とであ
る。唯世の進運につれて、附加的要素と
して、中世には權力國家といふ一本の柱

を添へ、更に明治の初年に於ては、法治
國家といふ他の一本の柱を据ゑたにすぎ
ないのである。何故ならば、それはその
都度、の時勢に應じて或意味では必要
なことでもあり、又效果的なことでもあ
つたのである。

武士階級の勃興は、或意味では日本國
を救つてゐるのである。平安朝の末期に
は、貴族のみひとり富み且つ驕り、庶人
は貧しくして且つ虐げられ、社會の平衡
と重心が保てずして、國家は危機に瀕し
てゐた。そこへ中堅階級としてすばらし
い勢ひで擡頭して來て、日本の社會を持
ち直し、それに新しい生命力を吹き込ん
だのは、外ならぬこの武士階級であつた
のである。同時にそれは、武士道といふ
やうな新しき道徳をも生むにいたつたの
である。更に日本が、憲法發布により、
法治國の形式をとつたのも、やはり新時
代にふさはしく、國家の向上發展を圖ら
んがために外ならぬ。

(十五)

要するに日本は、國家の四つの形式で
ある (一) 血族國家 (二) 宗教國家 (三) 權力
國家 (四) 法治國家の階級を、それの
順序を追ふて、經過し、發達して來てゐ
るのである。そして前二者をその本質的
要素とし、後二者をその附加的要素とし
てゐることに於て、特徴がある。國家發
達の徑路としては、これが理想的のもの
である。即ち本質的要素の發現としての
建國の精神は、それが附加的要素で按配
されることによつて、益々その光輝を發
揮することになるのである。

以上がわが日本國の履歷書なのであ
る。その履歷書を見れば、今の日本國の
いとも立派なものである所以は、その生
れ素生がいとも立派であつたからだとい
ふことがわかるのである。大人は小供の
成れの果てといふことがあるが、今日世
界でも指折りの國となつてゐる日本國も
ともすれば世界に類なきこの建國の精神
を見失はんとするやうな心のゆるみがあ
る。思想國難などいはるゝのがそれであ

る。日本がもし日本の有つこの美しき特
殊性からはなれたならば、それはもう日
本ではないのである。でわれ、日本人
としては、此際もう一度よく國の履
歷書を調べて見て、それによつて純眞無
垢 博大明朗な建國當初の幼な心——清
明心を自己のうちに深く呼びもどして、
重大時期に於けるこの日本國に更に新し
き生命を吹き込むことを心がければなら
ぬ。これがわれ、國民の、祖先から世
々代々受けつぎ來つたところの精神的義
務なのである。否むしろ光榮ある民族的
使命である。

昔ギリシャのデルファイの扉に不思議
な文字が書かれてあつた。——「爾自身
を知れ」と。日本國民は、ソクラテス
の如く、今その文字を更に新に心讀味識
しなければならぬ。今日叫ばれてゐる一
切の何々國難と稱するものも、日本人が
正しく日本人自身を知ることによつての
み、效果的に解決さるゝであらう。而し
てそれがためには、國史教育の再吟味が
先づ必要である。われは過去に於て

正しき意味での國史を教へられなかつ
た。現在でもなほ然りである。今日の日
本國民は、過去のチャンバラ式國史教育
によつて養はれた徒らなる優越感に酔つ
てそれで納つてゐられる時代ではない、
と同時に、安心して國民的自意識を見失
はんとするが如き危険から、慎重に自己

「黒光線」の話

米科學者が考案す

リンドバーク大佐夫妻が眼に入れても痛くないほど可愛がつてゐるオーガス君
が誘拐された事件は全米のセンセーションをまき起し殊に米國はギャンゲ國の本場だ
けに子供を持つ親の不安は大したもの、かうした事件は兎角流行し易いといふのでこ
れを防止すべくいろいろの方法が考案されてゐるが、其處は世界文明の中華を以て任
ずる、アメリカだけに科學者が黙つてゐない、先づ嬰兒を持つブルジョアには子攫ひ防
止の「黒光線」を用ゐることが提案された、それは單なる誘拐者のみならず金目の番
人皆りに使用して甚だ有効、この「黒光線」は「赤外線」と「紫外線」から成り小兒
の寢室の扉、その他室内の一角に設置するのであるこれは、電氣の眼とも稱すべ
きものでこの見えざる光線の働きは非常なものだ、例へば赤外線は、入者が通過する
と忽ちケタ、マシイベルを鳴らす、併し、入者自身には、うしてそんなことになるの
がサッパリわからず慌て、逃げ出すことうけ合ひ、それから暗黒の中で侵入者の眼に
つかぬ、黒、線——は、侵入者の知らぬ間に自動的にその寫眞を撮影する。
そして犯人の捜査上有力な證據を提供するのである、また紫外線的作用を以て侵入
者が小兒に接近し得ないやうに警官のこん棒以上の働きを爲さしむることも可能であ
る、その他犯人が黒光線を通過するや室内の電燈が一度に點火され入者をして光の
洪水に溺れしめることも出来るが併し要するに今は喧嘩過ぎての棒ちざり、リンドバ
二世君の行方相變らず解らぬとは人ささひの方が遙かに上手らしい。



海外異聞録

◇鸚鵡の聲を便りに犯人捜査

最近、ニュー・キャニ（テキサス州）の見せ物小屋で一組の男女が殺された事件があつた。併しその犯人と目される活動寫眞技師は逸早く逃走したので直ちに逮捕令狀が発せられ、八方に捜査の手が向けられた。ところで、この技師が逮捕されても、果して之が眞犯人であるか否かは未だ不明であり、其の犯行を證據立てるやうな手懸りは一つもないので、當局は如何にして之を證據立てるかについて大いに頭を悩ました。此の時、不圖當局の頭に浮んだのは、犯罪の現場にあつた鸚鵡の籠である。此の中にある鸚鵡は食物もろくに與へられなかつた爲め半死の態であるが之に充分餌をやつて元氣をつけ、犯罪の行はれた當時の模様を實演したならば、其の時發せられた言葉、或はうまく行けば犯人の名前さへも言ふかも知れないといふことに氣が附いたのである。そこで犯人と目される寫眞技師逮捕の上は、早速此の方法を應用することになつたが、右に關しテキサス州ヒューストン市の動物園にある飼料係は語る。「若し犯人が鸚鵡の前に連れて來られ、其處で犯罪が行はれた當時のやうな空氣を作り

出したら、從來の経験に鑑みて鸚鵡は必ず其の時の言葉、或は其時いはれた名前を思ひ出して之を繰返すだらうと信じます」さて此のメリケン捕物綺譚の結果はどんなものか。

◇郵便切手の裏に七千余字

人間の中には可なり物好きがあるもので、フランス、リオンのサン・ポール刑務所の某囚人は、普通のフランスの郵便切手の裏に七千四十五字を丹念に認めた。これはドイツのライプツヒの刑務所にゐる某囚人が、一年前同じ大さの郵便切手の裏に六千字を書いたといふ事實に刺戟され競争的に試みたもので、今度のは恐らく世界記録であらうといはれる。この前にはフランス人が三千字の記録を作つたことがある。フランス人は近頃切手の裏にヤタラ字を書

◇ギロチンの技師 ディアフレが引退

きちらすので、リオンの刑務當局ではこれを禁止した。ダントン、マラー、ロベスピールを生んだ佛國革命史上の暗黒時代をおもはせる恐ろしいギロチンは、今日に於いても依然罪人の血をすゝることを忘れない、そのギロチンの技師先生が最近大統領に辭表を提出して引退したことは、フランス中で噂の種となつた程である。この技師の名はアナトール・ディアフレ、十六歳の老年で、最早や同胞の血を見ることに疲れたのだと言つてゐる。併し死刑執行の職はフランスに於いては世襲となつてゐた。彼の祖父も彼の父もこの血腥い職業をやつてゐた。だから彼の引退後に於いては彼の女婿アンドレ・ペリエ君が引きつぐことになつてゐる。社會學者は犯罪の

遺傳性を傳へてゐるが、彼の場合に於いて恐らく刑罰の執行も遺傳だといふことが出来るであらう。

こゝに一つの面白いことは

ギロチンが彼の私有に屬することだ。使用しない時は自動車置場の中に入れて置く、國家は俸給でなしに一回幾何として彼に報酬を拂ふのである。斯うした一見慘酷な仕事をやつてゐる彼も、決して悍猛な男ではない、心臓が弱いので特に階上に居住する事を避ける程の蒲柳の體質を所有してゐる彼であるといふ。そして某書肆は彼が「斬首の憶ひ出」を書いてくれれば大枚の報酬を拂はうといつたが、「そんな不眞面目なことは平に御免蒙る」と逃げたほど厳格な男であるといふ、そして今この「正義の外科醫」は去つたが、ギロチンは彼の女壻によつて、依然その威力を發揮する點に於いて變りはないと。

◇證據を残さぬ完全な犯罪

凡そ世の中に完全なる犯罪といふものはない。如何に犯罪の側において周到なる注意を拂つて犯罪を遂行したにしても、そこには何等かの證據が残されてゐるものであることは犯罪學者の常に主張してゐるところであるが、ロンドンのハイドパーク附近パデイングトン停車場構内にあるレストラントの金庫から紙幣四千圓を盗み出した犯人は、その遣り口が頗る巧妙を極めたもので、指の先ほどの手懸りもなく、係官一同を大いに悩ましてゐるとのことである。問題の金庫は第一號ブラントホームにある大レストラントに近接するところのパデイングトン驛管理所に屬してゐる一部屋に安置されてあるもので、構内レストラントの一切の上り高を保管するもので

ある。犯人は金庫から紙幣束を引出した後元通り錠前をおろしておいたので、出納係が翌朝金庫を開いて、初めて盜難に氣付いたのであつた。更にまた金庫を保管してある部屋の扉も犯人が忍び出る時、外から錠をかけておいたものである。金庫も扉も共に合鍵をもつて開いたものらしく、金庫には何等金庫破りに使用する如き道具を用ひて開いた形跡はないと云ふのである。ともあれ犯行は至極簡單であるが、その遣り口が巧妙なため、何等證據を残してゐないのは珍しいと大評判であるとのことだ。

◇五十年振りで死刑執行のイタリ

最近イタリーでは五十年振りで、刑事上の殺人犯に對する死刑執行を行つた。死刑の方法は銃殺であるが、その的にされたのはデイエゴ・ミグ

ネミ、共犯者がフランセスコカラファトと呼び、シシリ島カルタニセツタで、十二歳の子供を慘殺したといふ罪に問はれたものである。刑事犯人に對する死刑はイタリーに於いて五十年後の昨年一月復活され、それが今度の犯罪に適用されたものだ。そして二人共處刑される筈のところ、その間際になつてムツソリニ首相からカラファトの死刑を中止せよといふ電話がかつたのである。そこでカラファトは無期懲役に處せられミグネミだけ銃殺された譯だが、その理由はカラファトの場合證據不充分といふにある。この事件は殺害方法が有史以來の殘忍性を發揮したものだと稱せられ、被告の百方陳辯に拘らず情狀酌量の餘地を與へられなかつたのである。併しムツソリニ御大が最後の瞬間に於いて決定を動かしたことは獄吏を動かした、同時に國內のセンセーションを惹起したさうだ。

常用外國語の手引 (三)

ク

クーデター (佛 coup d'etat) 合法的手段によらず不意に反対派を掃蕩して國家權力を掌握すること。
クーポン (佛 coupon) クー (切る)といふ動詞から來た語。新聞雜誌などの廣告に「切取つて御送付の方には何々の割引をする」といふやうな文句を刷込んだものを意味する。
グライダー (英 glider) 無發動式飛行機
クライマックス (英 climax) 頂點。最も緊張した場面。
クラシック (英 classic) 古典。古典的。
クラス・メート (英 class-mate) 同級生。
クリスチャン・ネーム (英 christian name) キリスト教國に於て洗禮式に授ける名。

ケ

グリル (英 grill) 一品料理店のこと。
クロス・ゲーム (英 cross game) エキサイティング・ゲームに同じ。
グロテスク (英 grotesque) 怪奇な。不自然な。
ケーキ (英 cake) 菓子。
ケーブル・カー (英 cable-car) 架空電車
コケティッシュ (英 coquettish) 妖艶な。男たらしの。
ゴシップ (英 gossip) 噂話。埋草。
コスモポリタン (英 cosmopolitan) 世界を故郷とする人。世界人。
コピー (英 copy) 複寫。又は原稿。
コミュニスト (英 communist) 共產主義者。

サ

コメディ (英 comedy) 喜劇。
コーラス (英 chorus) 合唱。
ゴール (英 goal) 競争の決勝點。
コンサイズ (英 concise) 縮小。小形。
コミッション (英 commission) 手数料又は賄賂。
コンモン・センス (英 common sense) 常識
サイレン (英 siren) 號笛。
サイン (英 sign) (1) 署名。(2) 合圖の身振り。
ザイン (獨 Zein) 存在。ゾレン (當爲)に對する語。
サーヴィス・ステーション (英 service-station) 自動車給油所。
サウス・ポー (英 south-paw) 野球の左利き投手。
サウンド・ピクチャ (英 sound-picture) トーキーに同じ。
サークル (英 circle) 團體。圈。仲間。
サタン (英 Satan) 惡魔。
サツカー (英 soccer) フ式蹴球の俗稱。

シ

サナトリウム (英 sanatorium) 空氣の清淨な高山とか海濱に建てられた療養所
サボタージ (佛 sabotage) 怠業。
サラリー (英 salary) 月給。俸給。
シック (佛 chic) 「シック」の發音するのが本當。粹。洗練の意味。
シグナル (英 signal) 合圖。信號。
シース (英 sheath) 鞘。萬年筆や鉛筆などをさして置く革製の入物。
シーズン (英 season) 季節。時季。
シート (英 sheet) 敷布。上敷。
シネマ (英 cinema) キネトに同じ。
ジャズ (英 jazz) アメリカに發生した奇席向きの音楽。
ジャーナリズム (英 journalism) 新聞雜誌が場當りの興味本意の記事によつて讀者に迎合せんとする態度をいふ。
シャンツェ (獨 Schanze) スキーの滑走場。
シャンデリア (佛 chandelier) 天井から多數の電燈を吊り下げたもの。
ジュニア (英 junior) 年少者のこと

ス

ジョン・ブル (英 John Bull) イギリス人の俗稱。
ジレンマ (英 dilemma) 板挟み。
シンボル (英 symbol) 象徴。
スカイ・サイン (英 sky-sign) 空中廣告。
スカッシュ (英 squash) 果物の絞り汁。
スカール (英 scull) ボートの一種。
スクラップ・ブック (英 scrap-book) 切抜帳。
スケジュール (英 schedule) 時間表。番組
スケール (英 scale) 物差。規模。
スコア (英 score) 競技の得點。
スタジオ (英 studio) (1) 映畫撮影所。(2) 畫家の製作室。
スタジアム (英 stadium) 運動競技場。
ステインド・グラス (英 stained glass) 色硝子。
ステージ (英 stage) 舞臺
ステートメント (英 statement) 聲明書。
ストック (英 stock) 資本。在庫品。
ストリート・ガール (英 street girl) 街頭にて男子の袖をひき淫をひさぐ女。

セ

スナップ・ショット (英 snap-shot) 早取寫眞。
スピード・アップ (英 speed-up) 速力増進。
スプリンター (英 sprinter) 短距離競走の走者。
スポット・ライト (英 spot-light) 部分的に照明する人工光線。
スローガン (英 slogan) 標語。
セツtlement (英 settlement) 社會事業家や學生等が労働者街に學校、宿泊所等設けて労働者の教育救済等を行ふ社會事業。
センセーション (英 sensation) (1) 感動。(2) 評判。

ソ

ソフト・フォーカス (英 soft focus) 全体の感じを軟かく見せるためにわざとレンズの焦點をはずす撮影技巧。
ゾレン (獨 Zollen) 當爲。「かへあるゾレ」。

タ

タイトル (英 title) (1) 字幕。(2) 資格。

た皮層である。机上の空案は得手この類に墮ちる。常に心眼を以て見實感を出すことである。

初麓君の「春雷」の句はそのローカル・カラーを持つところが一異色である。地方色も大に必要のあるものだ。たゞ注意すべきは地名を入れさへすれば地方色が出ると早断すべからざることである。すべて固有名詞は情に應じて必要止むを得ざる場合にのみ使ふべきである。春雷は大概あまり大きくは鳴らぬ、そして、確實な春を感じさせる點から一種のなつかしさを以て聞くことが出来るものである。この春雷が重疊たる連峰の彼方より傳はつて來るのである。其處に作者の春雷に對する感じが具體化されてゐるのを見る。

今月は投句數が多く、その出來榮も相當
 よかつたので、選をするのも楽しみだつ
 た。引きつゞきこの調子で進みたいと祈つ
 てゐる。

尙、前號秀逸句中「沼に浮く鳩に降るな
 り夕葵」とあつた鳩は鳩の誤植につき訂正
 しておく。

第四次特別練習生入所式並に行
刑醫務に關する講習會開始式

第四次特別練習生入所式及び行刑
醫務に關する講習開始式は、四月十
六日午前十一時より、刑務協會樓上
に於て開催、鹽野練習所長始め、大
原保護課長、正木、岡の各司法書記
官、岡部、吉田、椎名、の各刑務所
長並に伊藤刑務協會主事、同大原主
事、森口典獄補等參列の上舉行、伊
藤主事の開會の辭につき、鹽野所長
は左の訓示を與へた。

第四次特別練習所並に行刑醫務に關する講習會の二つの始業式を只今から舉行いたす次第でありますが、先づ特別練習生の諸君に對して、一言申し述べます。

諸君は、行刑事務についてはすでに多年の經驗を有つてをられ、且つ成績

芹摘みや小川渡れば隣村
 春寒し土手行く人の懷手
 遠乗の蹄の音や春の風
 春の潮芥浮べて膨れけり
 芽柳や河岸に船底焼く煙
 麥踏むや山畑に母と語りつゝ
 杭立てゝつなぐ小船や芦の角
 我が影の畦にあまりぬ麥を踏む
 麥踏みの畑をへだてゝ話しけり
 大粒の星のうるみや春の夜
 桃咲くや淺間の煙なびく下
 春風や開け放ちたる大玄關
 長閑さやベンチに替はる人の數
 春の霜おける畑や葱の伸び
 戀猫や納屋のあたりに夜もすがら
 野を行くや春の鳥啼く丘の藪
 芽柳や水邊に出でゝ遊ぶ子等
 春風や集喰ふ雀の糞運ぶ
 雨に出し春筍や二三本
 今掃きし庭に落花の光りかな
 一人來て耕す畑や揚雲雀
 春風や山寺の鐘ゆるく鳴る
 種漬けて忙しき春の仕度かな

秋樺新千安米名秋市富横大上新同同同福北長飯豐飯
田太州葉東澤屋田谷山手曲田湯岡支崎田摩田
松紅青小奇千双溪上若孤華十孤虎紫四椽ふあ葉巴赤
潮夜るつ椰
風生塵子峰歲葉風州水兒白路月溪陽友城たを子波石

の優秀な人々であるとの報告に接してをりますが、さういふ諸君を今回更に特別練習生として召集いたしましたといふのは、この講習に於て、刑務官としての一層のミガキをかけ、以て將來はわが行刑事務の刷新をも十分に期待し得べき刑務界の中心人物を作り上げやうとの趣旨に外ならぬのであります

が便宜上講習の内容を二つの部門に分けて、(一)實務の練習、(二)學科、見學としたのであります。

實務の練習といふのは、主として目下東京地方裁判所に於て公判續行中である例の共產黨事件の被告の取扱ひに關し、その實地の仕事にあたつていたゞくのであります。御承知の如く、今回の共產黨事件は、この種思想犯人の首魁者の殆んど全部を網羅してゐる大

事件であります。しかも悲しむべきことではあるが、この種思想犯人の檢舉はその後も多數に行はれ、今日全國の各刑務所に於て、或は數名若くは十數名と分散收容されてゐるもの、前後を合して約八百名の多きに達してゐるのであります。

それ等も何れ公判がすみ、刑が確定すれば、受刑者として各地の刑務所に分禁されることとなるのでありませうがこの種の受刑者は、他の受刑者と比すれば、根本的に思想がちがつてゐて、言語舉動等にも特異な點があり、その取扱ひにも相當苦心を要するのであります。

從つて刑務所本來の使命たる改過遷善の實をかれ等の上に期せんとするに
ついても、刑務官としては、先づかれ
等の心理狀態並にかれ等の抱く主義主
張の要點は、これを心得ておくことが
必要とさるゝのでありまして、今回、こ
の公判の續行してゐるのを機會として
特に諸君を召集して、その方面の實務

にあたつていたゞくといふのも全くそのためであります。

講習期間中に於けるその實際上の経験が諸君の將來の參考として十分役立つやうにと希望してやまないであります。

次に、諸君は、從來にも執務上、法規の運用等についても相當心得てゐる、管であるが、法規といふても多種多様であり、その精神解釋の如きも、入つて行けばなかく深いものがあり従つて刑務官として、學科の講習も決して忽には出来ないであります。

幸にして諸君は、この講習により、それ／＼専門の立派な先生方から、研究の結果をきかしていただく機會を得たのでありますから、何卒この機會を十分に利用して、一層刑務官として必要な智識をますことに努力せられたいのであります。

更に諸君は、東京の四大刑務所について、その實際の執務ぶりを實地に見學し、又いろ／＼帝都の風物、市民の

活動狀態等をも觀察して、刑務官としての識見を高むる機會も與へられてゐるのですから、その點もよく考慮して、徒に時間を空費する等の如きことのないやうに致したいのであります。

實務の練習については、市谷の寄宿舎に宿泊の上、市谷刑務所長の監督の下に、主として森口典獄補の指導によつて行はるゝことになつてをり、而して諸君の成績は、甲乙丙の三種に分つて、私へ報告さるゝことゝなつてゐます。

尙、學科については特別練習生は、前回までは試験をしなかつたのでありますが、今回は、學科の中の二三のものについて試験を行ふことになりましたから、その場になつて間違つかぬやうに、豫め準備をしてゐて頂きたいのであります。つまり諸君の成績は、實務と學科とこの兩方から決定されるわけでありすが、しかし實をいへばすでに成績の優秀なる故を以て特に選拔されて來た諸君であり、たとへ甲乙丙

の三種類には分れても當局としては一様にミガキのかゝつた立派な刑務官として諸君を見ることに何のかはりもなく、唯任官の順序をきめる參考にするにすぎないのであります。折角御勉強の程を御願ひいたす次第であります。次ぎに、行刑實務に關する講習生諸君に對して一言申し上げます。

諸君のうちの大多數の方々は、この三月に學校を出られたばかりの方々であり、従つて何れも前途有望の諸君であります。未だ社會の経験も淺く殊に刑務職員としては、何等の智識、經驗を有たぬ人々であります。そこで今回この講習を開始した次第であります。が、實は當局としてもこの種の講習は今回がはじめての試みなのであります。

從來保健技手を採用しまするには、一二名位づゝ、随時に採用し、別に講習の如きものを行はず、實際上の經驗から漸次その職責の何たるかを知らしむるといふ方法を探つて來たのであります。

すが、今回は聊か方針を改めて、出来るだけ多數の人々を、同時期に採用して、その採用の當初に於て、講習會を開きそれによつて先づ、行刑實務といふ仕事のどういふものであるかといふことを深く頭の中に入れて將來の職務とに差支なきやうに致したいと、かうした考から、この講習會を開くことになつたのであります。

講習の内容は自ら二つに分れて、第一が、醫療の實地、第二が、行刑の觀念、即ち刑務所の組織その他行刑に關する智識を與ふることを目的としてゐます。

昔から醫は仁術とか申して、道德的な行爲となつてをります。まことに人の疾病を癒し、人の壽を長うすることにしたづさはるのでありますから、その通りであります。が、刑務所職員としての醫療事務には、一層この觀念を強く頭に入れておく必要があるものであります。

唯疾病に對して醫術を施して、それ

で能事終れりとするのでは保健技手としての職務を盡したはいへないのであります。

由來刑務所といふ所は、收容者の精神的方面へ向つて働きかける事を以てその主たる使命としてゐるのであります。即ち收容者の改過遷善といふことが、刑務所本來の任務となつてゐるのでありますから、一切の刑務職員は、その職務の分擔の如何にかゝらず、その使命に向つて、歩調を一にして進まねばならぬのであります。

それが各自の擔任事務を超越しての刑務職員としての一大目標なのであります。

保健衛生に従事する諸君とても、決してその例外たるわけはないのであつて、やはりその使命の一部を分擔してゐるのであります。その點、刑務職員としての保健技手は、他の醫者と比べ一層道德的な觀念を強く抱かねばならぬ所以なのであります。

従つて諸君は、この講習會に於て、

刑務所の組織並にその活動の實際の模様、若くは行刑上の法規の大略に關する講義等を聽講されて、自己の將來の職責が果して那邊に在るかの觀念を明瞭に念頭に入れておかるゝことが必要であります。と同時に第二には、醫療技術の方面であります。が、諸君は最近に學校を出られたばかりの方々であるから、未だ多數の患者をあつかつたといふわけでもなく従つて醫師としての經驗は餘り豊富なものといへまいと失禮ながら考へられますので、この講習會に於ては、東京の大病院から、それ／＼専門の諸先生方に出講を御願ひして、諸君のため特に臨床上の修習をしていただくことになつてゐます。

そこは諸君の御専門のことでもありませんから、定めし熱心にこの機會を利用して十分に研究さるゝことゝは信ぜられますが、私の一片の老婆心から、露骨に申さば、學校を出たての愉快な

時代に、さやうな窮屈な講習なんてイヤだなど、缺席がちにするやうなことのないやうに御願ひいたすのであります。

講習期間中の諸君の成績は、それ／＼の先生方から私の許へ通知があるのであります。諸君の大多数は現在のところ囑託といふことになつてをります。が、將來重要な地位に採用するや否やは、この講習期間中に於ける諸君の素行並に成績等が大に關係のあることとあります。刑務職員としては不適當なりと認められて、不遇な境遇をかこつことなどのなきやう、今日に於て豫め心がけおかれたいのであります。

右終つて伊藤主事の挨拶で閉式し
た。

尙第四次練習生及び第四回保健技手及醫務囑託練習生の姓名は次の如し

特別練習生

長崎 本川與四郎

保健技手及醫務囑託練習生

全	福岡	藤田保一
全	熊本	貫村秀一
全	宮崎	橋本工喜
全	沖繩	前野宗一
全	宮城	工藤義彦
全	秋田	佐藤末治
青森	久留米少年	佐藤宗助
盛岡少年	田邊傳一	渡邊長八
平田第一郎	孫市	孫市

氏名

河忠雄
伊藤孫二
三上敬
大島一
青柳辰夫

竹内成一郎
影山壽郎
庭本一夫
土肥直方
松本喜美造
竹内道生
佐々木壯三郎
上野精三郎
工藤節郎

本會役員囑託

本刑務協會總裁より四月二十五日附を以て左記の通り本會役員を囑託された。

理事 秋山要
副會長 秋山要
監事 河邊湛然

恒例茶話會

刑務協會月次茶話會は、四月二十三日午後一時半より、刑務協會樓上に於て舉行、田中旭嶺嬢の「北滿あらし」といふ琵琶の餘興があつて、同二時半から、參謀本部軍事課員鈴木中佐の「極東問題の過去及び現在」と題する講演を聴講し、四時過ぎ散會した。當日の出席者は左の如し。

(行刑局) 印南眞一、塩見市郎、三宅定男、中田主税、掛樋松治郎、土橋惣太郎、狩野麻男、清水時治郎、金田榮三郎、(市谷) 佐藤乙二、横山和義、松山憲太郎、川添敬三、佐藤備六郎、島田幸治、吉永聰夫、白倉通雄、大森佐登美、松岡修一、大橋大秀、志々目慶男、藤井 康、藤井惠照、(小菅) 根田兼治、關敬信、鈴鹿由太郎、

金子寛吉、中村三郎、栗田紀道、倉本勇、黒田辰治、(巢鴨) 原 卓一、岡村保容、彌永熊雄、林仁次郎、枇杷橋喜一、長谷場正壽、松富實、岡井義雄、無盡響、栗原喜市郎、居川良一、水越喜六、明才地松三(豐多摩) 加藤專精、藤井義海、二場實俊、檜原由之、神酒澤孝四郎、西村京一、安齋政次、萩間友榮、小林陸、藤澤覺義、荻屋公正、山下久雄(横濱) 河邊湛然、石野良之助、鹽川兵次、小山博、原源太郎、高野留吉、西 榮、林 薫(甲府) 須藤善一郎、東山惠雄、奥田 將、小池重治、武井昌範(千葉) 齋藤文藏、磯 徳二、北島顯夫、引野信夫、大平玄秀、伊藤長吉(前橋) 關川重雄、高橋 健、吉田敬靈、佐藤忠一、桂 達雄、鹿島和吉、霜觸善太郎、信

澤林作、中沼音次郎(水戸) 飯島藤作、多田 龍(長野) 飯田忠直、山口勇四郎(宇都宮) 赤城一雄、平松孚之、本多龍馬、加藤春吉、田崎治三郎、(八王子) 鈴木 環、金澤公炳、玉井策郎、津島 衛、伊達宗憲、井上惣三郎、本吉伊太郎、井上貞次郎、森田一平、龜山武夫(川越) 菅原唯定、市川藤吉、宮田 誠、豐田友平(静岡) 川村次郎(神戸) 櫻谷英夫(栃木) 藤井藤藏、三浦マツ、高久セン(其他) 寺崎勝治、内丸 康、近藤亮雅、土倉是空、長谷川喜一、藤澤正啓、松山爲治、香川又二郎、福村太三郎、金井十四虎、武子喜久治。

敘任辭令

六級俸(三月十三日死亡)看守長 須磨卓一(岩國少年)

(三月十二日)

檢事 秋山 要

兼任司法書記官、保護課長行刑局兼務高等官三等

免兼官 檢事兼司法書記官 大原 昇

(三月十八日)

八級俸(願免) 保健技師 重信 琢雄(岡山)

岡山轉勤 同 西村 實(奈良)

(三月十九日)

東京區檢事 岡 五郎

司法書記官(行刑局)高等官四等六級俸

三月二十一日

京都地檢書記兼看守長 島山雲平(京都)

免本官專任看守長三級俸

同 千葉同 同 青柳 彌錄(千葉)

同 東京同 同 川添 敬三(市谷)

同 九十七圓 安濃津同 同 藤 勝熊(三重)

同 岡山同 同 樋上 貳策(岡山)

同 四級俸 福岡同 同 大田 彦治(福岡)

同 九十七圓 仙臺同 同 關 直衛(宮城)

同 函館同 同 三浦 平三(函館)

同 四級俸 行刑局屬兼 同 福山 福太郎(小菅)

同 五級俸 同 同 山根 信松(同)

同 同 同 益山 喜三郎(豐多摩)

同 同 同 井澤 實猛(濱松)

同 同 同 支所長典獄補 井澤 實猛(濱松)

同 同 同 支所長 宮田長之助(同)

同 同 同 看守長 宮田長之助(同)

同 同 同 三月三十一日

同 同 同 保健技師 日高 顯行(岡山)

同 同 同 岡山轉勤 五級俸 同 多田 隈建雄(京都)

同 同 同 京都轉勤 同 杉下 學人(豐多摩)

同 同 同 栃木支所勤務六十七圓 看守長 池田 詮季(宇都宮)

同 同 同 看守長(宇都宮)九級俸 看守 城 元米吉(大阪)

同 同 同 同(岩國少年) 同 同 三重野 繁馬(宮崎)

同 同 同 同(浦上支所)六十圓 同 濱地 七郎(福岡)

同 同 同 福井支所勤務 看守長 久保井 覺治(金澤)

同 同 同 金澤兼務 支所長 高木 初二(七尾支所)

同 同 同 願免 保健技師 森 衛(長崎)

同 同 同 同(松江)四十七圓 看守 在木 武喜(大阪)

同 同 同 青森轉勤 看守長 山根 金一郎(松江)

同 同 同 橫濱轉勤 同 清 庸三(青森)

同 同 同 集鴨轉勤 同 杉藤 豐治(小菅)

同 同 同 千葉轉勤 同 鈴木 英三郎(橫濱)

同 同 同 名古屋轉勤 同 堀池 猪太郎(千葉)

同 同 同 集鴨轉勤 同 松富 哲(浦和支所)

同 同 同 浦和支所轉勤 同 水上 友吉(集鴨)

同 同 同 看守長(浦和支所)六十圓 看守 清水 重光(長野)

同 同 同 小田原少年所長 所長 典獄 寺澤 政市(盛岡少年)

同 同 同 盛岡少年所長 支所長典獄補 泉 英藏(山形支所)

同 同 同 免本職久留米少年所長 所長 同 泉 顯彰(久留米少年)

同 同 同 典獄補 西岡 三郎(集鴨)

同 同 同 久留米少年所長五級俸 典獄補 小林 利吉(熊谷支所)

同 同 同 支所長看守長 支所長看守長 小林 利吉(熊谷支所)

同 同 同 免本職浦和支所專務 看守長 小久保 義晴(浦和支所)

同 同 同 熊谷支所長 所長 典獄 佐藤 乙二(市谷)

同 同 同 豐多摩所長不在中事務取扱ヲ命ス

所長 典獄 椎名 通藏(豐多摩)

(四月九日)

司法書記官 森山 武市郎(行刑局)

檢事(東京控訴院檢事)高等官三等二級俸

(四月十一日)

五級俸(願免) 看守長 下川 彌八(鹿兒島)

(四月十二日)

所長 典獄補 寺澤 政市(盛岡少年)

典獄、盛岡少年所長高等官五等六級俸

所長 典獄補 須藤 善一郎(甲府)

典獄、甲府所長高等官六等七級俸

(四月十四日)

所長 典獄 東 邦彦(小田原少年)

司法書記官(行刑局)高等官六等十級俸

看守長 鷺津 愛十郎(集鴨)

典獄補(大阪)高等官七等九級俸

(四月十六日)

看守長(橫濱)六十圓 教務囑託 荻生 治雄(集鴨)

同 (濱松支所)八級俸 同 伊東 正一(小菅)

二月三日
法務課兼務ヲ命ス 行刑課長 大原龍三

朝鮮總督府有守長 武藤勝次(西大門)

補咸興刑務所元山支所長 杉松民造(大田)

補大邱刑務所安東支所長 同

二月五日 朝鮮總督府典獄 海城他人男新義州)

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス 堀江清次郎(新義州)

新義州刑務所長事務取扱ヲ命ス 二月十五日

任朝鮮總督府有守長給九級俸 板倉道夫

西大門刑務所在勤ヲ命ス 和田義一(春川)

西大門刑務所春川支所在勤ヲ命ス 和

西大門刑務所在勤ヲ命ス 金 星 庚(安東)

朝鮮總督府監獄通譯生兼看守長 釜山刑務所晉州支所長

朝鮮總督府看守長 眞田常雄(晉州)

公州刑務所在勤ヲ命ス 公州刑務所清州支所長

二月二十三日 朝鮮總督府看守長 松浦秀雄(大田)

清津刑務所長在勤ヲ命ス 依願免本官 同

各 任朝鮮總督府看守長給十級俸 加藤市藏(清津)

通 各 任朝鮮總督府看守長給十一級俸 奧 庚子生

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所在勤ヲ命ス

光州刑務所長在勤ヲ命ス 木浦刑務所長在勤ヲ命ス

京城刑務所長在勤ヲ命ス 公州刑務所長在勤ヲ命ス

西大門刑務所長在勤ヲ命ス 西大門刑務所長在勤ヲ命ス

西大門刑務所長在勤ヲ命ス 同

任朝鮮總督府看守長給九級俸 各 任朝鮮總督府看守長

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

釜山刑務所長在勤ヲ命ス 釜山刑務所長在勤ヲ命ス

三月一日
朝鮮總督府典獄補 金子義亮(公州)
任朝鮮總督府典獄 敘高等官七等 八級俸下賜 補公州刑務所長
朝鮮總督府典獄 大澤利之(全州)
補新義州刑務所長
朝鮮總督府看守長 芥川安壽(全州)
全州刑務所長事務取扱ヲ命ス
三月十日
朝鮮總督府監獄通譯生兼看守長 金炳律(平壤)
新義州刑務所所在勤ヲ命ス
平壤刑務所所在勤ヲ命ス 同 李東明(海州)
三月十四日
朝鮮總督府看守長 遠藤讓也(大田)
京城刑務所所在勤ヲ命ス
大田刑務所所在勤ヲ命ス 同 森田久成(木浦)
木浦刑務所所在勤ヲ命ス 同 白川末喜(金泉)
金泉少年刑務所所在勤ヲ命ス 同 山本乙男(馬山)
朝鮮總督府通譯生兼看守長 咸昌熙(大田)
大邱刑務所所在勤ヲ命ス
朝鮮總督府看守長兼通譯生 金顯泰(西大門)
大田刑務所所在勤ヲ命ス
三月十八日
朝鮮總督府通譯生兼看守長 李山容(九大邱)
釜山刑務所所在勤ヲ命ス

釜山刑務所馬山支所所在勤ヲ命ス
西大門刑務所所在勤ヲ命ス 同 文致然(京城)
三月十九日
朝鮮總督府典獄 金子義亮(公州)
補全州刑務所長
補公州刑務所長 同 鈴木礎一(咸興)
補咸興刑務所長 同 小丸源左衛門(開城)
補開城少年刑務所長 同 古賀大藏(清州)
朝鮮總督府典獄補 長澤英雄(晉州)
補公州刑務所清州支所長 杉山季治(同)
釜山刑務所晉州支所長事務取扱ヲ命ス
依願免本官 朝鮮總督府典獄補 入江彌彦(清津)
清津刑務所長事務取扱ヲ命ス 同 森岡清治(同)
三月二十二日
任朝鮮總督府看守長給九級俸
全州刑務所所在勤ヲ命ス 全州刑務所群山支所所在勤ヲ命ス
朝鮮總督府看守長 小林吉三郎(馬山)
補釜山刑務所晉州支所長 同 長谷場芳介(釜山)
補釜山刑務所馬山支所長 同 速水宗一(開城)
釜山刑務所所在勤ヲ命ス 同 本山庄一(光州)
開城少年刑務所所在勤ヲ命ス 同

光州刑務所所在勤ヲ命ス 同 阿部敬夫(群山)
三月二十三日
各 朝鮮總督府看守長兼屬 渡邊 豐(西大門)
通 朝鮮總督府屬兼看守長 栗本眞一郎(法務局)
任朝鮮總督府典獄補 敘高等官七等七級俸下賜
朝鮮總督府典獄補 渡邊 豐
西大門刑務所所在勤ヲ命ス
補清津刑務所長 同 栗本眞一郎
朝鮮總督府保健技師ニ任ス 高橋榮藏
四級俸下賜 海州刑務所所在勤ヲ命ス
朝鮮總督府看守長 森岡清治(清津)
清津刑務所長事務取扱ヲ免ス
四月五日
朝鮮總督府典獄補 渡邊 豐(西大門)
兼任朝鮮總督府屬 法務局勤務ヲ命ス 行刑課勤務ヲ命ス
朝鮮總督府看守長 村本岩松(金泉)
任朝鮮總督府屬 給十級俸
法務局勤務ヲ命ス 行刑課勤務ヲ命ス
兼任朝鮮總督府看守長 西大門刑務所所在勤ヲ命ス

叙位叙勲

二月八日
朝鮮總督府典獄 藤村喜一(光州)
敘勳六等授瑞寶章
朝鮮總督府看守長 森行春(木浦)
敘勳七等授瑞寶章
二月九日
敘從七位 同 柴田健吾(平壤)
加藤市藏(清津)
二月十五日
敘從七位 朝鮮總督府保健技師 大島芳生(大邱)
敘正七位 朝鮮總督府教誨師 古賀靜開(新義州)
同 杉山顯正(平壤)
三月十五日
敘從七位 朝鮮總督府看守長 宮地次八(公州)
敘正八位 同 蓬萊新太郎(清津)
三月三十一日
各 朝鮮總督府典獄 藤村喜一(光州)
同 小丸源左衛門(咸興)
同 山下良右衛門(釜山)
陸敘高等官六等

家庭の頁



兄弟の數と

智能や性質の關係

サーストン教授の研究

頭の良い子

▼と悪い子

兒童相談所或は教育相談所等へ、智能に關して訪れる子供全體を通じて見ると、非常に頭腦の明晰な子供が、又は頭腦が甚しく悪いかの二様に限られてゐます。頭腦の悪い子供が兩親の心配の種である事は勿論ですが、非常に頭腦

のいい子も問題を起し勝ちなのです。又之等の兒童達を年齢の上から見ると、年上になつてから相談所を訪れる兒童には頭腦の悪い者が多く、年少で訪れるのは頭腦のいい子に多いのです。子供自身の問題は別として、兩親が子供の年齢に應じて心配の仕方、事柄が違つて来るのが見えて面白く思はれます。

兄弟の數と

▼智能の關係

大たい兄弟の無い子供は少く一人なり二人なりあるのが普通ですが何か此處に兄弟の數と子供の智能との關係と云ふ問題が起つて来る様に考へられます。若し兄弟の數と智能との間に何か或る關係があるとするれば、自ら重大な意義を持つこと、なります。サーストン教授の研究に依ると、智能が普通以上の子(智能指數五〇、六〇以上)は兄弟の數が少い程益す頭能が明晰で智能が普通以下(指數五〇、六〇以下)の子は子供の數が少い程頭腦が悪いと云ふ結果が出てゐます。此の事を別な方面から觀察すると、上層の知識階級は優秀な智能の遺傳と、裕福な環境とを持ち自然的に産兒が制限される理由がある上に、更に子供を意識的に調節してゐるので、頭腦の明晰な者の多い上層階級の子

供には兄弟が少いと云ふことになりません。

年齢の差と

▼智能の關係

いま直ぐ上の兄弟と、其の子との年齢の差と智能との關係を見ると

一歳(年齢の差)七五・五(智能指數)二歳七三・八、三歳七三・七、四歳五五・二、八〇・〇、六歳九四・六、七歳八一・〇、八歳以上六一・四であつて、直ぐ上の兄弟との年齢の差が一歳から五歳(年齢の差が著しくない者)迄が差の甚しいものより智能が斷然いいのです。

女の姉妹か

▼男の兄弟か

次に女の姉妹がいゝか、男の兄弟がいゝかと云ふ問題言ひ換れば兄弟かある者と、姉か妹を持つ者或は次の子供が異性が同性かの問題——を見ますと

男の子の場合

下が男(弟) 五七・九

下が女(妹) 四二・一

女の子の場合

下が男(弟) 五二・〇

下が女(妹) 四八・〇

(數字は智能指數ではない問題の寡多の數字)であつて男の子には下に直ぐ妹が上に姉がある方が問題を起す事少く、女の子の場合には差は極端ではあるが、直ぐ下は妹の方が問題を惹起する可能性が少いと云ふ結果が得られたのです。

簡 單 な 活 力 試 驗

間秒五十四

身體が丈夫であるかないかを簡単にためす方法があります。それは五分間程靜かに椅

子に腰をかけて尋常に呼吸をします。次に深く息を吸ひ、それを吐きださずにそのまゝ、できるだけ長く辛抱して御覽なさい。もしあなたが四十五秒耐へることが出来ましたら活力は上乘です。廿五秒でも悪いことはありません。けれども十五秒より以上もつことが出来なかつたら、それは弱い方で手術などは出来ません。醫師の言によりますとこの試験法は人の回復力と麻酔薬を與へた後の反應力を示すといふことです。このほか手術の前には血壓や赤血球の試験などがあります。息を殺してためす事は世界大戦の時からはじまつたもので、英國やカナダでは、四十五秒の間呼吸をとめてゐることの出来な者は飛行士に採用しなかつたものです。手術を受けるのと、飛行士が五マイルの上空で經驗する身體の反應と、丁度同じことださうです。

何から一番

病氣はうつるか

病菌は彈丸と同じ

米國ユタ州立農科大學クリブス教授の所説によると病氣のうつるのは病人に接觸するか、媒介によるのである。言葉を変へていへば病菌の主な傳播者は爪と食器と蠅である。

細菌は病人の口中に無數に繁殖してゐるが時としては一見健康な人の口中にも存することがある。でこれらの病菌が一人の口より他の口に移り行くのは容易である。例へばゴツプの如きは數多い媒介物の一である。病氣が空中を通じて移るものでないことは痘瘡にせよ、はしかにせよ、或は又猩紅熱

にせよ、同じ家同じ室にゐながら注意によつて感染しないので知ることが出来る。市内各所に發生して恰も病菌が空中を浮遊して蔓延するかの様に想像された黄熱、マラリヤ熱または黒死病も今日では昆虫の仲介によるものである事がわかつた、精細な研究の結果、流行性感胃も世界各地に殆ど同時に發生するに拘らず病菌は人から人に傳はるのであるを發見した。クリブス教授はまたわれは常に身體を健全にすることは望ましきことではあるが、健康な者が病氣にかゝらぬとはいへないそれは如何に

達者なもので弾丸を受けこたへるもの出来ぬやうに保證にはならないのである。早い話が腸チフス、梅毒、流行性感冒等が強弱の差別なくおかすのを見て明かである。人間は健康を保ち得て初めて生甲斐があるからできるだけ丈夫にならなくてはならぬが、病気の傳染を避けようと思はば病原たる有機物に近づかぬことであるといつてゐる。

袂のくそには

十九種の微菌

着物の袂、洋服のポケットなどにはいつの間にか袂くそがたまふものです。よく氣をつけて時々ブラシをかけておけばそんなこともありませんが、放っておくと汚いばかりでなく衛生的ではありません。なぜなら袂くそには細菌學者の説によれば少くも十九種類の微菌が発見されるといふか

ちです。これが知らず／＼の間指先やハンカチから口、鼻を通じて人體に入り込み有害な働きをします。怪我をした場合袂くそをつければ血がとまるなど、いつて直ぐつける人がありますが、これは飛

牛肉よりも

榮養價の多い魚肉

日本人にとつて嬉しい新発見

魚より牛肉の方が榮養價値が多いといつて、從來一般の榮養觀念では魚が大變輕蔑されてゐた、それが今度陸軍技師橋本英一氏の研究によつて、事實は全くその正反對であることが立證されたが、魚類の豊富に日本として、これは非常に興味ある問題だ、同氏は語る

牛肉を食ふと肥ると一般にいはれてゐるが、これを魚にくらべてどうかといふ研究はまだされてゐなかつた、實驗には白ねずみを使ひまた牛肉と魚肉は罐詰を用ひたが、この二つの比較實驗では、魚肉を與へた方の白ねずみは四ヶ月後に平均二十グラムから三十グラム體重が多くなつた、つまり牛肉を與へるよりも魚肉を與へた方が、發育がはるかによかつたのである。この魚肉も種類によつて榮養價値が相違する、かつをがもつと高く鰯がこれにつき、つい

で鰯、鰯といふ順序で四種のうちでは鰯が一番悪かつた。それでは何が原因で魚は牛肉よりも動物の食料として發育をよくするかといふに、これは沃度の關係で、標準飼料をこしらへて一方には沃度を加へ、一方には沃度を減らしたところ、沃度を加へた方は發育がよく、ない方が悪かつた、そこで今度は牛肉に沃度を加へて食へさせたら魚肉ばかりの榮養をやつてゐたものと大して違はない發育を示した。これから考へて單に榮養の點から見たなら値の高い牛肉を食ふよりも安い、しかも澤山ある魚を食つた方がよく、また同じ牛肉を食ふにしても、沃度を含んでゐる海藻特に昆布かなにかを一緒にすると、魚と變らない榮養をとることが出来る。それに沃度を加へた方が消化がよい、これは蛋白質にしても含水炭素にしても同様だ。



時局と作業

小菅 柴田 生

日支事變の潮流が、行刑作業史に特筆すべき光彩を記録せしめ得たのは、所謂軍需品製作のそれである。

事變以來收容者の時局に對する關心は頗る鋭敏且つ高度であつた。幹部吏員に於ても教誨の席に、將また機會あるごとに、經過の報道につとめたのと「人」の記事や彼等の受くる郵便によつて、いやが上にも彼等の愛國心は燃え立つた。昭和七年元旦大和魂について、所長の熱烈深刻なる訓諭は、かゝる時彼等の感情を

どんなにか緊張せしめたであらう。春はまだ浅き二月、突如として當局は作業動員の計畫を發表した。矢つぎ早に各種軍需品の製作が始まり、時局の波動は餘所事ならで、今や刑務所の頭上にひゞいて來たことが、又どんなにか彼等の情緒を現實的ならしめたであらう。見よ作業の態度を！僅々月餘に製作したる砲彈箱、水筒紐、防雨外套等々十數點の軍需品種目と總額五萬餘圓の収入は、作業經營の異常なる輝きであり、彼等の熱と汗との涙ぐましき赤誠の結晶なのだ。一本の釘に、一打ちの金槌に、夜に目をついで支那胃癆せよとの響きが、彼等の魂に徹して此處にこめられていつたのである。深夜業！徹夜！勿論それは繰り返へされた不眠！それもいとほなかつた。疲勞！それも不平でなかつた。たゞ彼等の念頭は迅速に！優秀に！とひたむきに製作する心で一杯であつた。其處には戒護上の支障はなかつた。精密な作業計畫に亦齟齬のありやうはすがない。些かの事故もな

く關係職員の不眠不休の指導と相俟つてなめらかに作業は進行したのである。無論製作作品の納期は確實に守られていつた。かくて軍需品製作當時、各方面よりあやぶまれてゐた刑務作業が、完全にその使命を果し、軍部に多大の満足と與へ且つ信用を博し得たのである。これにより、軍務當局をして今後の軍事動員計畫に刑務作業重視すべしと、嘆賞せしめたるも宜べなるかな。かくも刑務作業が國家的に認識せられたるこそ、法網の中に働く彼等の身にとりて、またなき報酬であり、とりもなほさず彼等が皇國に捧げたる赤誠の大いなる現はれである。省みて私は今次の作業戦線の異狀を感激なくして擬視せざるにはゐられない。職員と收容者、使ふ人と使はれる人、よく各自がその本分を守り、渾然融和して働いたのだ。そこには利己心もなかつた、感情のもつれ醜い争ひもなかつた。たゞ國家の生命線を永久に守る日本傳來の大和魂！祖國愛の發露があるのみ

だ。彼等が愛國の熱情を吐露したる「人時局所感號」を試みに讀み給へ、血あり涙あるこの心意氣が、かくも過大なる軍需品製作を次々に完成したのだ。自由社會勞働者の二倍以上の能率を上げしめ得たのも必然の結果である。

あゝ祖國愛！祖國愛には善人、惡人の境界はない。今わたくしは如實にそれを知り得て、難事たる教化また不能ならずとの確信をしつかりとらへ得たのだ。四月號「刑政」巻頭に正木書記官は言はれたではないか、受刑者が誠意作業に當り、報國の誠を表示する機會に直面する場合、彼等は初めて自己の熱と汗の中に、眞の自己を見出し得るに至るのであると、然り眞の自己を見出し得たる後に於てこそ教誨も教育も生きて行くのだ。今尙軍需品製作は繼續せられてゐる。受刑者は切々と働いてゐる。かゝる時行刑の第一線に馳驅し、彼等に直面するわれ等は、益々祖國愛の觀念を喚起せしめ、一層國民精神を作興し以て行刑有終の美を完ふせしむべきこそ重且大なる使命であらねばならぬ。

◇職務研究會を希望して

青森 蘭山生

凡何事も研究と云ふ事に依つて、より以上の好結果が得られるのである。故に此の研究と云ふ事は何事にも缺くべからざる必要と云はねばならぬ。況して人の改善をモットーとし收容者を社會的人格者として改造せねばならぬ行刑に於ておや。行刑は云ふまでもなく人と人との關係なるが故に、吾々は何等研究心なく奢漫然と其の目を過すのみにては、恐らく現今叫ばれる行刑の目的は達し得られないのである。

故により以上の行刑の結果を期待し、一層行刑の効果を大ならしめんと欲せば先づ、吾々刑務官は職務上必要な總てを研究せねばならぬ。

即ち吾々は素養、常識の養成に就てはもとより進んで收容者處遇法を研究せね

ばならぬ。

然らば素養、常識、處遇法は何に依つて研究するか、言ふまでもなく「文道」の研究に依つて之を獲得せねばならぬ。而して又危險性を持つ收容者を取扱ふ上に於ては武道（劍道、柔道）の研究もなくてはならぬ。武道の研究は文道と共に吾々に必要である。

常に吾々は「治に居て亂を忘れぬ」の精神で無くてはならぬ。故に吾々刑務官は昔より曰ふ文武兩道に秀でて居らねばならぬ。

然るに現在どの程度まで文武に就て研究が進められて居るか云ふに、決して兩者歩を一にして進められて居ないのである。

私はかつて二三の刑務所を見聞したのであるが各刑務所共武道は盛んに行はれ獎勵せられて居るが、文道に於ては甚だ幼稚なもので且つ其の一端として設けられてゐる職務研究會（刑務官上下集合して職務上の意見を交換する茶話會）も殆んど省略せられ、お流れとなつて居るの

である。

斯くては改善をモットーとする行刑に於て其の終局たる目的、即ち社會實生活者の一人として彼等を改善教育し再び犯罪を累ねる事なき眞の人として改善する事が出来ないのである。何故なれば改善の爲め必要な職務に對する研究の一つが缺けてゐるからである。

職務に對して其の一つを缺いては其の職務を完全に行ふ事が出来ない。故に私は行刑のより以上の成績を望めば武道は勿論、文道を盛にし現今の行刑思潮を充分研究し、而して徹底したる處遇により彼等收容者を指導改善すべきであると思ふ。

要するに文を廣めるには職務研究會を開催し、此の機會に於て吾々刑務官は上下心の疏通を計り、總て行刑執行上必要な部分に就てはお互遠慮なく意見を交換し、上下一致共力して職務に當り行刑終局の目的を達する様爲さねばならぬ。故に私は此の意味に於て職務研究會なる茶話會の開催あらん事を希望するのである。

ある。

◇映畫の夕

横濱 勝川生

我等國民として忘るゝ事の出来ない、滿洲上海事變並に有名な「次郎と其の母」の映畫が三月八日午後六時半開催せられた、時局に鑑み最も適切な事と思ふ。

劈頭第一の上海事變は富士の黎明に始まり、次で揚子江口の實景、威風堂々たる帝國聯合艦隊の勇姿、米國東洋艦隊、英國アジア艦隊、陸戰隊の奮戦、航空隊の目覺しい活躍、更に敵砲彈下に馳驅する我が將士の力戦、我等も神州男兒これを一編の映畫といかで看過出来ようや、我皇軍に衷心感謝し敬意を表すると同時に心の奥には大和魂の躍如たるものがあゝ轉じて東洋一と誇る大連市街の實寫となり、天然の寶庫を以て世界に喧傳さるゝ大滿洲の實況と、其の有する無限の富及び日清日露戰役當時の追憶となる。

此の時局に際し彼等受刑者に對し其の實況を知らしめ、一は以て皇恩の無窮を

第二は皇運の威力を以て勇奮せしめ、第三は「守れ滿洲帝國の爲」即ち滿洲の重大性を意識せしむることこれ等は行刑目的達成上最も緊要事ではあるまいか、且つ彼等をして國民的意識に立歸らしめ、燃ゆるが如き愛國心を起さしむるは改心の動機ともなるものにあらざるや。此等の諸點より考察する時に映畫、ラヂオ、或は雑誌「人」等の効果は絶大であると信ずる。況んや行刑は教育なりと謂はるゝ、今日に於てをや。

最後に「次郎と母」の映畫母と子供三人の家賃にさへ困る貧しき一家、母が工場へ通つて漸く露命を繋ぐ其の日暮し、かゝる此の世の悲哀、姉弟の工場通ひ家主の家賃請求、三郎の盗み、一家の悲嘆の有様を見ては轉た人生の哀寂を感じ更に校長の「貧乏は一生付き纏ふものでは無い」と次郎を惜す言葉、六百有余の彼等鼻を吸る音吸泣の音寂として靡無し、あゝ此

の涙此の涙此の涙無くして改悛如何なるものぞ、涙より涙に通ふ心こそ神佛に通ふ心ではないか、斯て彼等の心の奥に秘めらるゝものは何ぞ「俺は今から眞人間になるんだ貧苦とも戦ひ生れ變つた後半生に生きよう。」と教務主任殿の聲涙下る熱誠なる言葉に結ばれんとする最後の會場を見渡せば彼等の双頬には涙が光つてゐた。

昔日の應報刑ならいざ知らず今日の目的主義の軌道上を進む行刑に於て、此の催は決して忽にすべからざる重要な地位にある事を深く感じ拙稿を草して當局に謝し併せて大方の參考に供する次第である。(完)

一九三二 三、一五夜

◇時局偶感

三重 章二生

爆弾を抱いて敵陣に突入した忠烈無雙の三勇士は眞に懦夫をも起たしむる超人

的行動として、如何なる方法でも褒めたらぬ心、慰めたらぬ不足を感ずるのである。

此物語りは一世の美談名訓として永く後世に残されるであらう。吾々の心境は其の犠牲行爲に深く感激すると同時に更に、我々の職務に對する信念態度も大いに感銘するところあらねばならぬといふ強い影響を受けずには居られない。

受刑者教化てふ大目的の下に至難なる精神事業の前線に立つ吾々も、全く身を碎き骨を粉にしての献身的奮闘によらねば良果を期し難いことは勿論である。作業による職業訓練も教誨による精神教育も、その目的のためには如何なる困難に遭遇してもわれ行くの献身的精神の具現でなければならぬ。

時恰も軍需品製作依頼に依り刑務作業の動員を見、職員は勿論收容者一同君國に盡す献身的熱誠を以て事に當りつゝ、あり、而も軍當局よりは從來の刑務作業に對する危懼の念を一掃し、納期確實に出来榮え亦良好なること遂に民間業者

を凌駕し、將來刑務作業は軍當局に於て必要欲くべからざるものなりとの賞讃を得、大いに刑務作業の面目を施したる由これ平素の訓練が協同的活動力を發揮し上下一致、同心一体、献身的努力の現はれでありこれを以て義勇奉公の一端を盡しつゝありといへやう。

故に此際收容者をして一層時局に對する認識を正確ならしめ、以つて一般國民と憂を共にせしめることは極めて當然の理であると共に、尙此の機會に於て強く祖國愛の觀念を喚起し國民精神を作興せしむることは最も緊急のことである。

ここに於て正木先生の「刑務作業動員に依り收容者をして憂國の涙をふるはしめ度い、そこに再犯防止の妙諦が発見せられる」といふ言葉が一層此の感を深からしめる。

今や滿洲事變一段落を告げ上海事件亦停戦の状態にありと雖、これを以つて直に樂觀を許すべくもあらず未だ内憂外患共に危機の孕めるものあるに鑑み、吾人は刑務官としての使命を一層強調自覺し

平時に倍する行刑の効果を擧ぐることには緊張努力しなければならぬと同時に徒に新聞の戦況に興奮を感じたり謂はれなき巷間の流説を無條件に受け容れ、其のままの心を收容者に取次がんとするが如きは特に慎まねばならない。

(昭和七 三、一四)

◇武の偏重

名古屋 原田生

如何に文に秀づるとも武に遠ざかりし者に虚弱者多くして大成することが出来得ないと同時に衆に拔きんずる武得の者と謂へ共文を學ばざれば其の爲す所粗野にして人の卑下を受け之亦成功の原因を缺除する、さればこそ古より文武兩道の併行を尊びて其の偏重を戒め來つた事は吾國三千年來の歴史的事實に照し合はせて首肯し得らるゝ所である。

如何なる社會的機構に其の職を奉ずる者といへ共この事實を等閑視するを許されない、まして行刑に携はる者須ゆも之が不實行に過さんか、行刑の成果は到底期待し得らる可くもないのである。

然るに今日の刑務界の實狀を検討したならば誰か其の兩道併行はれつゝ、ありと、證し得る者あらうや、外的には竹刀を採り或は柔衣に身を固めて闘争の術を知り、内的には不退轉の崇高なる精神を窮得せんとする劍柔の錬磨は恰も學校に於ける正科の如く其の時間を課せられつゝあるも修養の時間は殆ど皆無の状態である。

時代は廻り開化の波瀾は躍動する頑健なる塙塙と鐵扉に閉された監獄にも、朗な行刑制度が建設され修養に、感化に、幾多の刷新された制度は、目論見られ試みられつゝある時、他面には所謂インテリ受刑者は益々激増し、こゝに教師であり教誨師でありとさるゝ吾等戒護看守と、被教育者であり受刑者である彼等との頭

腦の相違は珍妙にも顛倒したる奇現象を呈しつゝある。更に識者は亦斯く叫ぶ「如何に檢察官の適正なる求刑と、刑事裁判に當る判事の正當な刑の宣告と兩々相俟つとも刑務官に其の人を得ずば其の目的は根底より破壊される。」と然り眞に其の通りである教化に最も重大なる役割を演ずるものは無論檢判事でもなく、典獄でもなければ看守長でもなく、教誨師でもない、實に吾々一般看守である。思ひ一度こゝに到らば何人も看守の教養修養が瞬時も忽緒にし得ざるを知らるであらう。

當局は宜しく受刑者に修養感化の時間を與へし如く、吾等にも武の偏重を緩和して、修養教化の指針と、時間とを垂與されん事を、斯くしてこそ行刑の目的は其の明朗なる當局の立法と相俟つて有終の美を行刑史上に劃するものなりと思料する者である。

法學志林

第三十四卷「第四號」
昭和七年四月一日發行

刑法改正案論評

牧野英一

□事實の錯誤——法律の錯誤——結果的責任

ウイーン學派と法律の解釋及び適用、木村 龜 二

□その自由法論との關係

英法に於ける競合過失の理論的考察、安武東一郎

非理法權論

雨 花 子

新刊批評及思潮概觀

□債權法の思想的背景（牧野英一）

□律令の恢復（大塚郷二）

□アメリカ諸州に於ける刑事立法の傾向（武藤文雄）

□新刊短評八件

判 例 民事十件 刑事七件 行政三件

歐 文

□權利の觀念の變遷（牧野英一）（佛文）

東京 法政大學發行

法學協會雜誌

第五十卷・第四號

論 說

國際法と國內法との區別及關係

東京帝國大學教授 美濃部達吉

特許權觀念の史的發展

法學士 高島文雄

地下水利用權論

法學士 武田軍治

資 料

獨逸民事訴訟法草案概説

東京帝國大學教授 兼子 一

判例研究

民事訴訟法判例批評（一二〇） 法學博士 加藤 正 治

民事法判例研究錄（昭和五年度）（一一）

新井英夫——杉之原舜一——吾妻光俊——末弘嚴太郎——鈴木竹雄

戒能通孝——加藤正治——兼子 一——田中耕太郎——福井勇二郎

雜 報

法理研究會記事「滿洲時局の感想」

法學協會定期總會記事

東京 帝大 內 法學協會發行

法律論叢

第十一卷 第四號

昭和七年四月一日發行

論 說

勞働法の指導原理（二）……森山武市郎

——ボットホッフの思想とこれに對する批判——

民事訴訟法に於ける口頭辯論準備制度（二）……野 間 繁

資 料

法律の道德化……牧野菊之助

獨逸に於ける新緊急命令と司法制度……藤江忠二郎

判例研究

商法判例研究……水口 吉藏

雜 錄

監獄學の泰斗故クライン氏に就て

判 例

民事判例 一四件 刑事判例 一三件

月間時事

明治大學內 明大學會發行

法曹會雜誌

第十卷 第五號

昭和七年五月一日發行

定 價 金 五 拾 錢

○判例に現はれたる裁判上の和解……大阪地方裁判所 長 片山通夫

○意思の陳述を命ず（一）……旭川地方裁判所 中 川 毅

○違法性とロシヤ刑法（三完）……東京地方裁判所 小泉英一

○科學的原則の發見（一）……司 法 省 調 査 課

○者に與ふる財産權……神戸商業大學 齊藤常三郎

○破産法に關する改正意見……教 授 佐瀬昌三

○一九三二年第三回國務會議（一）……檢察官 事 佐瀬昌三

○刑法協會バレルム會議……法 學 士 入江良武

○少年留置所（Juvenile Detention Home）……法 學 士 入江良武

○ゴレスワージーの劇（下）……原田 漸

○に現はれたる裁判（三完）……

○法曹會決議○司法省訓令通牒回答○判例要旨○戶籍事

務協議會決議○寄書○新法令○雜報○會報

司 法 省 構 內

財團法人

法 曹 會 發 行

振替東京一五六七〇番

東京帝國大學法學會 法學論叢

昭和七年五月 號五第卷七十二第

教會法の法源(一).....栗生武夫

法の本質とその把握方法(三・完).....恒藤恭

——(併せて)法と政治と國家との相關性について——

犯罪に於ける違法の社會學的本質(二・完).....久禮田益喜

マキーパーの與へた國家の定義.....大石義雄

株式會社の基本觀念に關するハウスマンの見解.....大隅健一郎

批評と紹介

フロリンスキイ『ロシア帝政の終末』(池田榮)——『ヘーゲル法律哲學概論』(加古祐二郎)——ケンブリッジ國際法學會決議(齊藤武生)

——美濃部達吉博士「憲法撮要」改訂第五版(大石義雄)——新進法制史家の論考(牧健二)

民事判例批評

抵當權の登記と民法第六百二條の期間を越ゆる質貸借——夫の財産管理權の濫用(末川博)——請求に關する異議と其の事由——競賣法に依る競賣と請求に關する異議——確定判決と再訴の許可(山田正三)

東京帝國大學法學會發行所
東京有斐閣
發行所
東京有斐閣

壹冊金拾錢稅壹錢半
半年分郵稅共金參圓
一年分郵稅共金六圓

編輯餘錄

椎名豊多摩刑務所長のベルヌに行
かるゝを歡送する。刑務所長として
歐米にゆかることは明治二十三年
非職神奈川縣典獄小河滋次郎氏以來
の出來ごととして又行刑史の一片を
爲し得るといへよう。

青木教授の論説を戴くことを得
た。そしてその内容がベルヌの科學
的考查と關聯を持つ點に於て特に貴
重なものといはねばならぬ。

塩野局長の發案の下に先輩ととも
に明治初年の監獄を語る座談會を催
して見た。座談會とはいふものの、活
きたる明治監獄史を作ることが主た
る目的なので或は大衆的には歡迎を
受けぬかも知れない。しかし、かう
した史料を残すことはわれわれ編輯
者にとつて一つの義務でもあること
を諒されたい。

ベルヌに於ける椎名君の活動を想
到して置かう。五月十三日以後に開
かるべき委員會に於て主たる論議の
標となるものは四人に對する科學的
考查であるが、既にそれを實行して
居られた椎名君の立場がいかに輝や
かしきかは吾人の特に祝福せねばな
らぬところであらう。君の健在を祈
る。

新に岡學士及び東學士が行刑局に
書記官として勤務されることになつ
た。兩君の援助によつて更に刑政の
内容の充實されるであらうことを期
待して頂きたい。

昭和七年四月二十日夜

——あき維——

定價表		廣告料		注文規定	
一冊(稅共)	金二十五錢	一冊(稅共)	金一圓五十錢	●御注文は總て前金のこと	●御注文は總て前金のこと
六冊(稅共)	金一圓五十錢	二冊(稅共)	金三圓	●御注文は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて	●御注文は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて
十二冊(稅共)	金三圓	一冊(稅共)	金一圓五十錢	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		二冊(稅共)	金三圓	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		三冊(稅共)	金四圓	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		四冊(稅共)	金五圓	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		五冊(稅共)	金六圓	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		六冊(稅共)	金七圓	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		七冊(稅共)	金八圓	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		八冊(稅共)	金九圓	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		九冊(稅共)	金十圓	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		十冊(稅共)	金十一圓	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		十一冊(稅共)	金十二圓	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		十二冊(稅共)	金十三圓	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和七年四月廿八日印刷納本
昭和七年五月一日發行

編輯人 伊藤忠次郎
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三三番地

印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三三番地

發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地

電話銀座 二三四四、三八二五番
振替口座 東京二五〇五九番

45^e Année n° 5

Mai 1932

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Aoki, S. —Du travail pénitentiaire et de la psychologie.

Kimura, K.—Des délinquants d'habitude au point de vue de
la politique criminelle.

Nakao, B.—L'exécution des peines privatives de la liberté
comme éducation sociale.

Mouvement des idées à l'étranger:

E. R. Cass, The society's responsibility for crime (continued).

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio